



毎月2回10日・25日発行  
 発行所  
 川崎市役所  
 (総務企画局総務部法制課)  
 川崎市川崎区宮本町1  
 電 話 044-200-2062  
 F A X 044-200-3748

目 次

規 則

◇川崎市中央卸売市場業務条例施行規則等の一部を改正する規則(第23号)…………… 2489

告 示

◇自転車等の撤去と保管(第130号)…………… 2490  
 ◇道路法に基づく入札占用指針(第131号)…………… 2490  
 ◇道路法に基づく入札占用指針(第132号)…………… 2490  
 ◇道路法に基づく入札占用指針(第133号)…………… 2491  
 ◇告示の訂正(第134号)…………… 2491  
 ◇港湾施設の名称、位置、規模等(第135号)…………… 2491  
 ◇自転車等の撤去と保管(第136号)…………… 2491  
 ◇指定障害福祉サービス事業者の指定(第137号)…………… 2492  
 ◇指定障害児通所支援事業者の指定(第138号)…………… 2492  
 ◇指定特定相談支援事業者の指定(第139号)…………… 2492  
 ◇指定障害福祉サービスの事業の廃止(第140号)…………… 2493  
 ◇道路区域の変更(第141号)…………… 2493  
 ◇道路の供用開始(第142号)…………… 2493  
 ◇生活保護法等による指定介護機関の指定(第143号)…………… 2493  
 ◇生活保護法等による指定介護機関の変更(第144号)…………… 2493  
 ◇生活保護法等による指定介護機関の廃止(第145号)…………… 2493  
 ◇身体障害者福祉法による医師の指定(第146号)…………… 2494  
 ◇身体障害者福祉法による医師の指定内容の変更(第147号)…………… 2497  
 ◇身体障害者福祉法による医師の指定

の取消し(第148号)…………… 2499  
 ◇個人情報保護条例の規定による個人情報ファイル及び保有個人情報業務の届出(第149号)…………… 2501  
 ◇個人情報保護条例の規定による目的外利用等の届出(第150号)…………… 2501  
 ◇自転車等の撤去と保管(第151号)…………… 2501  
 ◇指定代理納付者の指定(第152号)…………… 2502  
 ◇道路区域の変更(第153号)…………… 2502  
 ◇道路の供用開始(第154号)…………… 2502  
 ◇車両制限令の規定に基づく道路の指定及び通行方法(第155号)…………… 2502  
 ◇車両制限令の規定に基づく道路の指定及び通行方法(第156号)…………… 2503  
 税 告 示  
 ◇川崎市市税条例の規定による寄附金の指定(第4号)…………… 2504  
 公 告  
 ◇一般競争入札の執行(第143号)…………… 2504  
 ◇公募型プロポーザルの実施(第144号)…………… 2506  
 ◇一般競争入札の執行(第145号)…………… 2507  
 ◇開発行為に関する工事の完了(第146号)…………… 2509  
 ◇道路の指定(第147号)…………… 2509  
 ◇大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出(第148号)…………… 2509  
 ◇一般競争入札の執行(第149号)…………… 2510  
 ◇道路位置の廃止(第150号)…………… 2511  
 ◇道路位置の廃止(第151号)…………… 2512  
 ◇国土調査による地図及び簿冊の作成(第152号)…………… 2512  
 ◇道路位置の指定(第153号)…………… 2512  
 ◇道路位置の指定(第154号)…………… 2512  
 ◇一般競争入札の執行(第155号)…………… 2513  
 ◇道路位置の指定(第156号)…………… 2517  
 ◇開発行為に関する工事の完了(第157号)…………… 2517  
 ◇大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(第158号)…………… 2517

◇公募型プロポーザルの実施 (第159号) .....	2519	<b>上下水道局告示</b>	
◇一般競争入札の執行 (第160号) .....	2520	◇川崎市排水設備指定工事店の更新 (第9号) .....	2556
◇開発行為に関する工事の完了 (第161号) .....	2522	◇川崎市上下水道局指定給水装置工事 事業者の指定 (第10号) .....	2558
◇一般競争入札の執行 (第162号) .....	2523	◇川崎市上下水道局指定給水装置工事 事業者の指定事項の変更 (第11号) .....	2558
◇川崎市とどろきアリーナの指定管理者の公募 (第163号) .....	2524	◇川崎市上下水道局指定給水装置工事 事業者の廃止 (第12号) .....	2559
◇一般競争入札の執行 (第164号) .....	2525	◇水道料金等収納事務の委託 (第13号) .....	2559
◇一般競争入札の執行 (第165号) .....	2527	<b>上下水道局公告</b>	
◇一般競争入札の執行 (第166号) .....	2528	◇一般競争入札の執行 (第22号) .....	2559
◇一般競争入札の執行 (第167号) .....	2530	◇一般競争入札の執行 (第23号) .....	2560
◇一般競争入札の執行 (第168号) .....	2531	◇一般競争入札の執行 (第24号) .....	2564
◇一般競争入札の執行 (第169号) .....	2533	◇一般競争入札の執行 (第25号) .....	2565
◇一般競争入札の執行 (第170号) .....	2535	<b>上下水道局公告 (調達)</b>	
◇一般競争入札の執行 (第171号) .....	2536	◇一般競争入札の公告 (第6号) .....	2566
◇道路位置の指定 (第172号) .....	2538	◇一般競争入札の公告 (第7号) .....	2568
◇一般競争入札の執行 (第173号) .....	2538	<b>交通局公告 (調達)</b>	
◇一般競争入札の執行 (第174号) .....	2539	◇一般競争入札の公告 (第5号) .....	2570
◇道路位置の廃止 (第175号) .....	2541	<b>病院局公告</b>	
◇開発行為に関する工事の完了 (第176号) .....	2541	◇一般競争入札の執行 (第12号) .....	2572
◇一般競争入札の執行 (第177号) .....	2541	◇一般競争入札の執行 (第13号) .....	2574
◇一般競争入札の執行 (第178号) .....	2542	◇一般競争入札の執行 (第14号) .....	2576
◇公募型プロポーザルの実施 (第179号) .....	2544	◇公告の訂正 (第15号) .....	2577
◇道路の指定 (第180号) .....	2545	<b>病院局公告 (調達)</b>	
◇道路の指定 (第181号) .....	2545	◇落札者等の公示 (第8号) .....	2578
◇一般競争入札の執行 (第182号) .....	2545	◇落札者等の公示 (第9号) .....	2578
◇開発行為に関する工事の完了 (第183号) .....	2547	◇落札者等の公示 (第10号) .....	2578
◇特定非営利活動法人の定款の変更認 証申請 (第184号) .....	2548	<b>消防局公告</b>	
<b>公告 (調達)</b>		◇指定催しの指定 (第4号) .....	2579
◇落札者等の公示 (第126号) .....	2548	<b>教育委員会告示</b>	
◇落札者等の公示 (第127号) .....	2548	◇教育委員会定例会の招集 (第6号) .....	2579
◇落札者等の公示 (第128号) .....	2549	◇川崎市重要郷土資料の指定 (第7号) .....	2579
◇落札者等の公示 (第129号) .....	2549	◇教育委員会臨時会の招集 (第8号) .....	2579
◇一般競争入札の公告 (第130号) .....	2549	<b>監査公表</b>	
◇一般競争入札の執行 (第131号) .....	2551	◇川崎市職員措置請求に係る監査の結果について (第2号) .....	2579
◇一般競争入札の執行 (第132号) .....	2553	◇定期監査等の結果の報告に基づく措置について (第3号) .....	2591
<b>税公告</b>		<b>人事委員会公告</b>	
◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第49号) .....	2554	◇令和元年度川崎市職員 (大学卒程度) 採用試験 (民間企業等職務経験者) の実施 (第1号) .....	2604
◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第50号) .....	2554	◇令和元年度川崎市職員 (高校卒程度・保育士・栄養士・臨床検査技師・学校栄養職) 採用試験の実施 (第2号) .....	2613
◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第51号) .....	2554		
◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第52号) .....	2555		
◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第53号) .....	2555		
◇告示の訂正 (第54号) .....	2555		

◇令和元年度障害者を対象とした川崎市職員採用選考の実施(第3号)…………… 2620

◇令和元年度川崎市職員(技能・業務)採用選考の実施(第4号)…………… 2631

**区公告**

◇介護保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第24号)…………… 2639

◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第25号)…………… 2639

◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第26号)…………… 2639

◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(幸区第11号)…………… 2639

◇介護保険料に係る督促状の公示送達(高津区第13号)…………… 2640

◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(高津区第14号)…………… 2640

◇介護保険料に係る督促状の公示送達(多摩区第18号)…………… 2640

◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(麻生区第19号)…………… 2640

◇介護保険料に係る督促状の公示送達(麻生区第20号)…………… 2641

◇国民健康保険料に係る差押調書(謄本)の公示送達(麻生区第21号)…………… 2641

**区選挙管理委員会告示**

◇参議院神奈川県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者の解任及び選任(宮前区第17号)…………… 2641

◇参議院神奈川県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者の解任及び選任(多摩区第17号)…………… 2641

**正 誤**

◇第1,775号…………… 2641

**規 則**

川崎市中央卸売市場業務条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月31日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市規則第23号**

川崎市中央卸売市場業務条例施行規則等の一部を改正する規則  
(川崎市中央卸売市場業務条例施行規則の

一部改正)

第1条 川崎市中央卸売市場業務条例施行規則(昭和47年川崎市規則第36号)の一部を次のように改正する。第95条を次のように改める。

(使用料)

第95条 条例第72条第1項の規定による使用料の額は、別表第2に定める金額に100分の110を乗じて得た額(土地使用料のうち1月以上の使用に係る使用料にあっては、同表に定める金額)とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別表第2中「卸売金額の1,000分の3」を「卸売金額に110分の100(軽減対象資産の卸売にあっては、108分の100)を乗じて得た額の1,000分の3」に、「卸売金額の1,000分の2」を「卸売金額に110分の100(軽減対象資産の卸売にあっては、108分の100)を乗じて得た額の1,000分の2」に、「販売金額の1,000分の3」を「販売金額に110分の100(軽減対象資産にあっては、108分の100)を乗じて得た額の1,000分の3」に、「販売金額の1,000分の2」を「販売金額に110分の100(軽減対象資産にあっては、108分の100)を乗じて得た額の1,000分の2」に、「販売金額の1,000分の1」を「販売金額に110分の100(軽減対象資産にあっては、108分の100)を乗じて得た額の1,000分の1」に改める。

(川崎市中央卸売市場業務条例施行規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 川崎市中央卸売市場業務条例施行規則等の一部を改正する規則(昭和57年川崎市規則第90号)の一部を次のように改正する。

附則第3項の表の北部市場の部卸売業者市場使用料の款青果部水産物部の項中「100分の108」を「100分の110(所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第34条第1項第1号に規定する飲食料品(以下「軽減対象資産」という。)にあっては、100分の108)」に改め、「同じ。」の次に「に110分の100(軽減対象資産にあっては、108分の100)を乗じて得た額」を加え、同款花き部の項中「卸売金額」の次に「に110分の100(軽減対象資産にあっては、108分の100)を乗じて得た額」を加え、同部仲卸業者市場使用料の款青果部水産物部の項中「同じ。」の次に「に110分の100(軽減対象資産にあっては、108分の100)を乗じて得た額」を加え、同款花き部の項中「販売金額」の次に「に110分の100(軽減対象資産にあっては、108分の100)を乗じて得た額」を加える。

第3条 川崎市中央卸売市場業務条例施行規則等の一部を改正する規則の一部を次のように改正する。

附則第3項の表北部市場の部卸売業者市場使用料の款青果部水産物部の項中「所得税法等の一部を改正す

る法律（平成28年法律第15号）附則第34条第1項第1号」を「消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1第1号」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、令和5年10月1日から施行する。(経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の川崎市中央卸売市場業務条例施行規則第95条及び別表第2の規定並びに第2条の規定による改正後の川崎市中央卸売市場業務条例施行規則等の一部を改正する規則附則第3項の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

**告 示**

**川崎市告示第130号**

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

令和元年7月16日

川崎市長 福田紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置  
別紙のとおり
- 2 保管期間  
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 3 引取りの方法
  - (1) 引取りの場所  
別紙表記載の保管場所
  - (2) 引取りのできる日時  
火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
  - (3) 引取りに要する費用
 

自転車	2,500円
原動機付自転車	5,000円
自動二輪車	10,000円
  - (4) 持参するもの  
自転車等の鍵  
印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

**川崎市告示第131号**

中原区宮内4丁目の一般国道409号予定地

(自動車駐車場) 入札占用指針

道路法（昭和27年法律第180号）第39条の2第1項の規定に基づき、入札占用指針を定めたので、同条第7項の規定に基づき、公示する。

令和元年7月16日

川崎市長 福田紀彦

- 1 詳細は、「入札占用指針」のとおり。
- 2 入札占用指針の閲覧及び交付期間、場所

(1) 閲覧及び交付期間

令和元年7月16日から令和元年8月5日

(2) 閲覧及び交付場所

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町12-1

川崎駅前タワー・リパーク14階

川崎市建設緑政局 道路河川整備部 道路整備課

HP（下記アドレス）にてダウンロードも可能

[http://www.city.kawasaki.jp/shisei/](http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/47-6-10-0-0-0-0-0-0-0.html)

[category/47-6-10-0-0-0-0-0-0-0.html](http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/47-6-10-0-0-0-0-0-0-0.html)

**川崎市告示第132号**

宮前区野川の市道宮前6号線予定地（自動車駐車場）入札占用指針

(自動車駐車場) 入札占用指針

道路法（昭和27年法律第180号）第39条の2第1項の規定に基づき、入札占用指針を定めたので、同条第7項の規定に基づき、公示する。

令和元年7月16日

川崎市長 福田紀彦

- 1 詳細は、「入札占用指針」のとおり。
- 2 入札占用指針の閲覧及び交付期間、場所

(1) 閲覧及び交付期間

令和元年7月16日から令和元年8月5日

(2) 閲覧及び交付場所

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町12-1

川崎駅前タワー・リパーク14階

川崎市建設緑政局 道路河川整備部 道路整備課

HP（下記アドレス）にてダウンロードも可能

[http://www.city.kawasaki.jp/shisei/](http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/47-6-10-0-0-0-0-0-0-0.html)

[category/47-6-10-0-0-0-0-0-0-0.html](http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/47-6-10-0-0-0-0-0-0-0.html)

**川崎市告示第133号**

多摩区布田の都市計画道路小杉菅線予定地  
(自動車駐車場)入札占用指針

道路法(昭和27年法律第180号)第39条の2第1項の規定に基づき、入札占用指針を定めたので、同条第7項の規定に基づき、公示する。

令和元年7月16日

川崎市長 福田紀彦

- 1 詳細は、「入札占用指針」とおとり。
- 2 入札占用指針の閲覧及び交付期間、場所

- (1) 閲覧及び交付期間

令和元年7月16日から令和元年8月5日

- (2) 閲覧及び交付場所

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町12-1  
川崎駅前タワー・リパーク14階  
川崎市建設緑政局 道路河川整備部 道路整備課  
HP(下記アドレス)にてダウンロードも可能  
<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/47-6-10-0-0-0-0-0-0-0.html>

**川崎市告示第134号**

令和元年6月18日川崎市告示第69号を次のとおり訂正します。

令和元年7月18日

川崎市長 福田紀彦

誤

- 2 装置及び器具(2)イ(ア)無臭水製造装置中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

正

- 2 装置及び器具(2)イ(ア)無臭水製造装置中及び3測定の方法(1)ウ流量の測定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

**川崎市告示第135号**

川崎市港湾施設条例(昭和22年川崎市条例第33号)第2条第2項の規定により、港湾施設の名称、位置、規模等(昭和40年川崎市告示第35号)の一部を次のように改正し、令和元年7月19日から適用する。

令和元年7月18日

川崎市長 福田紀彦

別表13荷さばき地の表中

「

名称	利用区分	位置	面積	
川崎 コンテナ	1級 荷さばき 地	一般利用	川崎区東扇島 92番地	平方 メートル 20,897
		専用利用	〃	38,027
	2級 荷さばき 地	専用利用	〃	26,200

」

を

「

名称	利用区分	位置	面積	
川崎 コンテナ	1級 荷さばき 地	一般利用	川崎区東扇島 92番地	平方 メートル 20,897
		専用利用	〃	38,027
	2級 荷さばき 地	専用利用	〃	25,893

」

に改める。

**川崎市告示第136号**

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

令和元年7月23日

川崎市長 福田紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

- 2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

- 3 引取りの方法

- (1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

- (2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

- (3) 引取りに要する費用

自転車	2,500円
原動機付自転車	5,000円

自動二輪車 10,000円  
 (4) 持参するもの  
 自転車等の鍵  
 印鑑  
 住所等身分を証明するもの  
 4 その他  
 この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を  
 経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのない  
 ものについては、条例第14条に基づき売却その他の処  
 理をします。  
 (別紙省略)

川崎市告示第137号

指定障害福祉サービス事業者の指定について  
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた  
 めの法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定  
 により、指定障害福祉サービス事業者の指定を行いました  
 ので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示し  
 ます。

令和元年7月24日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
株式会社ソーシェ	ディーキャリア 川崎オフィス	川崎市川崎区南町9-9 川崎南町ビル1階	就労移行支援	令和元年7月1日	1415001336
株式会社AxisLife	C-plus川崎	川崎市幸区南加瀬5-16-8 No268事務所	就労継続支援 (B型)	令和元年7月1日	1415100690

川崎市告示第138号

指定障害児通所支援事業者の指定について  
 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15  
 第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定

を行いましたので、同法第21条の5の25第1項の規定に  
 基づき別表のとおり告示します。

令和元年7月24日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
イニシアス 株式会社	TAKUMI川崎	川崎市川崎区大島 四丁目23番13号 コーポ綿屋 第2 101号室	児童発達支援 放課後等デイサービス	令和元年7月1日	1455000552
株式会社LITALICO	LITALICOジュニア 武蔵溝ノ口教室	川崎市高津区久本 3丁目3番3号 ザ・344ビル201	児童発達支援 保育所等訪問支援	令和元年7月1日	1455300374

川崎市告示第139号

指定特定相談支援事業者の指定について  
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた  
 めの法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第  
 1号の規定により、指定特定相談支援事業者の指定を行

いましたので、同法第51条の30の規定に基づき別表のと  
 おり告示します。

令和元年7月24日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
特定非営利活動法人 マイWay	マイWay	川崎市多摩区菅馬場一丁目 6番1-1号	計画相談支援	令和元年7月1日	1435400971

**川崎市告示第140号**

指定障害福祉サービスの事業の廃止について  
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があ

りましたので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和元年7月24日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止の年月日	事業所番号
有限会社 ノーブルケア	ノーブルケア	川崎市宮前区東有馬3-9-8	居宅介護 重度訪問介護	令和元年6月30日	1415500493

**川崎市告示第141号**

道路の区域の変更に関する告示  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。  
 その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年7月24日から令和元年8月7日まで一般の縦覧に供します。

令和元年7月24日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	宿河原第78号線	川崎市多摩区宿河原3丁目1332番7先 川崎市多摩区宿河原3丁目1332番7先	6.13 ～ 8.70	52.54	
新	宿河原第78号線	川崎市多摩区宿河原3丁目1331番1先 川崎市多摩区宿河原3丁目1332番2先	9.00	52.54	

**川崎市告示第142号**

道路供用開始に関する告示  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年7月24日から開始します。  
 その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年7月24日から令和元年8月7日まで一般の縦覧に供します。

令和元年7月24日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
宿河原第78号線	川崎市多摩区宿河原3丁目1331番1先 川崎市多摩区宿河原3丁目1332番2先	

**川崎市告示第143号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により介護機関の指定及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の介護機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和元年7月29日

川崎市長 福田 紀彦

**川崎市告示第144号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和元年7月29日

川崎市長 福田 紀彦

**川崎市告示第145号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和元年 7月29日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市告示第146号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定します。

令和元年 7月29日

川崎市長 福 田 紀 彦

No.	指定年月日	氏名	医療機関名	所在地	診療科目	担当する障害区分
1	令和元年8月1日	マツシマ リョウスケ 松島 亮介	医社)三成会新百合ヶ丘総合病院	神奈川県川崎市麻生区古沢字都古255	眼科	視覚障害
2	令和元年8月1日	トベ ヨウスケ 戸部 洋佑	川崎市立多摩病院	神奈川県川崎市多摩区宿河原1-30-37	眼科	視覚障害
3	令和元年8月1日	ナカムラ コウ 中村 嘉代	総合新川橋病院	神奈川県川崎市川崎区新川通1-15	眼科	視覚障害
4	令和元年8月1日	アカシ アイビ 明石 愛美	聖マリアンナ医科大学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1	耳鼻咽喉科	聴覚・平衡機能障害及び音声・言語又はそしゃく機能障害
5	令和元年8月1日	ワカヤマ ノボム 若山 望	日本医科大学武蔵小杉病院	神奈川県川崎市中原区小杉町1-396	耳鼻咽喉科	聴覚又は平衡機能障害
6	令和元年8月1日	ナカノ マサユキ 仲野 雅幸	医社)三成会新百合ヶ丘総合病院	神奈川県川崎市麻生区古沢字都古255	脳神経外科	音声・言語又はそしゃく機能障害及び肢体不自由
7	令和元年8月1日	グ モトネ クリヤマ モトネ 具 元根(栗山 元根)	医社)三成会新百合ヶ丘総合病院	神奈川県川崎市麻生区古沢字都古255	形成外科	音声・言語又はそしゃく機能障害
8	令和元年8月1日	フルタ カズノリ 古田 一徳	医社)ケーイー ふるたクリニック	神奈川県川崎市麻生区百合丘1-19-2 司生堂ビル1F	内科・外科	肢体不自由
9	令和元年8月1日	ヨシヤマ レイコ 柴山 励子	医社)こうかん会日本鋼管病院	神奈川県川崎市川崎区鋼管通1-2-1	整形外科	肢体不自由
10	令和元年8月1日	オカザキ トシユキ 岡崎 敏之	医社)三成会新百合ヶ丘総合病院	神奈川県川崎市麻生区古沢字都古255	脊椎脊髄末梢神経外科	肢体不自由
11	令和元年8月1日	オオクマ ヒロヒサ 大熊 壮尚	学) 聖マリアンナ医科大学東横病院	神奈川県川崎市中原区小杉町3-435	神経内科	肢体不自由
12	令和元年8月1日	オオサワ カツナリ 大澤 克成	社医財)石心会川崎幸病院	神奈川県川崎市幸区大宮町31-27	関節外科	肢体不自由
13	令和元年8月1日	トウマ ヤスアキ 藤間 保晶	社医財)石心会川崎幸病院	神奈川県川崎市幸区大宮町31-27	関節外科	肢体不自由
14	令和元年8月1日	ジョウニン クラト 上西 蔵人	社医財)石心会川崎幸病院	神奈川県川崎市幸区大宮町31-27	整形外科	肢体不自由
15	令和元年8月1日	ヨシダ アツヒロ 吉田 篤弘	聖マリアンナ医科大学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1	整形外科	肢体不自由
16	令和元年8月1日	イダ ハルノブ 飯田 春信	聖マリアンナ医科大学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1	リウマチ・膠原病・アレルギー内科	肢体不自由
17	令和元年8月1日	ヤマザキ カズコ 山崎 和子	聖マリアンナ医科大学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1	リウマチ・膠原病・アレルギー内科	肢体不自由
18	令和元年8月1日	アンドウ タカヤス 安藤 貴泰	聖マリアンナ医科大学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1	リウマチ・膠原病・アレルギー内科	肢体不自由



No.	指定年月日	氏名	医療機関名	所在地	診療科目	担当する障害区分
19	令和元年8月1日	カワサキ ケツヤ 川崎 達也	聖マリアンナ医科大学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1	リウマチ・膠原病・アレルギー内科	肢体不自由
20	令和元年8月1日	テラウチ コウ 寺内 昂	聖マリアンナ医科大学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1	整形外科	肢体不自由
21	令和元年8月1日	オオノ マヒロ 大野 真弘	聖マリアンナ医科大学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1	整形外科	肢体不自由
22	令和元年8月1日	ウエノ ジュン 上野 純	聖マリアンナ医科大学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1	整形外科	肢体不自由
23	令和元年8月1日	スズキ カナコ 鈴木 可奈子	聖マリアンナ医科大学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1	リウマチ・膠原病・アレルギー内科	肢体不自由
24	令和元年8月1日	スズキ ショウタロウ 鈴木 翔太郎	聖マリアンナ医科大学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1	リウマチ・膠原病・アレルギー内科	肢体不自由
25	令和元年8月1日	モウリ マリコ 毛利 万里子	聖マリアンナ医科大学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1	リウマチ・膠原病・アレルギー内科	肢体不自由
26	令和元年8月1日	シマザキ コウスケ 嶋崎 孝輔	聖マリアンナ医科大学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1	整形外科	肢体不自由
27	令和元年8月1日	ゴウヘン テツヤ 後藤 哲哉	聖マリアンナ医科大学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1	脳神経外科	肢体不自由
28	令和元年8月1日	ゴトウ ユタカ 後藤 由多加	聖マリアンナ医科大学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1	リウマチ・膠原病・アレルギー内科	肢体不自由
29	令和元年8月1日	オグロ ダイスケ 小黒 大輔	川崎市北部地域療育センター診療所	神奈川県川崎市麻生区片平5-26-1	リハビリテーション科	肢体不自由
30	令和元年8月1日	オク カヨ 奥 佳代	川崎市立井田病院	神奈川県川崎市中原区井田2-27-1	内科	肢体不自由
31	令和元年8月1日	シマダ コレヒロ 島田 惟弘	総合新川橋病院	神奈川県川崎市川崎区新川通1-15	整形外科	肢体不自由
32	令和元年8月1日	ヤマダ コウジ 山田 浩司	独法)労働者健康安全機構関東労災病院	神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-1	整形外科	肢体不自由
33	令和元年8月1日	マツカ キョウコ 馬見塚 恭子	ベースボール&スポーツクリニック	神奈川県川崎市中原区小杉町2-228-1 W4	整形外科	肢体不自由
34	令和元年8月1日	マエダ シンゴ 前田 真吾	AOI国際病院	神奈川県川崎市川崎区田町2-9-1	循環器内科	心臓機能障害
35	令和元年8月1日	カワシマ トモユキ 川島 朋之	AOI国際病院	神奈川県川崎市川崎区田町2-9-1	循環器内科	心臓機能障害
36	令和元年8月1日	カワバタ ミホコ 川端 美穂子	AOI国際病院	神奈川県川崎市川崎区田町2-9-1	循環器内科	心臓機能障害
37	令和元年8月1日	ヒラノ ケンゾウ 平尾 見三	AOI国際病院	神奈川県川崎市川崎区田町2-9-1	循環器内科	心臓機能障害
38	令和元年8月1日	スズキ ケンゴ 鈴木 健吾	すずき内科クリニック	神奈川県川崎市多摩区登戸2130-2 アトラスタワー向ヶ丘遊園208	内科・循環器内科・消化器内科・呼吸器	心臓機能障害
39	令和元年8月1日	ホソカワ サトシ 細川 哲	医社)こうかん会日本鋼管病院	神奈川県川崎市川崎区鋼管通1-2-1	内科	心臓機能障害
40	令和元年8月1日	シマダ ケンタロウ 島田 健太郎	社医財)石心会川崎幸クリニック	神奈川県川崎市幸区南幸町1-27-1	循環器科	心臓機能障害

No.	指定年月日	氏名	医療機関名	所在地	診療科目	担当する障害区分
41	令和元年8月1日	ワダ ケンジ 和田 賢二	社医財)石心会川崎 幸病院	神奈川県川崎市幸区大宮 町31-27	心臓外科	心臓機能障害
42	令和元年8月1日	トウバル テンヤ 桃原 哲也	社医財)石心会川崎 幸病院	神奈川県川崎市幸区大宮 町31-27	循環器内科	心臓機能障害
43	令和元年8月1日	ウチムロ トモヤ 内室 智也	社医財)石心会川崎 幸病院	神奈川県川崎市幸区大宮 町31-27	心臓外科	心臓機能障害
44	令和元年8月1日	アソウ ケンタロウ 麻生 健太郎	聖マリアンナ医科大 学病院	神奈川県川崎市宮前区菅 生2-16-1	小児科	心臓機能障害
45	令和元年8月1日	ユガ マサシ 古賀 将史	聖マリアンナ医科大 学病院	神奈川県川崎市宮前区菅 生2-16-1	循環器内科	心臓機能障害
46	令和元年8月1日	ササキ ケンイチ 佐々木 憲一	聖マリアンナ医科大 学病院	神奈川県川崎市宮前区菅 生2-16-1	循環器内科	心臓機能障害
47	令和元年8月1日	ナカタ カン 縄田 寛	聖マリアンナ医科大 学病院	神奈川県川崎市宮前区菅 生2-16-1	心臓血管外科	心臓機能障害
48	令和元年8月1日	クラタ マサユキ 倉田 眞行	川崎医療生活協同 組合 京町診療所	神奈川県川崎市川崎区京 町2-15-6 神和ビル	内科・呼吸器 内科	心臓機能障害及び呼吸 機能障害
49	令和元年8月1日	ワタナベ リウスケ 渡邊 則和	独法)労働者健康安 全機構関東労災病 院	神奈川県川崎市中原区木 月住吉町1-1	循環器内科	心臓機能障害
50	令和元年8月1日	ノハラ ツヨシ 野原 剛	日本医科大学武蔵 小杉病院	神奈川県川崎市中原区小 杉町1-396	循環器内科	心臓機能障害
51	令和元年8月1日	マルヤマ ミツリ 丸山 光紀	日本医科大学武蔵 小杉病院	神奈川県川崎市中原区小 杉町1-396	循環器内科	心臓機能障害
52	令和元年8月1日	ホカワ ユウスケ 細川 雄亮	日本医科大学武蔵 小杉病院	神奈川県川崎市中原区小 杉町1-396	循環器内科	心臓機能障害
53	令和元年8月1日	フルセ エリト 古瀬 領人	日本医科大学武蔵 小杉病院	神奈川県川崎市中原区小 杉町1-396	循環器内科	心臓機能障害
54	令和元年8月1日	イトウ ユウスケ 伊藤 祐輔	日本医科大学武蔵 小杉病院	神奈川県川崎市中原区小 杉町1-396	循環器内科	心臓機能障害
55	令和元年8月1日	サワタ テツロウ 澤田 哲郎	AOI国際病院	神奈川県川崎市川崎区田 町2-9-1	呼吸器内科	呼吸機能障害
56	令和元年8月1日	テラダ トモコ 寺田 友子	医社)三成会新百 合ヶ丘総合病院	神奈川県川崎市麻生区古 沢字都古255	呼吸器内科	呼吸機能障害
57	令和元年8月1日	ウツミ ケンタ 内海 健太	医社)三成会新百 合ヶ丘総合病院	神奈川県川崎市麻生区古 沢字都古255	呼吸器内科	呼吸機能障害
58	令和元年8月1日	タナカ ナオヒコ 田中 直彦	社医財)石心会川崎 幸クリニック	神奈川県川崎市幸区南幸 町1-27-1	呼吸器科	呼吸機能障害
59	令和元年8月1日	クワジ マサミチ 宮司 正道	社医財)石心会川崎 幸病院	神奈川県川崎市幸区大宮 町31-27	総合内科	呼吸機能障害
60	令和元年8月1日	フジノ ショウゾウ 藤野 昇三	社医財)石心会川崎 幸病院	神奈川県川崎市幸区大宮 町31-27	呼吸器外科	呼吸機能障害
61	令和元年8月1日	ヒラマ チエ 平間 千絵	川崎市立多摩病院	神奈川県川崎市多摩区宿 河原1-30-37	救急災害医療 センター・総合 診療センター	呼吸機能障害
62	令和元年8月1日	アザガミ シンヤ 阿座上 真哉	川崎市立多摩病院	川崎市多摩区宿河原1-3 0-37	呼吸器内科	呼吸機能障害

No.	指定年月日	氏名	医療機関名	所在地	診療科目	担当する障害区分
63	令和元年8月1日	マツタニ リュキ 松谷 哲行	帝京大学医学部附属溝口病院	神奈川県川崎市高津区二子5-1-1	外科	呼吸機能障害
64	令和元年8月1日	ヨシザワ リョウ 吉澤 亮	医)あさお会 あさおクリニック	神奈川県川崎市麻生区万福寺1-8-10 第一優ビル1~3F	内科	じん臓機能障害
65	令和元年8月1日	キクチ エイジ 菊地 栄次	聖マリアンナ医科大学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1	腎泌尿器外科	じん臓機能障害及びぼうこう又は直腸機能障害
66	令和元年8月1日	サトウ ヒロカ 佐藤 陽隆	聖マリアンナ医科大学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1	腎臓・高血圧内科	じん臓機能障害
67	令和元年8月1日	ハン ウエイ 韓 蔚	川崎市立多摩病院	神奈川県川崎市多摩区宿河原1-30-37	腎臓・高血圧内科	じん臓機能障害
68	令和元年8月1日	クノキ シュノスケ 久能木 俊之介	日本医科大学武蔵小杉病院	神奈川県川崎市中原区小杉町1-396	循環器内科	じん臓機能障害
69	令和元年8月1日	ニフ コウイチロウ 丹羽 浩一郎	医)愛仁会 太田総合病院	神奈川県川崎市川崎区日進町1-50	外科	ぼうこう又は直腸機能障害及び小腸機能障害
70	令和元年8月1日	ヒガシ ヒサノブ 東 尚伸	医社)こうかん会日本鋼管病院	神奈川県川崎市川崎区鋼管通1-2-1	外科	ぼうこう又は直腸機能障害
71	令和元年8月1日	ナツ キンゲン 夏 錦言	川崎市立井田病院	神奈川県川崎市中原区井田2-27-1	外科	ぼうこう又は直腸機能障害
72	令和元年8月1日	コバヤシ ヒロトシ 小林 宏寿	帝京大学医学部附属溝口病院	神奈川県川崎市高津区二子5-1-1	外科	ぼうこう又は直腸機能障害及び小腸機能障害
73	令和元年8月1日	モモセ ヒロカズ 百瀬 博一	独法)労働者健康安全機構関東労災病院	神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-1	消化器外科	ぼうこう又は直腸機能障害
74	令和元年8月1日	ヨコヤマ ヤスユキ 横山 康行	日本医科大学武蔵小杉病院	神奈川県川崎市中原区小杉町1-396	消化器外科	ぼうこう又は直腸機能障害
75	令和元年8月1日	タウチ テツゾウ 田内 哲三	医社)三成会新百合ヶ丘総合病院	神奈川県川崎市麻生区古沢字都古255	血液内科	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

## 川崎市告示第147号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師として、次のとおり指定内容を変更

します。

令和元年7月29日

川崎市長 福田 紀彦

## 1. 県内市外からの転入

No.	変更年月日	氏名	担当する障害区分	診療科目	新所属名(所在地)	旧所属名(所在地)
1	平成31年4月1日	ヒメクラ ミチ 棚倉 未知	音声・言語・そしゃく及び肢体不自由	リハビリテーション科	医)社団総生会 麻生リハビリ総合病院(神奈川県川崎市麻生区上麻生6-23-50)	東海大学医学部付属病院(神奈川県伊勢原市下糟屋143)
2	平成31年4月1日	スイドウ ユウヒロ 水堂 祐広	呼吸	呼吸器内科	医)社団総生会 麻生総合病院(神奈川県川崎市麻生区上麻生6-25-1)	神奈川県立循環器呼吸病センター(横浜市金沢区富岡東6-16-1)
3	平成31年1月7日	ハヤシ オウスケ 林 央介	肢体不自由	整形外科	林整形外科(神奈川県川崎市麻生区百合丘1-5-19)	医社)二宮整形外科皮フ科(横浜市緑区中山町219ルチードビル2F)
4	平成31年4月1日	ヒラマ マリコ 平間 真理子	聴覚・平衡及び音声・言語・そしゃく	耳鼻咽喉科	南加瀬耳鼻咽喉科クリニック(川崎市幸区南加瀬2-6-8 1F)	JCHO横浜保土ヶ谷中央病院(横浜市保土ヶ谷区釜台町43-1)
5	平成31年4月1日	ヤマダ ヨシヒロ 山田 良宣	聴覚・平衡及び音声・言語・そしゃく	耳鼻咽喉科	さくら坂やまだ耳鼻咽喉科(川崎市宮前区宮崎2-10-2-3F)	昭和大学横浜市北部病院(横浜市都筑区茅ヶ崎中央35-1)

2. 川崎市内の異動

No.	変更年月日	氏名	担当する障害区分	診療科目	新所属名(所在地)	旧所属名(所在地)
1	平成31年3月31日	フガ 都賀 誠二	肢体不自由	整形外科	医)愛仁会 太田総合病院 (神奈川県川崎市川崎区日進町1-50)	医社)こうかん会こうかんクリニック (神奈川県川崎市川崎区鋼管通1-2-3)
2	平成31年3月31日	フガ 都賀 誠二	肢体不自由	整形外科	医)愛仁会 太田総合病院 (神奈川県川崎市川崎区日進町1-51)	医社)こうかん会日本鋼管病院 (神奈川県川崎市川崎区鋼管通1-2-1)
3	平成30年4月1日	フカムラ 中村 治彦	呼吸	外科・呼吸器内科	医療法人社団昇進会 たま日吉台病院 (神奈川県川崎市麻生区王禅寺1105)	聖マリアナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1)
4	令和元年5月20日	コバヤシ 小林 絵美	じん臓	内科	川崎駅前クリニック (神奈川県川崎市川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワーリパーク6F)	川崎市立井田病院 (神奈川県川崎市中原区井田2-27-1)
5	平成31年3月31日	アサザワ 赤澤 吉弘	聴覚・平衡及び音声・言語・そしゃく	耳鼻咽喉科	しんゆり耳鼻咽喉科 (川崎市麻生区万福寺1-1-2 4F)	聖マリアナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1)
6	平成27年4月1日	クロサキ 黒崎 裕一郎	呼吸	呼吸器内科	独法)労働者健康安全機構関東東災病院 (神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-1)	医社)悠翔会 しまむらクリニック (神奈川県川崎市高津区子母口497-2子母口クリニックモール1F)
7	平成31年4月1日	ウツナベ 渡邊 直	心臓	循環器内科	社医財)石心会第二川崎幸クリニック (神奈川県川崎市幸区都町39-1)	社医財)石心会川崎幸クリニック (神奈川県川崎市幸区南幸町1-27-1)

3. 指定医師の兼務

No.	変更年月日	氏名	担当する障害区分	診療科目	兼務先(所在地)	本務の医療機関名(所在地)
1	平成31年1月1日	ツダ 津田 則子	視覚	眼科	医)光彩会 宿河原・津田眼科クリニック (神奈川県川崎市多摩区宿河原3-12-7 大津医療ビル)	医)光彩会 津田眼科 (神奈川県川崎市麻生区千代ヶ丘8-1-20 クリエイトビル1・2F)
2	平成22年8月13日	シメズ 清水 高弘	肢体不自由	神経内科	医)社団総生会 麻生総合病院 (神奈川県川崎市麻生区上麻生6-25-1)	聖マリアナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1)
3	令和元年6月1日	ヒガシ 東 尚伸	ぼうこう又は直腸	外科	医社)こうかん会こうかんクリニック (神奈川県川崎市川崎区鋼管通1-2-3)	医社)こうかん会日本鋼管病院 (神奈川県川崎市川崎区鋼管通1-2-1)
4	令和元年6月1日	ホシガワ 細川 哲	心臓	内科	医社)こうかん会こうかんクリニック (神奈川県川崎市川崎区鋼管通1-2-3)	医社)こうかん会日本鋼管病院 (神奈川県川崎市川崎区鋼管通1-2-1)
5	令和元年6月1日	ヨシヤマ 来山 励子	肢体不自由	整形外科	医社)こうかん会こうかんクリニック (神奈川県川崎市川崎区鋼管通1-2-3)	医社)こうかん会日本鋼管病院 (神奈川県川崎市川崎区鋼管通1-2-1)
6	平成31年4月1日	コノハ 小幡 泰裕	ぼうこう又は直腸	泌尿器科	社医財)石心会第二川崎幸クリニック (神奈川県川崎市幸区都町39-1)	社医財)石心会川崎幸病院 (神奈川県川崎市幸区大宮町31-27)
7	平成31年4月1日	カワサキ 川上 徹	心臓	循環器内科	社医財)石心会第二川崎幸クリニック (神奈川県川崎市幸区都町39-1)	社医財)石心会川崎幸病院 (神奈川県川崎市幸区大宮町31-27)
8	平成31年4月18日	タナカ 田中 恭子	聴覚・平衡又は音声・言語・そしゃく	耳鼻咽喉科	川崎医療生活協同組合 川崎協同病院 (神奈川県川崎市川崎区桜木2-1-5)	横浜市立大学附属病院 (横浜市金沢区福浦3丁目9番)
9	平成31年4月1日	オシオ 大塩 恒太郎	肢体不自由	脳神経外科	川崎市立多摩病院 (神奈川県川崎市多摩区宿河原1-30-37)	聖マリアナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1)
10	平成31年4月1日	イケダ 池田 哲也	肢体不自由	脳神経外科	川崎市立多摩病院 (神奈川県川崎市多摩区宿河原1-30-37)	聖マリアナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1)
11	平成31年1月23日	ヤマタ 山下 愛茜	音声・言語・そしゃく及び肢体不自由	リハビリテーション科	福)川崎西部地域療育センター診療所 (神奈川県川崎市宮前区平2-6-1)	横浜新都市脳神経外科病院 (横浜市青葉区荏田町433)
12	平成31年1月16日	ヤマタ 山下 愛茜	音声・言語・そしゃく及び肢体不自由	リハビリテーション科	川崎市北部地域療育センター診療所 (神奈川県川崎市麻生区片平5-26-1)	横浜新都市脳神経外科病院 (横浜市青葉区荏田町433)
13	平成30年9月7日	オキモ 関根 久遠	聴覚・平衡及び音声・言語・そしゃく	耳鼻咽喉科	社医財)石心会川崎幸クリニック (神奈川県川崎市幸区南幸町1-27-1)	日本医科大学武蔵小杉病院 (神奈川県川崎市中原区小杉町1-396)
14	平成31年4月1日	オナモリ 金森 健太	心臓	内科	帝京大学医学部附属清口病院 (神奈川県川崎市高津区二子5-1-1)	横浜総合病院 (横浜市青葉区鉄町2201-5)
15	平成30年11月2日	タケダ 高塚 博	肢体不自由	リハビリテーション科	福)川崎西部地域療育センター診療所 (神奈川県川崎市宮前区平2-6-1)	れいんぼう川崎診療所 (音声・言語・そしゃく及び肢体不自由)
16	平成30年10月30日	ウエハラ 上原 真琴	肢体不自由	リウマチ膠原病内科	光中央診療所 (神奈川県川崎市麻生区万福寺1-8-7 パストラル新百合ヶ丘)	茅ヶ崎市立病院 (茅ヶ崎市本村5-15-1)
17	平成31年4月1日	カヅ 梶 友紘	脳神経外科	肢体不自由	川崎市立多摩病院 (神奈川県川崎市多摩区宿河原1-30-37)	聖マリアナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1)
18	平成31年4月1日	カシノ 根岸 宏行	消化器・一般外科	ぼうこう・直腸及び小腸	聖マリアナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1)	聖マリアナ医科大学横浜西部病院 (横浜市旭区矢指町1197-1)
19	平成31年4月1日	モリタ 森田 望	消化器・肝臓内科	小腸・肝臓	川崎市立多摩病院 (神奈川県川崎市多摩区宿河原1-30-37)	聖マリアナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1)

## 川崎市告示第148号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条  
第1項に規定する医師としての指定を次のとおり取消し

ます。

令和元年7月29日

川崎市長 福田 紀彦

No.	取消年月日	氏名	担当する障害区分	診療科目	元の医療機関名(所在地)
1	平成30年7月1日	ミヤモト タカコ 宮本 多加子	聴覚・平衡及び音声・言語・そしゃく	耳鼻咽喉科	AOI国際病院 (神奈川県川崎市川崎区田町2-9-1)
2	平成31年4月1日	ヤナギハラ サトシ 柳原 聡	肢体不自由	リハビリテーション科	医) 社団総生会 麻生リハビリ総合病院 (神奈川県川崎市麻生区上麻生6-23-50)
3	令和元年5月13日	フルタ カズノリ 古田 一徳	小腸	内科・外科	医社) ケーイー ふるたクリニック (神奈川県川崎市麻生区百合丘1-19-2 司生堂ビル1F)
4	平成31年4月1日	ナカオ マサユキ 中尾 正行	心臓	循環器内科	医療法人社団亮正会 総合高津中央病院 (神奈川県川崎市高津区溝口1-16-7)
5	令和元年5月22日	シゲフク リュウタ 重福 隆太	肝臓	消化器・肝臓内科	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1)
6	平成31年3月31日	ミヤザワ テルオ 宮澤 輝臣	呼吸器	呼吸器内科	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1)
7	平成31年4月1日	チャタニ ケンイチ 茶谷 健一	心臓	循環器内科	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1)
8	平成31年3月31日	ムラカミ ヨシヒコ 村上 義彦	肢体不自由	リウマチ・膠原病・アレルギー内科	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1)
9	平成30年12月31日	タカハシ ヒデナ 高橋 秀奈	ぼうこう・直腸	外科	川崎市立川崎病院 (神奈川県川崎市川崎区新川通12-1)
10	平成31年4月1日	ヒライシ テツヤ 平石 哲也	小腸	消化器・肝臓内科	川崎市立多摩病院 (神奈川県川崎市多摩区宿河原1-30-37)
11	平成31年3月31日	クニヤ タカシ 國谷 嵩	肢体不自由	整形外科	独法) 労働者健康安全機構関東労災病院 (神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-1)
12	平成31年4月1日	ミゾタ タカマサ 溝田 高聖	ぼうこう・直腸及び小腸・肝臓	外科	医社) こうかん会こうかんクリニック (神奈川県川崎市川崎区鋼管通1-2-3)
13	平成31年4月1日	タカハシ タロウ 高橋 太郎	呼吸器	内科	医社) こうかん会こうかんクリニック (神奈川県川崎市川崎区鋼管通1-2-3)
14	平成31年4月1日	ナカシマ サトミ 中島 理美	じん臓	内科	医社) こうかん会こうかんクリニック (神奈川県川崎市川崎区鋼管通1-2-3)
15	平成31年4月1日	ホリ タケン 堀 岳史	肢体不自由	整形外科	医社) こうかん会こうかんクリニック (神奈川県川崎市川崎区鋼管通1-2-3)
16	平成31年4月1日	ミゾタ タカマサ 溝田 高聖	ぼうこう・直腸及び小腸・肝臓	外科	医社) こうかん会日本鋼管病院 (神奈川県川崎市川崎区鋼管通1-2-1)

No.	取消年月日	氏名	担当する障害区分	診療科目	元の医療機関名(所在地)
17	平成31年4月1日	タカハシ タロウ 高橋 太郎	呼吸器	内科	医社)こうかん会日本鋼管病院 (神奈川県川崎市川崎区鋼管通1-2-1)
18	平成31年4月1日	ナカシマ サトミ 中島 理美	じん臓	内科	医社)こうかん会日本鋼管病院 (神奈川県川崎市川崎区鋼管通1-2-1)
19	平成31年4月1日	ホリ タケシ 堀 岳史	肢体不自由	整形外科	医社)こうかん会日本鋼管病院 (神奈川県川崎市川崎区鋼管通1-2-1)
20	平成31年3月31日	ハナオカ ヒロナリ 花岡 洋成	肢体不自由	リウマチ・膠原病・アレルギー内科	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1)
21	平成31年1月22日	マツウラ ヒデノブ 松浦 秀憲	肢体不自由	リハビリテーション科	川崎医療生活協同組合 川崎協同病院 (神奈川県川崎市川崎区桜本2-1-5)
22	平成31年4月1日	ミズコシ ケイ 水越 慶	心臓	循環器内科	川崎市立多摩病院 (神奈川県川崎市多摩区宿河原1-30-37)
23	平成31年3月31日	チャタニ ケンイチ 茶谷 健一	心臓	循環器内科	川崎市立多摩病院 (神奈川県川崎市多摩区宿河原1-30-37)
24	平成31年4月1日	コミヤマ アツシ 小宮山 純	肢体不自由	総合診療内科	川崎市立多摩病院 (神奈川県川崎市多摩区宿河原1-30-37)
25	平成31年3月31日	シンジ カズヤ 進士 和也	心臓	循環器内科	総合新川橋病院 (神奈川県川崎市川崎区新川通1-15)
26	平成31年3月31日	キヨタ ツヨシ 清田 毅	肢体不自由	整形外科	総合新川橋病院 (神奈川県川崎市川崎区新川通1-15)
27	平成30年12月31日	トマル コウジ 都丸 公二	呼吸器	内科	独法)労働者健康安全機構関東労災病院 (神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-1)
28	平成31年4月1日	チン コウ 陳 昊	呼吸器	呼吸器内科	独法)労働者健康安全機構関東労災病院 (神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-1)
29	平成31年4月1日	ケン リュウイチ 岸 龍一	ぼうこう・直腸及び小腸	内科・消化器科	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1)
30	平成31年4月1日	サジ オサム 佐治 攻	ぼうこう・直腸及び小腸	消化器・一般外科	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1)
31	平成30年12月31日	ムラタ ノブオ 村田 宣夫	ぼうこう・直腸及び小腸	外科	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1)
32	平成31年1月8日	ヤマサキ マサオミ 山前 正臣	肢体不自由	リウマチ内科	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1)
33	平成24年3月31日	アズマ コウヘイ 東 浩平	肢体不自由	リウマチ・膠原病・アレルギー内科	帝京大学医学部附属溝口病院 (神奈川県川崎市高津区二子5-1-1)
34	平成26年3月31日	ヨシオカ タクヤ 吉岡 拓也	肢体不自由	リウマチ・膠原病・アレルギー内科	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1)
35	平成26年3月31日	マエタ アキヒコ 前田 聡彦	肢体不自由	リウマチ・膠原病・アレルギー内科	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1)

No.	取消年月日	氏名	担当する障害区分	診療科目	元の医療機関名(所在地)
36	平成28年4月1日	サイトウ 齋藤 フミエ 文美恵	心臓	心臓血管外科	社医財)石心会川崎幸病院 (神奈川県川崎市幸区大宮町31-27)
37	平成31年3月31日	スズキ 鈴木 アツシ 厚	肢体不自由	内科	川崎市立井田病院 (神奈川県川崎市中原区井田2-27-1)

**川崎市告示第149号**

川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例第26号)第8条第1項の規定による個人情報ファイルの届出及び同条第3項の規定による保有個人情報業務の届出について、同条第7項の規定に基づき公表します。

令和元年7月30日

川崎市長 福田 紀彦

## 1 届出の状況

- |                  |     |
|------------------|-----|
| (1) 個人情報ファイル(新規) |     |
| ア 市長             | 23件 |
| (2) 個人情報ファイル(変更) |     |
| ア 市長             | 1件  |
| (3) 個人情報ファイル(廃止) |     |
| ア 市長             | 4件  |
| (4) 保有個人情報業務(新規) |     |
| ア 市長             | 6件  |

## 2 届出書

別紙のとおり(省略)

**川崎市告示第150号**

川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例第26号)第11条第3項の規定による保有個人情報の目的外利用等の届出について、同条第5項の規定に基づき公表します。

令和元年7月30日

川崎市長 福田 紀彦

## 1 届出の状況

- |             |     |
|-------------|-----|
| (1) 目的外利用   |     |
| ア 市長        | 8件  |
| イ 上下水道事業管理者 | 1件  |
| ウ 教育委員会     | 4件  |
| (2) 外部提供    |     |
| ア 市長        | 11件 |
| イ 上下水道事業管理者 | 1件  |
| ウ 病院事業管理者   | 1件  |
| エ 消防長       | 3件  |
| オ 教育委員会     | 3件  |

## 2 届出書

別紙のとおり(省略)

**川崎市告示第151号**

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

令和元年7月30日

川崎市長 福田 紀彦

## 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

## 2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

## 3 引取りの方法

## (1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

## (2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

## (3) 引取りに要する費用

自転車	2,500円
原動機付自転車	5,000円
自動二輪車	10,000円

## (4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

## 4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処

理をします。  
(別紙省略)

川崎市告示第152号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定したので告示します。

令和元年7月30日

川崎市長 福田紀彦

1 指定代理納付者の住所及び名称

所在地 東京都中央区日本橋室町1丁目7番1号

名称 スルガカード株式会社

代表者名 代表取締役 田子博英

2 委託期間

契約日から令和4年3月31日

川崎市告示第153号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年7月30日から令和元年8月14日まで一般の縦覧に供します。

令和元年7月30日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	有馬第242号線	川崎市宮前区東有馬5丁目2985番3先 川崎市宮前区東有馬5丁目3003番5先	1.82	24.96	
新	有馬第242号線	川崎市宮前区東有馬5丁目2985番1先 川崎市宮前区東有馬5丁目3003番6先	4.00	24.96	

川崎市告示第154号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年7月30日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年7月30日から令和元年8月14日まで一般の縦覧に供します。

令和元年7月30日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
有馬第242号線	川崎市宮前区東有馬5丁目2985番1先	
	川崎市宮前区東有馬5丁目3003番6先	

川崎市告示第155号

車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定及び同令第10条第1項に定める通行方法の公示

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

令和元年7月31日

川崎市長 福田紀彦

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区 間
市道 殿町夜光線	川崎市川崎区夜光2丁目1番1先から川崎市川崎区塩浜3丁目15番4先まで
市道 千鳥町1号線	川崎市川崎区千鳥町16番1先から川崎市川崎区千鳥町9番6先まで
市道 皐橋水江町線	川崎市川崎区水江町3番5先から川崎市川崎区水江町5番40先まで
市道 水江町1号線	川崎市川崎区水江町3番5先から川崎市川崎区水江町1番45先まで
市道 東扇島5号線	川崎市川崎区東扇島24番先から川崎市川崎区東扇島23番7先まで
市道 東扇島6号線	川崎市川崎区東扇島26番7先から川崎市川崎区東扇島25番1先まで

2 指定する期日 令和元年7月31日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上(又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上)の地が黒色の板等に



黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

川崎市告示第156号

車両制限令第3条第4項に定める道路の指定及び同令第10条第2項に定める通行方法の公示

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第4項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車(以下「国際海上コンテナ車」という。)の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路として下記の道路を指定し、併せて、同令第10条第2項の規定に基づき、当該道路の通行方法を下記のとおり定める。

令和元年 7月31日

川崎市長 福田 紀彦

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区 間
国道 132号	川崎市川崎区千鳥町1番4先から川崎市川崎区夜光1丁目5番11先まで
県道 東京大師横浜	川崎市川崎区池上町1番1先から川崎市川崎区小田7丁目30番1先まで
県道 扇町川崎停車場	川崎市川崎区扇町39番4先から川崎市川崎区浅野町16番9先まで
市道 浮島町1号線	川崎市川崎区浮島町298番先から川崎市川崎区浮島町210番1先まで
市道 浮島町2号線	川崎市川崎区浮島町400番9先から川崎市川崎区浮島町400番1先まで
市道 殿町夜光線	川崎市川崎区小島町1番1先から川崎市川崎区塩浜3丁目15番4先まで
市道 川崎駅東扇島線	川崎市川崎区千鳥町3番7先から川崎市川崎区東扇島25番1先まで
市道 千鳥町1号線	川崎市川崎区千鳥町16番1先から川崎市川崎区千鳥町9番6先まで
市道 皐橋水江町線	川崎市川崎区池上新町3丁目1番10先から川崎市川崎区水江町5番40先まで
市道 水江町1号線	川崎市川崎区水江町3番5先から川崎市川崎区水江町1番45先まで
市道 田辺新田1号線	川崎市川崎区田辺新田40番2先から川崎市川崎区田辺新田106番先まで
市道 白石町2号線	川崎市川崎区白石町3番1先から川崎市川崎区白石町3番16先まで
市道 東扇島1号線	川崎市川崎区東扇島27番2先から川崎市川崎区東扇島27番3先まで
市道 東扇島5号線	川崎市川崎区東扇島24番先から川崎市川崎区東扇島23番7先まで
市道 東扇島6号線	川崎市川崎区東扇島26番7先から川崎市川崎区東扇島25番1先まで

2 指定する期日 令和元年 7月31日

3 通行方法

次の通行方法によらなければならない。

(1) 交差点における右折の禁止

第1欄の道路から第2欄に所在する交差点(十字路、丁字路その他2以上の道路が交わる場合における当該2以上の道路の交わる部分をいう。以下同じ。)を右折して第3欄の道路に入ってはならない。

第1欄	第2欄	第3欄
市道 東扇島1号線	川崎市川崎区東扇島26番7先	市道 東扇島6号線
市道 東扇島6号線	川崎市川崎区東扇島26番7先	市道 東扇島1号線

(2) 交差点における左折又は右折にあたっての誘導

ア 第1欄の道路から第2欄に所在する交差点を左折して第3欄の道路に入るときは、他の車両等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第17号に規定するものをいう。)又は自転車(以下「他の車両等」という。)との衝突の危険を生じさせないよう、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかななければならない。

第1欄	第2欄	第3欄
国道 132号	川崎市川崎区夜光2丁目(夜光交差点)	市道 殿町夜光線
市道 殿町夜光線	川崎市川崎区夜光2丁目(夜光交差点)	国道 132号
県道 東京大師横浜	川崎市川崎区小田7丁目(田辺新田交差点)	市道 田辺新田1号線

イ 第1欄の道路から第2欄に所在する交差点を右折して第3欄の道路に入るときは、他の車両等との衝突の危険を生じさせないよう、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかななければならない。

第1欄	第2欄	第3欄
国道 132号	川崎市川崎区夜光2丁目(夜光交差点)	市道 殿町夜光線
市道 殿町夜光線	川崎市川崎区夜光2丁目(夜光交差点)	国道 132号
市道 田辺新田1号線	川崎市川崎区小田7丁目(田辺新田交差点)	県道 東京大師横浜

(3) 橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路(高速自動車国道を除く。)を通行する場合にあつては、徐行するとともに、1の径間の1の車線において限度超過車両(道路法(昭和27年法律第180号)第47条の2第1項に規定する車両をいう。)又は他

の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。

**税 告 示**

**川崎市税告示第4号**

川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第23条の5第1項の規定に基づき、川崎市市税条例の規定による寄附金の指定について（平成21年川崎市告示第91号）の一部を改正し、平成31年1月1日以後に支出する分から適用しますので、同条例第23条の6第2項の規定により告示します。

令和元年7月12日

川崎市長 福田 紀彦

表中に次のように加える。

社会福法人イクソス会（川崎市川崎区大島1丁目24番12号）	左に掲げる者の主たる目的である業務に関連する寄附金
-------------------------------	---------------------------

（別紙省略）

**公 告**

**川崎市公告第143号**

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年7月16日

川崎市長 福田 紀彦

（案件1）

競争入札に付する事項	件 名	浮島2期廃棄物埋立護岸関連管理工事
	履行場所	川崎市川崎区浮島町地先
	履行期限	契約の日から令和2年3月13日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」又は「準市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」種目「港湾」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度川崎市競争入札参加資格申請時における経営事項審査の総合評定値通知書における「土木一式」の総合評定値が1,200点以上であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>(10) 国及び地方公共団体等（法人税法別表第一及び建設業法施行規則第十八条に定める法人）が発注した工事で、「海上（作業船にて）における杭径φ1500mmを超える鋼管杭あるいは鋼管矢板を打設した工事」の完工実績（1工事・元請に限る。）を平成16年4月1日以降に有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和元年8月21日17時00分（財政局資産管理部契約課土木契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	

そ の 他	<p>(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札【特別簡易型】のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札方法等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>
-------	---

## (案件2)

競争入札に 付する事項	件 名 コンテナターミナル改良その7工事
	履行場所 川崎市川崎区東扇島92番地内
	履行期限 契約の日から令和3年3月31日まで
参 加 資 格	<p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。）により結成されている共同企業体でなければなりません。</p> <p>ただし、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 全ての構成員に必要な条件</p> <p>ア 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>ウ 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>エ 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>オ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>カ 本工事の一般競争入札参加資格確認申請に当たって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。</p> <p>(2) 共同企業体の代表者に必要な条件</p> <p>ア 舗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 監理技術者資格者証（業種「舗装」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>ウ 平成16年度以降にコンテナターミナルにて、海上コンテナ（40フィート型または20フィート型）の下に配置するプレキャストコンクリート版を複数枚設置する内容（2枚以上）を含む工事、または、タイヤ式ガントリークレーンの走行路に設置するプレキャストコンクリート版（9.0m×1.0m以上）を連続して設置する内容（2枚以上）を含む工事の完工実績（元請に限る）を平成16年4月1日以降に有すること。</p> <p>ただし、共同企業体により施工した工事については、出資比率20%以上であること。</p> <p>(3) 共同企業体の構成員2に必要な条件</p> <p>ア 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>イ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>ウ 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>エ 主任技術者（業種「舗装」）を専任で配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和元年8月21日17時00分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要

入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	<p>(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札【特別簡易型】のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札方法等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

川崎市公告第144号

公募型プロポーザル方式の実施について次のとおり公告します。

令和元年7月17日

川崎市長 福田 紀 彦

1 委託事業名

カワサキノコト 川崎市市勢要覧2020  
制作業務委託

2 委託内容

カワサキノコト 川崎市市勢要覧2020の制作における、企画、取材、写真撮影、文章作成、レイアウト・デザイン、編集、広告掲載等

3 履行期限

契約締結日～令和2年3月25日(水)

4 提案書の提出者の資格

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市業務委託有資格名簿の業種・種目「99その他業務09印刷物のデザイン又は99その他」に記載されているか、業者登録申請中で、企画提案会当日までに上記の業種・種目に登録見込みであること。
- (4) 制作実績について、次のいずれかの要件を満たすこと。

ア 川崎市又は他自治体の広報誌(紙)の制作実績を過去3年間に1件以上有すること。

イ 書店等で有償販売される地域情報誌(紙)の制作実績を過去3年間に1件以上有すること。

ウ 川崎市又は他自治体で無償配布される地域情報誌(紙)の制作実績を過去3年間に1件以上有すること。

5 担当部署

総務企画局シティプロモーション推進室

6 参加意向申出書、仕様書等の配布及び参加申込

- (1) 配布期間

令和元年7月17日(水)～令和元年7月24日(水)

(2) 配布場所

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎11階

総務企画局シティプロモーション推進室

※ 参加意向申出書等については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」からダウンロード可能です。

(3) 提出書類

ア 参加意向申出書(様式1)

イ 過去3年以内に制作した川崎市又は他自治体の広報誌(紙)、有償販売又は無償配布される地域情報誌(紙)等の制作実績が分かるもの

(4) 提出期限

令和元年7月24日(水)午後5時

(5) 提出場所

上記(2)と同じ

(6) 提出方法

持参

7 企画提案書

(1) 提出期限

令和元年8月19日(月)午後5時

(2) 提出場所

6(2)と同じ。

(3) 提出方法

持参

(4) 提出書類

ア 企画書提案書 12部(A4判縦横どちらでも可。表紙を除き20ページ以内。)

イ デザインラフイメージ 12部(仕上がりイメージが分かるもの。ページ抜粋で可。ただし、「表紙」、「特集」、「市の魅力紹介」、「市勢要覧」の内容を含むこと。)

ウ 見積書(総額、内訳記載のこと。)

8 企画提案会

- (1) 日時

- 令和元年8月27日(火)(時間は、後日、参加資格のある者に連絡する。)
- (2) 場所  
川崎市川崎区東田町5番地4  
川崎市役所第3庁舎11階 会議室
- (3) 時間  
各者30分(うち約10分は、質疑応答時間とする。)
- (4) 評価項目  
ア 全体コンセプト  
イ 企画・構成案  
ウ デザイン案  
エ 提案・助言・支援  
オ 作業スケジュール及び作業分担  
カ 実施体制  
キ 業務実績
- 9 関連情報を入手するための照会窓口  
総務企画局シティプロモーション推進室(住所は6(2)と同じ)  
電話番号 044-200-2287  
メールアドレス [17koho@city.kawasaki.jp](mailto:17koho@city.kawasaki.jp)
- 10 その他

- (1) 要請手続において使用する言語及び通貨  
日本語・円
- (2) 契約書作成の要否  
要
- (3) 提案書作成及び提出に関する費用負担  
提案者負担とする。
- (4) 業務規模概算額  
4,075,000円(消費税及び地方消費税を含む。)以下
- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) 作成された冊子等の著作権は、川崎市に帰属する。
- (7) 企画提案書の提出者が多数あり、受託者の特定に著しい支障が生じると認められる場合は、プロポーザル評価委員会において、あらかじめ8(4)の評価項目について事前評価を行い、上位5者がプロポーザルによる審査・評価を受けることができるものとする。

川崎市公告第145号

一般競争入札について次のとおり公告します。  
令和元年7月17日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	南部児童相談所解体撤去工事
	履行場所	川崎市川崎区藤崎1丁目6番8号
	履行期限	契約の日から令和2年1月31日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「解体」種目「解体」で登録されていること。 (6) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 解体工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「解体」)を専任で配置できること。ただし、平成28年5月31日までに主任技術者(業種「とび・土工」)の資格を有する者でも可とします。 なお、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和元年8月19日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	

契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件2)

競争入札に付する事項	件 名	港湾振興会館テニスコート照明改修工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区東扇島38番地1
	履 行 期 限	契約の日から令和元年12月27日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「照明灯設備」ランク「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和元年8月2日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件3)

競争入札に付する事項	件 名	道路照明設置その2工事
	履 行 場 所	川崎市中原区下小田中3丁目15番地先
	履 行 期 限	契約の日から150日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「照明灯設備」ランク「B」で登録されていること。 (6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。	

参加資格	<p>また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和元年8月2日14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

**川崎市公告第146号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和元年7月17日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積  
川崎市宮前区犬蔵二丁目3992番1  
の一部 ほか1筆の一部  
735平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
宮前区犬蔵二丁目14番9号  
村野 信
- 3 予定建築物の用途  
共同住宅  
計画戸数：9戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号  
平成31年4月19日  
川崎市指令 ま宅審（イ）第9号  
令和1年4月19日  
川崎市指令 ま宅審（イ）第16号

**川崎市公告第147号**

道路の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づき道路を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指導課に備えて縦覧に供します。

令和元年7月17日

川崎市長 福田 紀彦

道路事業の名称	都市計画道路3・4・4号 世田谷町田線
指定区間の地名・地番	麻生区上麻生6丁目521番3、800番4、800番5、801番3、803番4、803番5、875番4、876番4、876番5、878番2、897番2、897番4、897番5、898番2、899番、899番2、899番3、902番5、904番3、905番2、3011番の各一部、804番7 別図省略
幅員・延長	14.50m × 50.00m
指定番号及び年月日	川崎市指令ま建指第503号 令和元年7月17日

**川崎市公告第148号**

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出  
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出がなされたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和元年7月19日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) 宮崎台駅前計画

- 川崎市宮前区宮前平三丁目1番2 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
尾幡 英世  
川崎市宮前区馬絹三丁目16番14号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	代 表 者	住 所
オーケー株式会社	代表取締役 二宮 涼太郎	神奈川県横浜市西区みなとみらい六丁目3番6号

- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和2年3月10日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,731平方メートル
- 6 大規模小売店舗内の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数
    - ・駐車場1 (店舗建物2階)  
収容台数 12台
    - ・駐車場2 (店舗建物屋上)  
収容台数 50台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
店舗建物西側・南側  
収容台数 87台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
店舗建物西側  
面積 66.50平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
店舗建物西側  
容量 9.67立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時

- 刻及び閉店時刻
- 開店時刻 午前8時  
閉店時刻 午後10時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前7時30分から午後10時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
出入口1箇所 (敷地南側)
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後11時まで
- 8 届出の年月日  
令和元年7月9日
- 9 届出及び添付書類の縦覧場所  
経済労働局産業振興部商業振興課 (川崎フロンティアビル10階) 及び宮前区役所
- 10 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯  
令和元年7月19日から令和元年11月19日までの午前8時30分から午後5時00分まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
- 11 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出により、これを述べることができます。
- 12 意見書の提出期限及び提出先  
令和元年11月19日  
川崎市経済労働局産業振興部商業振興課

川崎市公告第149号

一般競争入札について次のとおり公告します。  
令和元年7月19日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名 中原区内道路維持 (側溝・桧清掃) 委託
	履 行 場 所 川崎市中原区役所道路公園センター管内
	履 行 期 限 令和2年2月28日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
	(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。
	(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。
	(5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「屋外清掃」種目「道路清掃」で登録されている者。
	(6) 川崎市もしくは神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可証 (産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること) を受けている者。
	(7) バキューム車を保有または調達することが可能な者。



契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097
入札日時等	令和元年8月22日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	多摩区内都市計画道路世田谷町田線道路詳細設計委託
	履行場所	川崎市多摩区登戸1262番地先
	履行期限	令和2年3月31日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「道路部門」で登録されている者。 (4) 次の要件を満たす者を配置できること。 ア 主任技術者は、技術士(建設部門-道路)の資格を有するものとする。 イ 照査技術者は、技術士(建設部門-鋼構造及びコンクリート)またはRCCM(鋼構造及びコンクリート)またはコンクリート診断士の資格を有するものとする。 なお、アとイの兼務は不可とします。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和元年8月22日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第150号

道路位置の廃止について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の規定による道路を次のとおり廃止します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和元年7月19日

川崎市長 福田紀彦

築造主	横浜市鶴見区尻手二丁目3番37号		
住所・氏名	小林 正		
道路位置の地名・地番	川崎市中原区中丸子字中村523番1の一部 別図省略		
幅員	4.00メートル	延長	6.48メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第612号		廃止 年月日	令和元年 7月19日

川崎市公告第151号

道路位置の廃止について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路を次のとおり廃止します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和元年7月19日

川崎市長 福田紀彦

築造主 住所・氏名	川崎市川崎区渡田一丁目9番1号 株式会社エムジー 代表取締役 宮本慶勲		
道路位置の 地名・地番	川崎市川崎区渡田四丁目108番2の一部、 108番3、108番6、108番10の一部 別図省略		
幅員	4.00メートル	延長	43.18メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第613号		廃止 年月日	令和元年 7月19日

川崎市公告第152号

国土調査による地図及び簿冊の作成について

川崎市多摩区西生田1・2丁目、同生田6丁目、同寺尾台1丁目、同菅馬場4丁目の各一部の地域内の土地について、国土調査法(昭和26年法律第180号)による地籍調査を行って地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和元年7月19日

川崎市長 福田紀彦

1 地図及び簿冊の名称

地籍図原図及び地籍簿案

2 閲覧期間

令和元年7月19日(金)から令和元年8月8日(木)まで

3 閲覧場所

(1) 市役所閲覧

ア 場所 川崎市川崎区駅前本町12番地1  
川崎駅前タワー・リパーク14階  
建設緑政局道路管理部管理課

イ 日時 上記閲覧期間

8時30分から17時15分まで

(土曜日、日曜日及び下記地元閲覧日を  
除く)

(2) 地元閲覧

ア 場所 川崎市多摩区登戸1775番地1

川崎市多摩区役所6階 601会議室

イ 日時 令和元年8月3日(土)、8月4日(日)、  
8月5日(月)及び8月6日(火)の4  
日間

9時30分から16時まで

4 閲覧の結果、誤り等があると認められた場合は、上記の  
閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、訂正の申  
し出をすることができる。

5 誤り等訂正の申し出は、書面によることとなっている  
ので、各自印章を持参すること。

6 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所  
で交付する。

川崎市公告第153号

道路位置の指定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和元年7月19日

川崎市長 福田紀彦

築造主 住所・氏名	横浜市都筑区中川一丁目20番1 デックス株式会社 代表取締役 野尻 英樹		
道路位置の 地名・地番	川崎市高津区子母口字富士見台54番39の 一部 別図省略		
幅員	4.50メートル	延長	16.04メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第206号		指定 年月日	令和元年 7月19日

川崎市公告第154号

道路位置の指定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和元年7月19日

川崎市長 福田紀彦

築 造 主	川崎市中原区小杉陣屋町一丁目19番45号		
住所・氏名	山口 千枝子		
道路位置の 地名・地番	川崎市中原区小杉陣屋町一丁目768番4 別図省略		
幅 員	4.00メートル	延 長	5.25メートル
	6.00メートル		8.20メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第207号	指 定 年月日	令和元年 7月19日	

## 川崎市公告第155号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年7月22日

川崎市長 福田 紀彦

## (案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	市道中野島22号線歩道設置(改築)工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区中野島4丁目6番地先
	履 行 期 限	契約の日から120日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されていること。 (6) 業種「土木」における過去3年間の本市工事成績評点の平均点が入札参加申込時点において65点以上であること。なお、工事成績評点がない場合は0点とする。(主観評価項目制度採用) (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和元年8月19日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html">http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html</a>	

## (案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	生田東五反田特別緑地保全地区斜面整備工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区生田8丁目3485ほか
	履 行 期 限	契約の日から令和2年1月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。	

参加資格	(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和元年8月19日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html">http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html</a>

## (案件3)

競争入札に付する事項	件 名 宮前区内道路補修(緊急19-2)工事
	履行場所 川崎市宮前区役所道路公園センター管内
	履行期限 契約の日から令和2年3月31日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市宮前区内に本社を有すること。 (6) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」で登録されていること。 (7) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。 (8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (11) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和元年8月19日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html">http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html</a>

## (案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	市道生田3号線道路補修(切削)工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区生田1丁目1番地先
	履 行 期 限	契約の日から90日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。</p> <p>(6) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「C」で登録されていること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和元年8月19日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html">http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html</a>	

## (案件5)

競争入札に 付する事項	件 名	夜光物揚場補修その2工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区夜光三丁目地先
	履 行 期 限	契約の日から令和2年3月13日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」種目「港湾」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(7) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和元年8月27日13時30分 (財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html">http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html</a>

## (案件6)

競争入札に付する事項	件 名 一般国道409号(小杉工区)道路改良(電線共同溝整備)(その1)工事
	履行場所 川崎市中原区小杉町3丁目29番地先
	履行期限 契約の日から令和2年2月14日まで
参加資格	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</li> <li>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</li> <li>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</li> <li>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</li> <li>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されていること。</li> <li>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</li> <li>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</li> <li>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</li> <li>(9) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</li> <li>(10) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。</li> </ol>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和元年8月19日13時30分 (財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html">http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html</a>

## (案件7)

競争入札に付する事項	件 名 市道東百合丘109号線道路補修(L型側溝)工事
	履行場所 川崎市麻生区東百合丘4丁目26番地先
	履行期限 契約の日から120日間
参加資格	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</li> <li>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</li> <li>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</li> <li>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</li> <li>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「D」で登録されていること。</li> </ol>

参 加 資 格	(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和元年8月19日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html">http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html</a>

川崎市公告第156号

道路位置の指定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和元年7月23日

川崎市長 福田紀彦

築 造 主 住所・氏名	東京都千代田区丸の内2-4-1 株式会社 オープンハウス・ディベロップメント 代表取締役 福岡 良介		
道路位置の 地名・地番	川崎市宮前区南平台602番5 別図省略		
幅 員	4.51メートル	延 長	34.79メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第208号	指 定 年月日	令和元年 7月23日	

川崎市公告第157号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和元年7月23日

川崎市長 福田紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積  
川崎市多摩区登戸字乙耕地714番1  
ほか8筆の一部

701平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

多摩区登戸2096番地1

カワサキ不動産

代表取締役 河崎 秀行

- 3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数：6戸

- 4 開発許可年月日及び許可番号

平成31年2月6日

川崎市指令 ま宅審(イ)第150号

平成31年4月10日

川崎市指令 ま宅審(イ)第3号(変更)

川崎市公告第158号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和元年7月23日

川崎市長 福田紀彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：CUEプロジェクトA棟、CUEプロジェクトCC棟、CUEプロジェクトD棟及びDX棟、CUEプロジェクトAX(A2)棟

所在地：A棟 川崎市川崎区小川町4番地1

CC棟 川崎市川崎区小川町1番地22他11筆

D棟及びDX棟 川崎市川崎区小川町1番

地26

A X (A 2) 棟 川崎市川崎区小川町4番地1

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社チッタ エンタテイメント

代表取締役 美須俊良

川崎市川崎区小川町4-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

名 称 : CUEプロジェクトA棟、

CUEプロジェクトCC棟

所在地 : A棟川崎市川崎区小川町4番地1

CC棟川崎市川崎区小川町1番地22他11筆

(変更後)

名 称 : CUEプロジェクトA棟、CUEプロジ

ェクトCC棟、CUEプロジェクトD棟

及びDX棟、CUEプロジェクトAX

(A 2) 棟

所在地 : A棟川崎市川崎区小川町4番地1

CC棟川崎市川崎区小川町1番地22他11筆

D棟及びDX棟川崎市川崎区小川町1番地26

AX (A 2) 棟川崎市川崎区小川町4番地1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の住所並びに代表者名(変更前)

所在地 : 川崎市川崎区小川町1-26

名称 : 株式会社チッタ エンタテイメント

代表取締役 美須孝子

(変更後)

所在地 : 川崎市川崎区小川町4-1

名称 : 株式会社チッタ エンタテイメント

代表取締役 美須俊良

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

大規模小売店舗の名称 : CUEプロジェクトA棟

	氏名(名称)	法人の場合(代表者氏名) 役職	住所(所在地)
1	タワーレコード株式会社	代表取締役社長 高木 哲実	東京都渋谷区桜丘町8-9 メイセイビル1階・3階・6階
2	株式会社山野楽器	取締役社長 山野 政彦	東京都中央区銀座4-5-6
3	有限会社プロジェクトケイワイ	CEO 柳 喜悦	神奈川県川崎市川崎区小川町4-1 ラチッタデッラ内
4	株式会社メガネトップ	代表取締役 富澤 昌三	静岡県静岡市伝馬町8-6
5	株式会社パルファンドウフルール	代表取締役 佐々木 孝児	東京都千代田区内神田3-16-5
6	欧州雑貨輸入販売株式会社	代表取締役 木村 裕司	神奈川県川崎市多摩区菅野戸呂13-1-101
7	株式会社和心	代表取締役 森 智宏	東京都杉並区清水3-16-8
8	リンクスアンドトレーディングスジャパン	代表 小埜 恭隆	神奈川県川崎市高津区久本3-4-8-301
9	株式会社クリスタルワールド	代表取締役 湯山 廣敏	京都府京都市中京区三条通河原町西入石橋町14番地7号
10	有限会社エルアリエス	代表取締役 常世田 誠	神奈川県川崎市川崎区小川町14-24
11	株式会社和心	代表取締役 森 智宏	東京都杉並区清水3-16-8

大規模小売店舗の名称 : CUEプロジェクトCC棟

	氏名(名称)	法人の場合(代表者氏名) 役職	住所(所在地)
1	株式会社ムラサキスポーツ	代表取締役 金山 良雄	東京都台東区上野7-14-5
2	株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	代表取締役 菊地 敬一	愛知県愛知郡長久手町大字長湫字上鴨田12番地1
3	有限会社ベルモア	マネージャー 遠藤 泰也	千葉県千葉市若葉区中野1074
4	株式会社ウルフマン	代表取締役 玉利 忠士	東京都杉並区高円寺南3-45-2吉田ビル1F
5	株式会社アイ・サービス	代表取締役 石垣 学	神奈川県厚木市中町2-13-13
6	有限会社ソカロ	取締役 高良 和晶	東京都杉並区高円寺南4-10-2吉岡ビル202
7	株式会社ファインプロパティーズ	代表取締役 真室 和雄	神奈川県横浜市青葉区榎が丘2-1
8	株式会社京剛	代表取締役 近藤 之裕	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2丁目21番3-713号
9	株式会社時代屋グループ	代表取締役 掛谷 大介	東京都千代田区神田小川町2-3-12神田小川町ビル3F
10	株式会社ブックマートグループ	代表取締役 掛谷 孝	東京都港区新橋4-31-6新橋耀ビル



(変更後)

大規模小売店舗の名称：CUEプロジェクトA棟

	氏名(名称)	法人の場合(代表者氏名) 役職	住所(所在地)
1	タワーレコード株式会社	代表取締役社長 高木 哲実	東京都渋谷区桜丘町8-9メイセイビル1階・3階・6階
2	株式会社山野楽器	代表取締役社長 山野 政彦	東京都中央区銀座4-5-6
3	株式会社タッチカンパニー	代表取締役 山中 厚司	東京都大田区大森本町1-8-10-1401
4	株式会社彩華生活	代表取締役 村田 絵里子	東京都板橋区成増1-30-13
5	株式会社和心	代表取締役 森 智宏	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-20-12
6	世田 匡典		茨城県水戸市泉町3-3-1アメニティマンション水戸101号
7	妹尾 龍哉		神奈川県川崎市川崎区昭和2-5-10
8	株式会社チネッタ	代表取締役 美須 俊良	川崎市川崎区小川町4-1

大規模小売店舗の名称：CUEプロジェクトCC棟

	氏名(名称)	法人の場合(代表者氏名) 役職	住所(所在地)
1	株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	代表取締役 菊地 敬一	愛知県愛知郡長久手町大字長湫字上鴨田12番地1
2	株式会社クリスタル・ワールド	代表取締役 湯山 廣敏	京都府京都市中京区三条通河原町西入14番地

大規模小売店舗の名称：CUEプロジェクトD棟及びDX棟

	氏名(名称)	法人の場合(代表者氏名) 役職	住所(所在地)
1	株式会社ファミリーマート	代表取締役 澤田 貴司	東京都港区芝浦三丁目1番21号 m sb Tam achi 田町ステーションタワーS
2	株式会社EN	代表取締役 小石原 靖	神奈川県横浜市港北区新横浜3-22-5

大規模小売店舗の名称：CUEプロジェクトAX(A2)棟

	氏名(名称)	法人の場合(代表者氏名) 役職	住所(所在地)
1	株式会社AOKI	代表取締役社長 諏訪 健治	神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央24番1号

## 4 変更の年月日

- ① 平成26年6月20日
- ② 平成27年6月22日
- ③ 平成26年6月20日

## 5 変更する理由

- ① D棟及びDX棟、AX(A2)棟施設増床のため。(千平方メートル及び基礎面積の一割未満)
- ② 大規模小売店舗を設置する者の代表者及び住所変更のため。
- ③ テナント入れ替えのため。

## 6 届出の年月日

令和元年7月11日

## 7 届出及び添付書類の縦覧場所

経済労働局産業振興部商業振興課  
(川崎フロンティアビル10階)

## 8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯

令和元年7月23日から令和元年11月23日の午前8時30分から午後5時まで。

ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

## 9 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出

によりこれを述べるすることができます。

## 10 意見書の提出期限及び提出先

令和元年11月23日

川崎市経済労働局産業振興部商業振興課

## 川崎市公告第159号

「消費者市民社会普及啓発業務委託」実施に関する企画提案の実施について、次のとおり公告します。

令和元年7月24日

川崎市長 福田 紀彦

## 1 公募型企画提案に関する事項

## (1) 件名

消費者市民社会普及啓発業務委託

## (2) 主な業務事項

ア 動画の企画・制作等

イ 動画の放映等

ウ 成果物の提出

## (3) 委託期間

契約締結日から令和2年3月31日まで

## 2 提案書の提出者の資格

次の条件をすべて満たしていること。

- ① 本業務(消費者行政等)に関する知見を有する者
- ② 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更

- 正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立がなされていない者
- ③ 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者
- ④ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
- ⑤ 当該契約年度の川崎市業務委託有資格業者名簿において、業種「99 その他」種目「01 イベント」に登録がある者
- ⑥ 団体又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- ⑦ 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者
- ⑧ 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75条)第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者
- 3 提案者を特定するための評価基準
  - (1) 提案の視点・内容
  - (2) 企画の工夫
  - (3) 事業執行体制
  - (4) 事業効率性
- 4 担当部局  
川崎市経済労働局産業政策部消費者行政センター  
〒210-0007 神奈川県川崎市川崎区駅前本町11-2  
川崎フロンティアビル10階  
電話：044-200-3864 F A X：044-244-6099  
メールアドレス：28syohi@city.kawasaki.jp
- 5 公募要領の公表の時期  
令和元年7月24日(水)
- 6 参加意向申出書の受付期間、場所及び方法
  - (1) 期 間：令和元年7月24日(水)～8月2日(金)
  - (2) 受付場所：4と同じ
  - (3) 提出方法：4の担当部局へ持参又は郵送  
※郵送の場合も期間最終日午後4時00分までに必

- 着のこと
- 7 企画提案書の受付期間、場所及び方法
  - (1) 期 間：令和元年8月6日(火)～8月16日(金)
  - (2) 提出場所：4と同じ
  - (3) 提出方法：4の担当部局へ持参又は郵送  
※郵送の場合も期間最終日午後4時00分までに必  
着のこと
  - (4) 提出書類
    - ア 企画提案書 7部
    - イ 見積書 7部
    - ウ 事業実施体制・主な事業実績 7部
    - エ 会社概要(パンフレット等) 7部
    - オ 定款及び直近の決算書2期分 1部
- 8 企画提案書に使用する言語及び通貨
  - (1) 言 語：日本語
  - (2) 通 貨：日本国通貨
- 9 契約書の作成の要否  
要する
- 10 関連情報を入手するための照会窓口  
4と同じ
- 11 その他必要と認める事項
  - (1) 業務規模概算額 4,945,000円(消費税及び地方消費税10%を含む)
  - (2) 提案書の作成及び提出に関する提出者の費用負担の有無  
企画提案書の作成及び提出にかかる一切の費用は、公募型企画提案参加者の負担とします。
  - (3) その他
    - ア 審査結果の発表は、令和元年8月27日(火)を予定しています。
    - イ 詳細につきましては、本企画提案公募要領及び仕様書を御参照ください。

川崎市公告第160号

一般競争入札について次のとおり公告します。  
令和元年7月24日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	総合教育センター外壁改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市高津区溝口6丁目9番3号
	履 行 期 限	契約の日から令和2年3月16日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。	

参 加 資 格	<p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式+工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「塗装」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。</p> <p>また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>(11) 外壁複合改修工法（ピンネット工法）の施工に必要な技術を有することを証明するピンネットメーカー発行の認定証を有すること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和元年8月30日14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件2)

競争入札に付する事項	件 名 殿町小学校ほか2校困障改修その他工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区殿町1丁目17番19号ほか2か所
	履 行 期 限 契約の日から令和2年1月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」種目「その他のとび」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者（業種「とび・土工」）を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100

入札日時等	令和元年8月21日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	梶ヶ谷跨線橋橋りょう長寿命化修繕工事
	履 行 場 所	川崎市高津区末長1丁目95番9地先
	履 行 期 限	契約の日から令和2年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「鋼構造物」種目「橋梁上部」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 鋼構造物工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証(業種「鋼構造物」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和元年8月26日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## 川崎市公告第161号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和元年7月24日

川崎市長 福田紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積  
川崎市宮前区梶ヶ谷字金山1478番1  
ほか1筆  
1,549平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
川崎市宮前区小台1丁目20番地1

株式会社 プラザハウス  
代表取締役 柳 英明

- 3 予定建築物の用途  
一戸建ての住宅

計画戸数：13戸

- 4 開発許可年月日及び許可番号  
平成31年2月28日  
川崎市指令 ま宅審(イ)第162号

川崎市公告第162号

一般競争入札について次のとおり公告します。  
令和元年7月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
4 生活環境事業所その他消防用設備保守点検業務委託
- (2) 履行場所  
川崎市川崎区塩浜4丁目11番9号 ほか4か所
- (3) 履行期間  
契約日から令和2年3月19日(木)
- (4) 業務概要  
本業務は、消防法第17条の3の3及び同法施行規則第31条の6の規定に基づき、川崎・中原・宮前・多摩生活環境事業所及び堤根処理センター資源化処理施設の消防用設備の機能を正常に維持するために必要な保守点検を実施するものである。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市 業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。
- (4) 平成31・32年度川崎市 業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「消火設備保守点検」で登録されている者。
- (5) 過去2年間で官公庁において消火設備保守点検業務の契約実績があること。
- (6) 施設に設備されている消防用設備の種別に対応した消防設備士(甲種第1、2、4、5類及び乙種第6類)免状を保有するものを業務にあたらせること。また、当該消防設備士との雇用関係を証明できる書類を提出すること。
- (7) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部

再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。

- 3 競争入札参加申込書、再委託確認書及び仕様書等の閲覧・配布・提出について

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2(5)の契約実績を確認できる書類を提出すること。また、競争入札参加申込書にて一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。

なお、競争入札参加申込書の提出は持参とします。(持参以外は無効となります。)

- (1) 競争入札参加申込書及び類似業務契約実績の配布・提出

配布場所：川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロード

配布・提出期間：令和元年7月25日(木)から令和元年7月30日(火)  
午前9時から午後4時まで  
(12時から13時までを除く)

受付場所：〒210-8577

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎16階  
環境局施設部施設整備課  
根本、森田、栗野

電話 044-200-2556(直通)、  
FAX 044-200-3923、  
E-mail: 30sisetu@city.

kawasaki.jp

- (2) 仕様書等の閲覧・配布

閲覧・配布場所：〒210-8577

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎16階  
環境局施設部施設整備課  
根本、森田、栗野

電話 044-200-2556(直通)、  
FAX 044-200-3923、  
E-mail: 30sisetu@city.

kawasaki.jp

配布期間：令和元年7月25日(木)から令和元年7月30日(火)

午前9時から午後4時まで  
(12時から13時までを除く)

なお、仕様書等については、競争入札参加申込書及び類似業務契約実績等の提出書類が確認できた場合に配布致します。

- (3) 提出方法

持参(持参以外は無効とします。)

- (4) 提出書類

ア 上記2(5)の契約内容を確認できる契約書類等の写し

イ 上記2(6)の資格証の写し及び雇用関係を証明できる書類

ウ 上記2(7)の再委託確認書(一部再委託を申請する場合)

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

3により、競争入札参加申込書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信されます。電子メールのアドレスを登録していない場合は、直接受取りに来るようお願いいたします。

(1) 交付日

令和元年8月5日(月)

(直接受取られる場合は、午前9時から午後4時まで(12時から13時までを除く))

(2) 交付場所

3(1)に同じ

5 質問書の受付・回答

(1) 配布場所及び問い合わせ先

川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロード

(2) 配布期間

令和元年7月25日(木)から令和元年7月30日(火)

(3) 質問受付日

令和元年8月7日(水)午前9時から午後3時まで(12時から13時までを除く)

(4) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(5) 質問受付方法

持参または電子メール、FAXとします。

(6) 回答方法

令和元年8月9日(金)に文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和元年8月19日(月)  
午前10時00分

イ 入札場所 川崎市役所第3庁舎16階  
環境局会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。(持参以外は無効となります。)

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格な場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則は契約課ホームページにて閲覧できます。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ。

(3) 本入札に関しては、事情により入札を取りやめる場合があります。

川崎市公告第163号

指定管理者の公募について次のとおり公告します。

令和元年7月25日

川崎市長 福田紀彦

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

名称 川崎市とどろきアリーナ

所在地 川崎市中原区等々力1番3号

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

川崎市とどろきアリーナ条例第5条及び第6条に定めるもののほか、詳細については、協議の上別に定める。

3 指定予定期間

令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

4 指定申請の方法

(1) 仕様書及び指定管理者応募書類等の配布及び提出場所

ア 仕様書及び指定管理者応募書類等の配布については、原則として市ホームページ「指定管理者の募集情報」からダウンロードするものとする。

<http://www.city.kawasaki.jp/nakahara/page/0000109090.html>

イ 指定管理者応募書類等の提出場所

川崎市中原区役所まちづくり推進部地域振興課  
〒211-8570 川崎市中原区小杉町3丁目245番地  
中原区役所4階  
電話 044-744-3323

(2) 提出書類

ア 指定管理者応募書(様式1)

グループによる応募の場合は、次の書類も提出してください。

(ア) 共同事業体協定書兼委任状(様式2-1)

(イ) 共同事業体連絡先一覧(様式2-2)

イ 応募団体の概要(様式3)

ウ 誓約書(様式4)

エ 指定管理者制度における暴力団排除に係る合意書に基づく個人情報の外部提供同意書(様式5)

オ コンプライアンス(法令遵守)に関する申告書(様式6)

カ 事業計画書(様式7)

指定予定期間中の施設の管理運営に係る事業計画書

キ 収支予算書等(様式8)

※ 様式3~6は、グループによる応募の場合は、代表団体のみでなく、各構成団体も提出してください。

ク 以下に掲げる指定申請に必要な添付資料

※ グループによる応募の場合は、代表団体のみでなく、各構成団体も提出してください。

(ア) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

※ 法人以外の団体については、これらに相当する書類

(イ) 令和元年度の事業計画書及び収支予算書

(ウ) 平成29年度及び平成30年度の財産目録、事業実績書、貸借対照表及び損益計算書が記載された決算報告書及び収支予算書、又はそれに類する書類

(エ) 役員名簿及び履歴書

(オ) 組織及び運営に関する事項を記載した組織図等の書類

(カ) 現に行っている業務の概要を記載したリーフレット等の書類

(キ) スポーツ施設に関する事業の実施実績、類似施設の運営実績を記載した書類

(ク) 法人にあつては、直近2年間の「法人税」、「消費税及び地方消費税」の納税証明書(その1)

(ケ) その他市長が必要と認める書類

(3) 募集の期間

令和元年7月25日(木)から令和元年8月28日(水)まで

(4) 提出日時及び提出方法

ア 提出日時

令和元年8月26日(月)、27日(火)、28日(水)  
午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで

イ 提出方法

指定の提出場所(4(1)イ 指定管理者応募書類等の提出場所)に持参のこと(郵送による提出は不可)。

(5) 事業計画書等の内容説明(プレゼンテーション)の実施

応募する提案内容について、指定する日時・場所(後日調整の上通知)において開催する「指定管理者選定評価委員会」の中でプレゼンテーションを実施する。

(6) 問い合わせ先

川崎市中原区役所まちづくり推進部地域振興課  
電話 044-744-3323  
E-mail: [65tisin@city.kawasaki.jp](mailto:65tisin@city.kawasaki.jp)

川崎市公告第164号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年7月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

処理センター等アスベスト測定調査業務委託

(2) 履行場所

浮島処理センターほか4箇所

(3) 履行期間

履行期間 契約日から令和2年3月19日まで

(4) 業務概要

本業務は、「労働安全衛生法第65条」及び「大気汚染防止法第18条の5及び第18条の12」等に基づき、粗大ごみ処理施設における作業環境及び処理センターにおける作業環境、周辺大気及び飛灰中の石綿粉じん濃度、石綿繊維数を測定し、実態調査を行うものである。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期

間中でないこと。

- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「調査・測定」種目「計量証明」で登録されている者。
- (4) 過去2年間で官公庁においてアスベスト測定調査業務の契約実績があること。
- (5) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書、再委託確認書及び仕様書等の配布・閲覧・提出

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加資格確認申請書及びアスベスト測定調査業務の契約実績を証する書類を提出しなければなりません。また、一般競争入札参加資格確認申請書にて一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出してください。

なお、一般競争入札参加資格確認申請書等の提出は持参とします。(持参以外は無効となります。)

配布・提出・仕様書等閲覧場所・閲覧期間及び問い合わせ先は以下の通りとする。

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎16階

環境局施設部処理計画課 三澤、小林

電話 044-200-2540 (直通)、

F A X 044-200-3923

令和元年7月25日(木)～令和元年7月31日(水) 9時～17時

(土曜日、日曜日及び12時～13時の間は除く。)

※ 競争参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

4 一般競争入札参加資格確認通知書及び仕様書の交付  
3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、一般競争入札参加資格があると認めた者には、一般競争入札参加資格確認通知書及び仕様書を令和元年8月2日(金)までに交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信されます。電子メールのアドレスを登録していない場合は、次のとおり直接受取りに来ようお願いします。

(1) 交付日

令和元年8月2日(金) 9時～17時

(12時～13時の間は除く。)

(2) 交付場所

3に同じ

5 質問書の配布・受付・回答

(1) 配布場所

3に同じ

(2) 配布期間

令和元年8月2日(金)～令和元年8月7日(水)

9時～17時

(土曜日、日曜日及び12時～13時の間は除く。)

(3) 質問受付日

令和元年8月2日(金)～令和元年8月7日(水)

9時～17時

(土曜日、日曜日及び12時～13時の間は除く。)

(4) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(5) 質問受付方法

持参または電子メール、F A Xによります。

ア 持参 3に同じ

イ 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp

ウ F A X 044-200-3923

(6) 回答方法

令和元年8月9日(金)

全社に文書(電子メールまたはF A X)にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、再委託確認書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和元年8月14日(水) 11時00分

イ 入札場所 川崎市役所第3庁舎16階

環境局会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。(持参以外は無効となります。)

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格な場合は、調査を行うことがあります。



## (6) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。)

## (7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

## 8 契約の手続等

## (1) 契約保証金は、次のとおりとします。

免除とします。

## (2) 契約書作成の要否

必要とします。

## (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則は契約課ホームページ (<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) にて閲覧できます。

## 9 その他

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

## (2) 関連情報を入手するための窓口 3に同じ。

## (3) 本入札に関しては、事情により入札を取りやめる場合があります。

以上

## 川崎市公告第165号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年7月25日

川崎市長 福田紀彦

## 1 競争入札に付する事項

## (1) 件 名 浮島処理センター消防用設備保守点検業務委託

## (2) 履行場所 川崎市川崎区浮島町509番地1

## (3) 履行期間 契約日から令和2年3月16日(月)まで

## (4) 業務概要 消防法第17条の3の3及び同法施行規則第31条の6に基づく、浮島処理センターに設置されている消防用設備の保守点検業務及び消防法第36条第1項において準用する同法第8条の2の2第1項及び同法施行規則第51条の12の規定に基づく防災管理点検

## 2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

## (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

## (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

## (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「消火設備保守点検」に登載されていること。

## (4) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。

## (5) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、同種の消防用設備保守点検業務の契約実績を有すること。ただし民間実績については、同等の契約実績を有すること。

## (6) 施設に設置されている消防用設備の種別に対応した消防設備士免状を保有するもの及び防災管理点検資格者を業務にあたらせること。また、当該消防設備士及び防災管理点検資格者との雇用関係を証明できる書類を提出すること。

## (7) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。

## 3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2の(5)、(6)の書類を提出してください。

## (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎16階

環境局施設部処理計画課 小林、鈴木

電話 044-200-2587(直通)

※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

## (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間

令和元年7月25日(木)から令和元年8月2日(金)9時から17時まで

(土、日曜及び12時から13時の間は除く。)

## (3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします。)

## (4) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 上記2(5)の契約内容を確認できる契約書等の写し

ウ 上記2(6)の資格証の写し及び雇用関係を証明可能な書類

エ 上記2(7)の再委託確認書(一部再委託を申請する場合)

## 4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで令和元年8月13日(火)に配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
- (2) 交付日時 令和元年8月13日(火) 9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)

5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付日
  - 令和元年8月13日(火) から令和元年8月16日(金)
  - 9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)
- (2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。
- (3) 質問受付方法
  - ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp
  - イ F A X 044-200-3923
  - ウ 持参 上記3(1)に同じ
- (4) 回答方法
  - 令和元年8月20日(火)
  - 全社に文書(電子メールまたはF A X)にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時 令和元年8月23日(金) 13時30分
- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所第3庁舎16階 環境局会議室
- (4) 入札書の提出方法 持参 (持参以外は無効とします。)
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (7) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無

効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金 要(10%)
  - ※ ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除いたします。
- (2) 契約書の作成 要
- (3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」から閲覧できます。

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
- (3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第166号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和 元年 7月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 王禅寺処理センター排ガス計保守点検業務委託
- (2) 履行場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地
- (3) 履行期間 契約日から令和2年3月27日まで
- (4) 業務概要 王禅寺処理センターに設置されている塩化水素濃度計(HCL)、煙道排ガス分析装置(NOx、SO2、CO、O2)及び酸素濃度計(O2)の機能を正常に維持するために必要な保守点検。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に登載されていること。
- (4) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、排ガス計保守点検業務の契約実績を有すること。ただし民間実績については、同等の契約実績を有する

こと。

- (5) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。

3 競争入札参加申込書及び再委託確認書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2(4)の契約実績を確認できる書類を提出してください。また、競争入札参加申込書にて一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出してください。

(1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先

川崎市麻生区王禅寺1285番地  
王禅寺処理センター 地下1階  
環境局施設部王禅寺処理センター  
技術係 大下、齋藤、杉山  
電話 044-966-6135

※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

(2) 配布・提出・仕様書閲覧期間

令和元年7月25日(木)から令和元年8月1日(木)9時から17時まで(日曜日及び12時から13時の間は除く)

(3) 提出方法 持参(持参以外は無効とする)

(4) 提出書類

ア 上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し  
イ 再委託確認書(一部再委託を申請する場合)

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで令和元年8月13日(火)に配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

(1) 交付場所 上記3(1)に同じ

(2) 交付日時 令和元年8月13日(火)

9時から17時まで

(12時から13時の間は除く)

5 質問書の受付・回答

(1) 質問受付日

令和元年年8月14日(水)から令和元年8月19日(月)9時から17時まで

(持参する場合、日曜日及び12時から13時の間は

除く)

(2) 質問書の様式

配布する「質問書」の様式により提出すること。

(3) 質問受付方法

ア 電子メール 30ouzen@city.kawasaki.jp

イ F A X 044-951-0314

ウ 持参 上記3(1)に同じ

(4) 回答方法

令和元年8月26日(月)に全社に文書(電子メールまたはF A X)にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時 令和元年8月28日(水)10時00分

(3) 入札・開札の場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地  
王禅寺処理センター  
3階会議室

(4) 入札書の提出方法 持参  
(持参以外は無効とする。)

(5) 入札保証金 免除

(6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(7) 再入札の実施 落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。)

(8) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金 要(10%)

(2) 契約書の作成 要

(3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。(http://

www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
- (3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第167号

入 札 公 告

令和元年7月25日

川崎市長 福田 紀 彦

一般競争入札について、次のとおり公告します。

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名  
海底トンネル監視テレビ及び非常電話設備保守点検業務委託
- (2) 履行場所  
川崎市川崎区千鳥町9-9ほか
- (3) 履行期間  
契約日から令和2年3月19日まで
- (4) 業務概要  
海底トンネル内に設置されている監視カメラ及び非常電話設備について、中央監視室のモニタ設備等を正常かつ良好に維持するため、保守点検を行う。  
(委託設備)  
・監視盤、I T V操作卓、非常電話受付台、電話交換機他……………一式  
・監視カメラ設備…車道部32台、人道部13台  
・非常電話設備……32台(ジャック電話4台含む)  
詳細については、「海底トンネル監視テレビ及び非常電話設備保守点検業務委託仕様書」によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」で登録されている者
- (4) トンネル内非常用設置設備の保守点検業務実績(元請に限る。)を平成16年4月1日以降に有すること。

3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書及び必要書類を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-0869

川崎市川崎区東扇島38-1 川崎マリエン4階

川崎市港湾局 川崎港管理センター 港湾管理課

電話番号 044-287-6014

F A X 044-287-6038

E-mail 58koukan@city.kawasaki.jp

なお、一般競争入札参加申込書については、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

令和元年7月25日(木)から令和元年8月1日(木)までとします(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ トンネル内に設置されている本件対象となる設備の保守点検業務実績(元請に限る。)を平成16年4月1日以降に有することを証する書類

(4) 提出方法

持参とします。

4 入札説明書の縦覧

入札説明書は、3(1)の場所において令和元年7月25日(木)から令和元年8月1日(木)まで縦覧に供します(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

5 競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等の交付

(1) 競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

令和元年8月6日(火)午前9時から午後5時まで(正午から午後1時の間は除きます。)

(2) 入札説明書及び仕様書等の交付

競争入札参加資格が有ると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書の交付に併せて、無償で入札説明書及び仕様書等を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

## イ 交付日時

5(1)イに同じ

ただし、(1)及び(2)について、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、令和元年8月6日(火)までに入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等を電子メールにより送付します。

## 6 仕様に関する問い合わせ先等

## (1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

## (2) 質問受付期間

令和元年8月7日(水)午前9時から令和元年8月9日(金)午後4時まで

## (3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。

## (4) 質問受付方法

電子メール又はFAXに限ります。

電子メール 58koukan@city.kawasaki.jp

FAX 044-287-6038

## (5) 回答方法

令和元年8月21日(水)までに、文書(FAX又は電子メール)にて、競争入札参加者全員に送付します。

## 7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

## 8 入札手続等

## (1) 入札方法 持参

## (2) 入札・開札の日時及び場所

## ア 入札日時

令和元年8月28日(水) 午前10時

## イ 入札場所

川崎市川崎区東扇島38-1

川崎マリエン3階会議室

## (3) 入札保証金

免除

## (4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

## (5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

## 9 契約の手続き等

次により契約を締結します。

## (1) 契約保証金は次のとおりとします。

契約金額の10%とします。

ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

## (2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを要します。

## (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

## 10 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

## 川崎市公告第168号

## 入 札 公 告

令和元年7月25日

川崎市長 福田 紀彦

一般競争入札について、次のとおり公告します。

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 件名

川崎港海底トンネル共同溝等液状化判定委託

## (2) 履行場所

川崎市川崎区千鳥町地内

## (3) 履行期間

契約日から令和元年12月27日まで

## (4) 業務概要

川崎港海底トンネル共同溝部及び人道部(千鳥町側)において土質調査を実施し、液状化の判定を行う。

## ・土質調査業務

機械ボーリング……1式

サウンディング及び原位置試験……1式

サンプリング……1式

土質試験……1式 ほか

## ・解析等調査業務

解析等調査……1式

・設計業務

予備設計……………1式

詳細については、「川崎港海底トンネル共同溝等液状化判定委託特記仕様書」によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「港湾及び空港部門」で登録されている者

(4) 次の要件を満たす者を配置できること

ア 管理技術者は、技術者(建設部門:港湾及び空港)、RCCMの「港湾及び空港」部門のいずれかの資格を有する者であること。

イ 照査技術者は、技術者(建設部門:港湾及び空港)、RCCMの「港湾及び空港」部門のいずれかの資格を有する者であること。

なお、管理技術者と照査技術者は兼務できない。

3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書及び必要書類を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-0869

川崎市川崎区東扇島38-1 川崎マリエン4階

川崎市港湾局 川崎港管理センター 港湾管理課

電話番号 044-287-6014

FAX 044-287-6038

E-mail 58koukan@city.kawasaki.jp

なお、一般競争入札参加申込書については、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

令和元年7月25日(木)から令和元年8月1日(木)までとします(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

(4) 提出方法

持参とします。

4 入札説明書の縦覧

入札説明書は、3(1)の場所において令和元年7月25日(木)から令和元年8月1日(木)まで縦覧に供します(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

5 競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等の交付

(1) 競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

令和元年8月6日(火)午前9時から午後5時まで(正午から午後1時の間は除きます。)

(2) 入札説明書及び仕様書等の交付

競争入札参加資格が有ると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書の交付に併せて、無償で入札説明書及び仕様書等を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

5(1)イに同じ

ただし、(1)及び(2)について、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、令和元年8月6日(火)までに入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等を電子メールにより送付します。

6 仕様に関する問い合わせ先等

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和元年8月7日(水)午前9時から令和元年8月9日(金)午後4時まで

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXに限ります。

電子メール 58koukan@city.kawasaki.jp

FAX 044-287-6038

(5) 回答方法

令和元年8月21日(水)までに、文書(FAX又は電子メール)にて、競争入札参加者全員に送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

#### 8 入札手続等

(1) 入札方法 持参

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和元年8月29日(木) 午前10時

イ 入札場所

川崎市川崎区東扇島38-1

川崎マリエン3階会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

#### 9 契約の手続き等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金は次のとおりとします。

契約金額の10%とします。

ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

(2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

#### 10 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 関連情報を入手するための窓口 3 (1) に同じ

(4) 本入札用設計書には、「登録単価」及び「【参考資料】積算入力データリスト」を添付しています。「登録単価」は、市で公表していない単価や物価資料に掲載のない単価等を明示しています。(添付してい

ない場合もあります。)「【参考資料】積算入力データリスト」は、委託設計書の設計内容を明確にするため、積算システムに入力した積算情報を参考として掲載したものです。また、摘要欄に記載されているシステム記号等については、システム構成上、標準的なものを表示しています。

#### 川崎市公告第169号

入 札 公 告

令和元年7月25日

川崎市長 福田 紀彦

一般競争入札について、次のとおり公告します。

#### 1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

海底トンネル照明設備及び交通管制・測定設備保守点検業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区千鳥町6-5地先ほか

(3) 履行期間

契約日から令和元年12月27日まで

(4) 業務概要

川崎港海底トンネル通行車両の安全を確保するため、照明設備、交通管制設備及び交通量測定設備の機能を正常かつ良好に維持することを目的とした委託であり、対象設備の点検及び管路類の交換を行う。(委託設備)

・ トンネル照明設備

(人道人口照明18基・人道照明249基) 一式

・ 交通管制設備

(門型入口情報板・トンネル内情報板・障害物表示灯ほか) 一式

・ 交通量測定設備(超音波送受器・車両計測装置ほか) 一式

詳細については、「海底トンネル照明設備及び交通管制・測定設備保守点検業務委託仕様書」によります。

#### 2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。

(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。

- (5) 入札期日において、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」で登録されている者
- 3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出  
この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書及び必要書類を提出しなければなりません。
- (1) 配布・提出場所  
〒210-0869  
川崎市川崎区東扇島38-1 川崎マリエン4階  
川崎市港湾局 川崎港管理センター 港湾管理課  
電話番号 044-287-6014  
F A X 044-287-6038  
E-mail 58koukan@city.kawasaki.jp  
なお、一般競争入札参加申込書については、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。
- (2) 配布・提出期間  
令和元年7月25日(木)から令和元年8月1日(木)までとします(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。
- (3) 提出書類  
ア 一般競争入札参加申込書
- (4) 提出方法  
持参とします。
- 4 入札説明書の縦覧  
入札説明書は、3(1)の場所において令和元年7月25日(木)から令和元年8月1日(木)まで縦覧に供します(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。
- 5 競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等の交付
- (1) 競争入札参加資格確認通知書の交付  
一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。
- ア 交付場所  
3(1)に同じ
- イ 交付日時  
令和元年8月6日(火)午前9時から午後5時まで(正午から午後1時の間は除きます。)
- (2) 入札説明書及び仕様書等の交付  
競争入札参加資格が有ると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書の交付に併せて、無償で入札説明書及び仕様書等を交付します。
- ア 交付場所

- 3(1)に同じ
- イ 交付日時  
5(1)イに同じ  
ただし、(1)及び(2)について、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、令和元年8月6日(火)までに入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等を電子メールにより送付します。
- 6 仕様に関する問い合わせ先等
- (1) 問い合わせ先  
3(1)に同じ
- (2) 質問受付期間  
令和元年8月7日(水)午前9時から令和元年8月9日(金)午後4時まで
- (3) 質問書の様式  
入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。
- (4) 質問受付方法  
電子メール又はF A Xに限ります。  
電子メール 58koukan@city.kawasaki.jp  
F A X 044-287-6038
- (5) 回答方法  
令和元年8月21日(水)までに、文書(F A X又は電子メール)にて、競争入札参加者全員に送付します。
- 7 一般競争入札参加資格の喪失  
次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札手続等
- (1) 入札方法 持参
- (2) 入札・開札の日時及び場所  
ア 入札日時  
令和元年8月28日(水) 午後2時  
イ 入札場所  
川崎市川崎区東扇島38-1  
川崎マリエン3階会議室
- (3) 入札保証金  
免除
- (4) 落札者の決定方法  
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。



## (5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

## 9 契約の手続き等

次により契約を締結します。

## (1) 契約書作成の要否

契約書を作成することを要します。

## (2) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

## 10 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

## 川崎市公告第170号

## 入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年7月25日

川崎市長 福田 紀彦

## 1 競争入札に付する事項

## (1) 件 名

令和元年度 川崎市学校給食用食材産地判別検査業務委託

## (2) 履行場所

川崎市立宮前小学校ほか5箇所

## (3) 履行期間

令和元年9月2日から令和2年3月31日まで

## (4) 委託概要

学校給食用食材の産地判別検査

## 2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと

(2) 入札期日において、平成31・32年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「調査・測定」・種目「その他の調査・測定」で掲載されていること

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと

(4) 平成29年度以降において、行政機関から産地判別検査業務を受託した実績があつて不履行がないこと。

## 3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布します。また、川崎市教育委員会ホームページ「その他」の「令和元年度川崎市学校給食用食材産地判別検査業務委託受託事業者公募」(アドレス <http://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000108919.html>)のページからダウンロードすることができます。

ただし、競争参加申込書の提出は持参によるものとし、郵送は認めません。

## (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命川崎ビル4階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

[中学校給食]:二ノ宮担当

電 話:044-200-2538(直通)

F A X:044-200-2853

E-mail:88kyusyoku@city.kawasaki.jp

## (2) 配布・提出期間

令和元年7月25日(木)から令和元年8月1日

(木)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。

## 4 入札説明書等の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

## 5 競争参加資格確認通知書等の交付

3により競争参加申込書を提出した者に、令和元年8月7日(水)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。

また、競争参加資格があると認められた者には、入札書、入札説明書及び仕様書も併せて交付します。

交付方法については次のとおりとします。

(1) 平成31・32年度「業務委託有資格業者名簿」に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールにて送付。

(2) 電子メールアドレスを登録していない場合は、F A Xにより送付。

## 6 仕様に関する問い合わせ先

## (1) 問い合わせ先

3の(1)と同じです。問い合わせ内容は、入札説明書に添付している「質問書」の様式を使用し、必要事項を記載の上メール又はF A Xしてください。また、メール及びF A X後に必ず担当者あて電話連絡をしてください。

## (2) 受付期間

令和元年8月8日(木)～令和元年8月13日(火)

(毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。)

(3) 回答予定日

令和元年8月13日(火)午後5時までに電子メール又はFAXにて回答

(4) その他

ア 原則として、受付期間を過ぎた問い合わせには回答いたしません。

イ 出された全ての質問について、当該競争入札参加資格を有する全ての者に回答いたします。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 競争参加資格確認通知書の交付後にこの公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求めらるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約の推定総金額(税抜き)及び各単価額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和元年8月28日(水) 10時00分

イ 場所 川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命川崎ビル 10階 会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3の(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規程」において閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(3) 問い合わせ窓口は3の(1)に同じです。

川崎市公告第171号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年7月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 業務件名

産業振興会館 ホール内カーペット整備業務委託

(2) 履行場所

産業振興会館(幸区堀川町66番地20)

(3) 履行期間

契約日から令和2年1月31日まで

(4) 業務概要

産業振興会館ホールに設置されているカーペットの交換を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「その他」に登録されていること。

(3) 官公需についての中小企業の受注の確保に関する法律第2条第1項による中小企業者であること。

(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による

指名停止期間中でないこと。

- (5) 過去に本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、点検・工事実績を証する書類(契約書の写しや工事実績一覧表等)を提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0007

[住所等] 川崎市川崎区駅前本町11-2

フロンティアビル10階

[担当課] 経済労働局産業振興部工業振興課

電 話 044-200-2326 (直通)

F A X 044-200-3920

E-mail 28kogyo@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和元年7月25日(木)から令和元年8月1日(木)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。(ただし、土日祝日を除く)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和元年8月5日(月)午後1時から午後5時まで  
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(2) 場所

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

(2) 質問受付期間

令和元年8月6日(火)から8月9日(金)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール又はF A Xによります。

ア 電子メール 28kogyo@city.kawasaki.jp

イ F A X 044-200-3920

(5) 回答方法

令和元年8月15日(木)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はF A Xにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和元年8月23日(金) 午後2時00分

イ 入札場所

川崎市川崎区駅前本町11-2

フロンティアビル6階会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金次のとおりとします。

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した  
予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札  
を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価  
格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び  
「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入  
札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免  
除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなけ  
ればなりません。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入  
札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情  
報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先  
の場所で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本  
語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・  
提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、  
質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎  
市のホームページ「入札情報かわさき」において、

本件の公表情報詳細のページからダウンロードでき  
ます。

(4) 令和元年8月5日(月)に、必ずホール内カーペ  
ット整備業務対象箇所の確認をしてください。

川崎市公告第172号

道路位置の指定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第  
5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審  
査課に備えて縦覧に供します。

令和元年7月25日

川崎市長 福田 紀彦

築 造 主 住所・氏名	川崎市宮前区土橋二丁目6番地17 株式会社 成建 代表取締役 浅川 聡		
	川崎市麻生区上麻生五丁目1142番5の一 部、1142番6の一部、1147番4の一部、 1142番3の一部、1142番4の一部 別図参照		
幅 員	4.50メートル	延 長	22.67メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第209号		指 定 年月日	令和元年 7月25日

川崎市公告第173号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年7月26日

川崎市長 福田 紀彦

競争入札に 付する事項	件 名 ひばり定期修理
	履 行 場 所 請負人工場
	履 行 期 限 令和元年12月10日
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。
	(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
	(3) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「船舶・航空機」種目「船舶」に登載されていること。
	(4) 本定期修理について、仕様書の内容を遵守し、確実に実施が可能であること。
	(5) 船舶の修理等について、平成21年4月1日以降に類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でも構いません
	(6) 本定期修理後、点検、修理、その他アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。
	(7) 検査を行う設備を日本国内に有しており、本市の求めにより職員の立会いの下に、検査に応じられること。

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話番号 044-200-2092
入札日時等	令和元年9月9日11時00分(川崎市役所入札室 砂子平沼ビル7階)
入札保証金	要
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、契約課ホームページ「入札情報 かわさき」をご覧ください。

## 川崎市公告第174号

令和元年7月26日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	麻生区内都市計画道路尻手黒川線道路詳細設計委託
	履行場所	川崎市麻生区片平2丁目23番地先
	履行期限	令和2年3月31日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「道路部門」で登録されている者。 (4) 管理技術者は、技術士(建設部門—道路)の有資格者とする。こと。 (5) 各種擁壁設計の担当技術者は、技術士(建設部門—土質及び基礎)の有資格者とする。こと。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和元年8月29日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	令和元年度登戸土地区画整理事業建築物等調査積算業務委託(その24)
	履行場所	川崎市多摩区登戸地区
	履行期限	令和2年2月28日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「補償コンサルタント」、種目「物件部門」で登録されている者。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	

入札日時等	令和元年8月29日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件3)

競争入札に付する事項	件 名	宮崎台駅周辺自転車等駐車場第7施設整備詳細設計委託
	履 行 場 所	川崎市宮前区宮崎2丁目1番地先
	履 行 期 限	令和元年12月27日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「鋼構造及びコンクリート部門」で登録されている者。 (4) 現場代理人または主任技術者は、技術士(建設部門-鋼構造及びコンクリート)の資格を有するもの。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和元年8月29日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件4)

競争入札に付する事項	件 名	久末大谷第2市営住宅内道路敷等測量業務委託
	履 行 場 所	川崎市高津区久末1551番1ほか
	履 行 期 限	令和2年3月19日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和元年8月29日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名	令和元年度登戸土地区画整理事業建築物等調査積算業務委託 (その29)
	履 行 場 所	川崎市多摩区登戸地区
	履 行 期 限	令和2年3月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「補償コンサルタント」、種目「物件部門」で登録されている者。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和元年8月29日14時30分 (砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第175号

道路位置の廃止について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の規定による道路を次のとおり廃止します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和元年7月26日

川崎市長 福田紀彦

築 造 主	川崎市多摩区柘形2-20-8-101		
住 所・氏 名	黒澤 キヨ子		
道路位置の地名・地番	川崎市多摩区生田3丁目821番1、821番2の各一部、821番2地先 別図参照		
幅 員	4.00メートル	延 長	7.90メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指第614号		廃 止 年月日	令和元年 7月26日

川崎市公告第176号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和元年7月26日

川崎市長 福田紀彦

- 工事を完了した開発区域の名称及び面積  
川崎市宮前区菅生一丁目1897番2  
ほか3筆の一部  
649平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
川崎市宮前区土橋2丁目6番地17  
株式会社 成建  
代表取締役 浅川 聡
- 予定建築物の用途  
一戸建ての住宅  
計画戸数：5戸
- 開発許可年月日及び許可番号  
平成31年2月8日  
川崎市指令 ま宅審(イ)第152号  
令和1年5月31日  
川崎市指令 ま宅審(イ)第20号(変更)

川崎市公告第177号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年7月29日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	多摩区内主要地方道川崎府中舗装道補修(切削)工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区東生田1丁目17番地先他1箇所
	履 行 期 限	契約の日から90日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。 (6) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。 (7) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。 (8) 業種「舗装」における過去3年間の本市工事成績評点の平均点が入札参加申込時点において65点以上であること。なお、工事成績評点がない場合は0点とする。(主観評価項目制度採用) (9) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (10) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (11) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (12) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和元年8月23日13時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html">http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html</a>	

## 川崎市公告第178号

## 入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年7月30日

川崎市長 福田 紀 彦

## 1 競争入札に付する事項

## (1) 件名

令和元年度川崎市総合防災訓練

会場設営運営等業務委託

## (2) 履行場所

川崎市幸区河原町1 河原町グラウンド他

## (3) 完了期限

令和元年9月30日(月)限り

## (4) 業務概要

詳細は入札説明書によります。

## 2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種が「その他業務」に登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去5年間で、川崎市総合防災訓練もしくは、川崎市総合防災訓練と同規模で、自治体が主催する訓練に係る契約実績があること。

## 3 競争入札参加確認申請書の配布、提出及び問い合わせ



せ先

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び2(4)に示す契約実績を確認できる書類(契約書の写しなど)を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5-4

川崎市役所第3庁舎7階

総務企画局危機管理室二宮

電 話 044-200-2820(直通)

F A X 044-200-3972

E-mail 17kiki@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和元年7月30日(火)から令和元年7月31日(水)までの午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分までとします。

(3) 提出方法

持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付、入札説明書及び仕様書の配布並びに入札説明会

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

上記3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレス宛て令和元年8月1日(木)までに送付します。ただし、これが困難な場合には下記の場所及び日時で直接交付します。

ア 日時

令和元年8月1日(木)午後3時から午後5時15分まで

イ 場所

3(1)に同じ

(2) 入札説明書及び仕様書の交付

入札説明書及び仕様書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、インターネットからダウンロードできます「入札情報かわさき」のトップページにリンクがあります。<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>。

(3) 入札説明会

実施しません。

5 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和元年8月1日(木)から令和元年8月2日(金)までの午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メールによります。

E-mail 17kiki@city.kawasaki.jp

(5) 回答期日・方法

令和元年8月5日(月)までに、一般競争入札参加資格確認通知書を交付した全ての者に電子メールにて送付します。

(6) その他

(4)及び(5)について、電子メールによりがたい場合には、F A Xによります。

F A X 044-200-3972

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は契約金額の総額で行います。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額にこの金額の8%(消費税及び地方消費税)に相当する額を加算した金額でもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和元年8月6日(火)午前9時00分

イ 入札場所

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5-4

川崎市役所第3庁舎7階

総務企画局危機管理室 災害対策本部事務局室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手続き等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要件

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

(4) 3の一般競争入札参加資格確認申請書及び5(3)の質問書の様式は、川崎市のホームページの「入札情報」において、本件の公表情報詳細のページ(リンク)からダウンロードできます。

川崎市公告第179号

川崎市卸売市場機能更新に係る検討支援業務委託の業者選定に関する公募型企画提案の実施について、次のとおり公告します。

令和元年7月30日

川崎市長 福田 紀彦

1 公募型プロポーザルに関する事項

(1) 件名 川崎市卸売市場機能更新に係る検討支援業務委託

(2) 業務事項

川崎市卸売市場経営プラン改訂版の中でも、とりわけ重要な課題である計画的な施設整備の推進に向けて、発注者が最も効率的・効果的な整備手法を見出すことができるよう、必要な判断材料等について収集・作成するもの

(3) 委託期間 契約締結日～令和2年2月28日

2 提案書の提出者の資格

次の条件をすべて満たしていること。

(1) 卸売市場の機能更新計画等の策定及び多数の関係者を対象とした意見調整・合意形成に関するノウハウ

がある者

(2) 卸売市場の機能更新・経営改善計画等の策定実績がある者

(※参加申出書提出時に、実績を示す資料を添付してください)

(3) 法人格を有する者

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立がなされていない者

(5) NPO法人においては、特定非営利活動促進法第2条別表19(前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動)に該当する活動を行う者、その他の法人においては定款等により同様の事業目的が確認できる者

(6) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者

(7) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと

(8) 当該契約年度の川崎市業務委託有資格業者名簿において、業種「20 調査・測定」種目「99 その他の調査・測定」に登録がある者

なお、上記名簿に登録されていない者でこの入札に参加しようとする者は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和元年8月9日(金)までに行うこと

(9) 団体又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

(10) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者

(11) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75条)第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者

3 提案者を特定するための審査基準

(1) 企画提案の視点・内容

(2) 事業実施体制

(3) 提案内容の工夫

(4) 取組意欲・積極性

(5) 提案内容の実行可能性

(6) 経済性・効率性

4 担当部局

川崎市経済労働局北部市場管理課

〒216-8522 神奈川県川崎市宮前区水沢1-1-1

電話(直通) 044-975-2213

FAX 044-975-2242

メールアドレス 28shokan@city.kawasaki.jp

- 5 企画提案実施要領の交付の期間、場所
- (1) 配付期間 7月30日(火)～8月9日(金)  
午後5時必着(土日祝日を除く。)
- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
- 6 参加意向申出書の受付期間、場所及び方法
- (1) 受付期限 7月30日(火)～8月9日(金)  
午後5時必着(土日祝日を除く。)
- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
- (3) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。)
- 7 企画提案書の受付期間、場所及び方法
- (1) 受付期間 8月28日(水)～8月29日(木)必着  
(土日祝日を除く。)  
※ 午前8時30分から午後5時まで  
(正午から午後1時を除く。)
- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
- (3) 提出書類 企画提案書8部、見積書9部(正本1部と写しを8部)、業務実施体制・主な事業実績(様式は任意)8部、会社概要(パンフレット等)8部
- (4) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。)
- 8 企画提案書に使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨
- 9 契約書作成の要否  
要する。
- 10 関連情報を入手するための照会窓口  
4と同じ
- 11 その他必要と認める事項
- (1) 業務規模概算額 7,999,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
- (2) 提案書の作成及び提出に関する提出者の費用負担の有無  
企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、プロポーザル参加者の負担とします。
- (3) その他  
ア 審査結果の発表は9月5日(木)を予定しています。  
イ 詳細につきましては、本公募型企画提案実施要領をご参照ください。

川崎市公告第180号

道路の指定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定に基づき道路を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指導課に備えて縦覧に供します。

令和元年7月30日

川崎市長 福田紀彦

道路事業の名称	一般国道409号(小杉御殿町工区)
指定区間の地名・地番	中原区小杉町御殿町2丁目88-52の一部、88-53、88-11の一部、88-54の一部、89-10の一部、90-10-2の一部 別図省略
幅員・延長	14.60m × 4.70m
指定番号及び年月日	川崎市指令ま建指第504号 令和元年7月30日

川崎市公告第181号

道路の指定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定に基づき道路を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指導課に備えて縦覧に供します。

令和元年7月30日

川崎市長 福田紀彦

道路事業の名称	都市計画道路菅早野線
指定区間の地名・地番	麻生区下麻生2丁目732番6、732番3、731番5、728番2、729番2、729番3、730番2、731番3、731番4、732番2、1097番3、1098番3、1112番2、1113番2の各一部 別図省略
幅員・延長	16.00m × 8.60m
指定番号及び年月日	川崎市指令ま建指第505号 令和元年7月30日

川崎市公告第182号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年7月31日

川崎市長 福田紀彦

## (案件1)

競争入札に付する事項	件 名	登戸駅前公衆トイレ新築その他工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区登戸3406番10の一部
	履 行 期 限	契約の日から令和2年2月27日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」又は「C」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「建築」)を専任で配置できること。</p> <p>ただし、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和元年9月2日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件2)

競争入札に付する事項	件 名	西梶ヶ谷小学校ほか1校蓄電池その他設備設置工事
	履 行 場 所	川崎市高津区梶ヶ谷2丁目14番地1ほか1校
	履 行 期 限	契約の日から令和2年3月25日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p>	

参加資格	(10) 監理技術者資格者証(業種「電気」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和元年9月6日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件3)

競争入札に付する事項	件名 川崎港海底トンネル設備改修その40(排水ポンプ)工事
	履行場所 川崎市川崎区千鳥町、東扇島及び同地先
	履行期限 契約の日から令和2年3月13日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「その他の機械設置」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和元年8月28日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## 川崎市公告第183号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和元年7月31日

川崎市長 福田紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積  
川崎市高津区下作延六丁目1844番1  
ほか2筆  
1,504平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
川崎市宮前区犬蔵一丁目7番1号

川崎地建株式会社  
代表取締役 中里 雅人

3 予定建築物の用途  
一戸建ての住宅

計画戸数：10戸

4 開発許可年月日及び許可番号  
平成31年2月18日  
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第154号  
平成31年4月16日

川崎市指令 ま建管宅地（イ）第154号（変更）

川崎市公告第184号

特定非営利活動法人の定款の変更認証申請について、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

令和元年7月31日

川崎市長 福田 紀彦

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
令和元年7月22日	特定非営利活動法人 アクト川崎	竹井 斎	川崎市中原区井田杉山町 24番8号	この法人は、川崎市内を中心として、主に環境保全・地球温暖化防止・気候変動対策に関する事業を行うとともに、伝統文化等の普及、子どもの健全育成を通して、持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。
令和元年7月24日	特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブ こもれび	神谷 治子	川崎市麻生区東百合丘 3丁目2番7号	この法人は、主に川崎市に在住する不特定かつ多数の高齢者や障がい者、産前産後の親等、生活の支援を必要とする人々に対して、自らが有する知恵と経験と技術を生かし、相互扶助の精神に基づいた自己決定・自主管理の働き方を行う非営利市民事業として、家事支援等のサービスを提供する。さらに、地域福祉の向上を図るとともに、たすけあいのネットワークを創出し、参加型のまちづくりに寄与することを目的とする。

公 告（ 調 達 ）

川崎市公告（調達）第126号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和元年8月13日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称  
主食費・副食費徴収事務対応改修業務委託
- 2 契約に関する事務担当部局  
こども未来局総務部企画課  
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和元年7月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
富士通株式会社 川崎支店  
支店長 佐々木 智瑞  
川崎市川崎区東田町8番地 パレール三井ビル
- 5 契約金額  
37,408,910円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

川崎市公告（調達）第127号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和元年8月13日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称  
福祉総合情報システム幼児教育無償化プロジェクト  
管理支援業務委託
- 2 契約に関する事務担当部局  
こども未来局総務部企画課  
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和元年6月21日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社 野村総合研究所  
代表取締役社長 此本 臣吾

東京都千代田区大手町一丁目9番2号  
大手町グランキューブ

- 5 契約金額  
31,603,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

**川崎市公告(調達)第128号**

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和元年8月13日

川崎市長 福田紀彦

- 1 調達の名称及び数量
  - (1) 消防ポンプ自動車
  - (2) 防災広報車
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地  
財政局資産管理部契約課  
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 落札者を決定した日  
令和元年6月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
  - (1) 小川ポンプ工業 株式会社 東京事務所  
所長 二神 智  
東京都千代田区神田三崎町二丁目13番1号  
田辺ビル 4F
  - (2) 櫻護謨 株式会社  
代表取締役 中村 浩士  
東京都渋谷区笹塚一丁目21-17
- 5 落札金額(消費税及び地方消費税を除く。)
  - (1) 29,860,304円
  - (2) 43,600,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和元年5月10日

**川崎市公告(調達)第129号**

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和元年8月13日

川崎市長 福田紀彦

- 1 調達の名称  
ネットワーク不正接続対策システムの賃貸借及び保守契約
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地  
総務企画局情報管理部システム管理課  
川崎市川崎区東田町5-4(第3庁舎9階)
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和元年7月9日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
NECキャピタルソリューション株式会社  
神奈川支店長 東山 正昭  
横浜市西区みなとみらい2丁目3番5号
- 5 契約金額(税抜きリース総額)  
総額 27,462,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和元年5月27日

**川崎市公告(調達)第130号**

入札公告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年8月13日

川崎市長 福田紀彦

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 件名  
高速液体クロマトグラフ質量分析装置の賃貸借及び保守
  - (2) 履行場所  
川崎市環境総合研究所  
川崎市川崎区殿町3-25-13  
川崎生命科学・環境研究センター3階
  - (3) 履行期間  
令和2年2月1日から令和9年1月31日までとする。
  - (4) 調達概要  
仕様書のとおり
- 2 一般競争入札参加資格に関する事項  
入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。
  - (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
  - (2) 川崎市の平成31・32年度製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」に登載されており、A又はBの等級に格付けされていること。  
なお、有資格業者名簿に登載のない者(入札参加業種に登載のない者を含む。)は、所定の様式により財政局資産管理部契約課に令和元年8月23日まで

に資格審査申請を行ってください。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) この調達物品を契約締結後、確実に納入することができること。

(5) 過去2か年に、本市又は他官公庁において同規模の賃貸借契約の実績が2件以上あること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先  
一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

川崎市環境総合研究所環境リスク調査課

担 当 江原、伊東

郵便番号 210-0821

住 所 川崎市川崎区殿町3-25-13

川崎生命科学・環境研究センター3階

電 話 044-276-8649

F A X 044-288-3156

E-mail 30sokan@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和元年8月13日(火)から令和元年8月23日(金)まで

午前9時～正午及び午後1時～午後5時

(土、日曜日・祝日は除く。)

(3) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 契約実績(2件分)を確認できる契約書等の写し

ウ 装置のカタログ等仕様のわかるもの

(4) 提出方法

持参に限ります。

(5) 提出書類(競争入札参加申込書)及び入札説明書、仕様書の入手方法

提出書類(競争入札参加申込書)及び入札説明書、仕様書は、インターネットからダウンロードすることができます。「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)から「入札情報」、「入札情報(入札公表・落札結果)」の順にアクセスし、「入札情報」物品の欄の「入札公表」の中にあります。

ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

4 競争参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和元年9月4日(水)までに送付します。

委任先メールアドレスを登録していない場合は、以下のとおり直接受取りに来るようお願いします。

(1) 交付日

令和元年9月4日(水)

(午前9時～正午及び午後1時～午後5時)

(2) 場所

3(1)に同じ

5 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)に同じ

(2) 問合せ期間

令和元年9月4日(水) 午前9時から

令和元年9月11日(水) 午後5時まで

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、電子メール又はFAXにて送付してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和元年9月13日(金)までに、参加全者あて、電子メール又はFAXにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法等

税抜きの総額で行います。月額の賃貸借料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)を84か月で乗じる方法で見積もりしてください。その他の事項については、川崎市競争入札参加者心得によります。

ア 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時

令和元年9月27日(金) 13時00分

(イ) 入札書の提出場所

川崎市環境総合研究所研修室

川崎市川崎区殿町3-25-13

川崎生命科学・環境研究センター3階

イ 郵送による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時

令和元年9月26日(木) 必着

(イ) 入札書の提出先

3(1)に同じ

(2) 入札保証金

免除とします

(3) 開札の日時

7(1)ア(ア)に同じ



## (4) 開札の場所

7(1)ア(イ)に同じ

## (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

## (6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

## 8 契約手続等

次により、契約を締結します。

## (1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

## (2) 前払金

否

## (3) 契約書作成の要否

必要とします。

## (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

## 9 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 落札者の決定後、苦情申し立てが行われた場合、委員会申し立ての検討期間中、契約締結等の手続きを一時停止することがあります。

(3) 関連情報を入手するための窓口は3(1)に同じ。

(4) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

## 10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

High performance liquid chromatograph time-of-flight mass spectrometer (LC/TOFMS) including maintenance, 1 set

(2) Time-limit for tender:

1:00 PM 27th, September 2019

(3) Time-limit for tender by mail:

26th, September 2019

(4) Contact:

Kawasaki Environment Research Institute  
3-25-13, Tonomachi, Kawasaki-ku, Kawasaki-shi, Kanagawa, 210-0821, JAPAN

Kawasaki Life Science & Environment Research Center 3F

TEL: +81-44-276-8649

FAX: +81-44-288-3156

E-mail:30sokan@city.kawasaki.jp

## 川崎市公告(調達)第131号

入札公告

令和元年8月13日

川崎市長 福田 紀彦

一般競争入札について次のとおり公表します。

## 1 競争入札に付する事項

(1) 件名

オキシダント校正装置賃貸借及び保守

(2) 履行場所

川崎市環境総合研究所(川崎区殿町3-25-13)

1台

(3) 履行期間

令和2年2月1日から令和9年1月31日まで

## 2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」に登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 川崎市内又は隣接する都市に拠点をもち、保守対応等を迅速に実施できる体制を有すること。

(5) 過去5ヶ年に、本市又は他官公庁において同規模の賃貸借契約の実績があること。

## 3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0821

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号

川崎生命科学・環境研究センター3階

川崎市環境局環境総合研究所

地域環境・公害監視課 出口

電話 044-276-9096

F A X 044-288-3156

E-mail 30sotii@city.kawasaki.jp

(2) 提出期間

ア 配布・提出日

令和元年8月13日(火)から令和元年8月22日(木)まで(土、日曜日・祝日を除く)

イ 配布・提出時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 上記2(5)の内容を確認できる契約書等の写し

ウ 納入予定物品の仕様を確認できるもの(カタログ等の資料)

(4) 提出方法

持参に限ります。

提出書類(競争入札参加申込書)及び仕様書は、インターネットからダウンロードすることができます。(「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。)ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。(「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和元年8月30日(金)までに送付します。委任先メールアドレスを登録していない場合は、直接受取りに来るようお願いします。

(1) 交付日

令和元年8月30日(金)午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時

(2) 場所

上記3(1)に同じ。

5 仕様・入札に関する問合せ

(1) 問合せ先

上記3(1)に同じ。

(2) 問合せ期間

令和元年8月30日(金)から令和元年9月10日(火)午後5時まで

(3) 問合せ方法

競争入札参加資格確認通知書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、指定するF A X又は電子メールアドレスあて送付してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和元年9月12日(木)までに、参加全者あてに、電子メール又はF

A Xにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法等

税抜きで総額で行います。月額の賃貸借料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)を84ヵ月で乗じる方法で見積もりしてください。

ア 入札書の提出日時

令和元年9月26日(木)午前10時00分

イ 入札書の提出場所

川崎市環境局環境総合研究所研修室  
川崎市川崎区殿町3丁目25番13号  
川崎生命科学・環境研究センター3階

(2) 入札保証金

免除とします

(3) 開札の日時

7(1)アに同じ

(4) 開札の場所

7(1)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp>)

jp/233300/index.html)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

## 9 その他

- (1) 関連情報を入手するための窓口は3(1)に同じ。
- (2) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

## 川崎市公告(調達)第132号

### 入 札 公 告

令和元年8月13日

川崎市長 福田 紀彦

一般競争入札について次のとおり公表します。

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 件名

気象観測装置賃貸借及び保守

### (2) 履行場所

川崎局気象観測点(川崎区東田町5-4) 1台  
幸局気象観測点(幸区戸手本町1-11-1) 1台  
高津局気象観測点(高津区溝口1-6-10) 1台  
多摩局気象観測点(多摩区登戸1329) 1台  
池上局気象観測点(川崎区池上町3) 1台

### (3) 履行期間

令和2年3月1日から令和7年2月28日まで

## 2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」に登録されており、A又はBの等級に格付けされていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 川崎市内又は隣接する都市に拠点を持ち、保守対応等を迅速に実施できる体制を有すること。
- (5) 過去5ヶ年に、本市又は他官公庁において同規模の賃貸借契約の実績があること。

## 3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

### (1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0821

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号

川崎生命科学・環境研究センター3階

川崎市環境局環境総合研究所

地域環境・公害監視課 出口

電 話 044-276-9096

F A X 044-288-3156

E-mail 30sotii@city.kawasaki.jp

## (2) 提出期間

### ア 配布・提出日

令和元年8月13日(火)から令和元年8月22日(木)まで(土、日曜日・祝日を除く)

### イ 配布・提出時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

## (3) 提出書類

### ア 競争入札参加申込書

### イ 上記2(5)の内容を確認できる契約書等の写し

### ウ 納入予定物品の仕様を確認できるもの(カタログ等の資料)

## (4) 提出方法

持参に限ります。

提出書類(競争入札参加申込書)及び仕様書は、インターネットからダウンロードすることができます。「(入札情報かわさき)の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。)ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。「(入札情報かわさき) <http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>

## 4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和元年8月30日(金)までに送付します。委任先メールアドレスを登録していない場合は、直接受取りに来るようお願いします。

### (1) 交付日

令和元年8月30日(金)午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時

### (2) 場所

上記3(1)に同じ。

## 5 仕様・入札に関する問合せ

### (1) 問合せ先

上記3(1)に同じ。

### (2) 問合せ期間

令和元年8月30日(金)から令和元年9月10日(火)午後5時まで

### (3) 問合せ方法

競争入札参加資格確認通知書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定するF A X又は電子メールアドレスあて送付してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和元年9月12日(木)までに、参加全者あてに、電子メール又はFAXにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法等

税抜きの総額で行います。月額賃貸借料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)を60ヵ月で乗じる方法で見積もりしてください。

ア 入札書の提出日時

令和元年9月26日(木) 午前10時30分

イ 入札書の提出場所

川崎市環境局環境総合研究所研修室  
川崎市川崎区殿町3丁目25番13号  
川崎生命科学・環境研究センター3階

(2) 入札保証金

免除とします

(3) 開札の日時

7(1)アに同じ

(4) 開札の場所

7(1)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 関連情報を入手するための窓口は3(1)に同じ。
- (2) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

税 公 告

川崎市税公告第49号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年7月18日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第50号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年7月19日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第51号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交

付します。

令和元年 7月22日

川崎市長 福 田 紀 彦

(別紙省略)

**川崎市税公告第52号**

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年 7月23日

川崎市長 福 田 紀 彦

(別紙省略)

**川崎市税公告第53号**

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年 7月25日

川崎市長 福 田 紀 彦

(別紙省略)

**川崎市税公告第54号**

令和元年 7月12日付け川崎市税公告第44号を次のとおり訂正します。

令和元年 7月25日

川崎市長 福 田 紀 彦

**【誤】**

年 度	税 目	期 別	この公告による 変更する納期限	件数・備考
平成31年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第1期分以降	令和元年 7月31日 (第1期分)	計221件
平成31年度 (平成30年度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	6月随時分	令和元年 7月31日 (6月随時分)	計10件
平成31年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	6月随時分以降	令和元年 7月31日 (6月随時分)	計7件
平成31年度	軽自動車税	6月随時分	令和元年 7月31日 (6月随時分)	計1件
平成31年度 (平成30年度課税分)	軽自動車税	6月随時分	令和元年 7月31日 (6月随時分)	計1件
平成31年度 (平成29年度課税分)	軽自動車税	6月随時分	令和元年 7月31日 (6月随時分)	計1件

**【正】**

年 度	税 目	期 別	この公告による 変更する納期限	件数・備考
平成31年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第1期分以降	令和元年 7月31日(第 1期分)	計220件
平成31年度 (平成30年度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	6月随時分	令和元年 7月31日 (6月随時分)	計11件
平成31年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	6月随時分以降	令和元年 7月31日 (6月随時分)	計7件
平成31年度	軽自動車税	6月随時分	令和元年 7月31日 (6月随時分)	計1件
平成31年度 (平成30年度課税分)	軽自動車税	6月随時分	令和元年 7月31日 (6月随時分)	計1件
平成31年度 (平成29年度課税分)	軽自動車税	6月随時分	令和元年 7月31日 (6月随時分)	計1件

(別紙省略)

**上 下 水 道 局 告 示**

**川崎市上下水道局告示第9号**

川崎市排水設備指定工事店の更新について  
川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程（平成22年川崎市水道局規程第64号）第9条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定を更新したので、同規程第12条第1号の規定により告示します。

令和元年7月17日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

1 指定有効期間

令和元年8月1日から

令和6年7月31日まで

2 指定工事店

指 定 番 号 241

商号又は名称 株式会社エーケン

営業所所在地 川崎市宮前区神木本町2丁目9番10号

代表者氏名 佐藤 昇

指 定 番 号 321

商号又は名称 積和建設神奈川株式会社

営業所所在地 神奈川県座間市小松原1-15-12

代表者氏名 竹花 嗣生

指 定 番 号 322

商号又は名称 佐藤設備

営業所所在地 横浜市都筑区東山田3丁目30番9号

代表者氏名 佐藤 博

指 定 番 号 323

商号又は名称 株式会社日生設備

営業所所在地 横浜市瀬谷区阿久和東4丁目23番地7

代表者氏名 斎藤 昌伸

指 定 番 号 330

商号又は名称 株式会社笹久保建設

営業所所在地 川崎市多摩区生田3丁目2番27号

代表者氏名 笹久保 進次

指 定 番 号 332

商号又は名称 宮内工業株式会社

営業所所在地 横浜市港北区箕輪町2丁目2番18号

代表者氏名 宮内 昭孝

指 定 番 号 339

商号又は名称 株式会社小池設備

営業所所在地 相模原市南区西大沼1丁目18番2号

代表者氏名 小池 重憲

指 定 番 号 340

商号又は名称 株式会社金子工業所

営業所所在地 横浜市戸塚区矢部町939番地

代表者氏名 金子 繁夫

指 定 番 号 341

商号又は名称 株式会社三石設備コンサルタント

横浜支店

営業所所在地 横浜市青葉区つつじが丘7番地12

代表者氏名 木幡 泰治

指 定 番 号 345

商号又は名称 ホクヨー住宅設備株式会社

営業所所在地 横浜市瀬谷区南瀬谷1丁目81番17号

代表者氏名 佐々木 正利

指 定 番 号 347

商号又は名称 八千代水道株式会社

営業所所在地 相模原市中央区田名3846番地の1

代表者氏名 關根 英介

指 定 番 号 349

商号又は名称 株式会社丹野設備工業所

営業所所在地 神奈川県伊勢原市上粕屋448番地の19

代表者氏名 丹野 徳人

指 定 番 号 350

商号又は名称 株式会社久保田建設

営業所所在地 横浜市緑区三保町234番地

代表者氏名 幸脇 奈緒美

指 定 番 号 351

商号又は名称 高橋設備工業

営業所所在地 神奈川県秦野市東田原200番地の162

代表者氏名 高橋 芳雄

指 定 番 号 352

商号又は名称 興和工業株式会社

営業所所在地 横浜市旭区中沢3丁目55番17号

代表者氏名 小堀 段

指 定 番 号 353

商号又は名称 共栄産業株式会社

営業所所在地 横浜市港南区大久保2丁目8番22号

代表者氏名 吉田 香太郎

指 定 番 号 354

商号又は名称 有限会社開工業

営業所所在地 横浜市鶴見区獅子ヶ谷1丁目42番15号

代表者氏名 山本 紘平

指 定 番 号 358

商号又は名称 株式会社富士住設機器

営業所所在地 横浜市旭区笹野台3丁目48番20号

代表者氏名 山下 陽次  
 指 定 番 号 360  
 商号又は名称 神管設備有限会社  
 営業所所在地 横浜市旭区白根1丁目20番3号  
 代表者氏名 野口 英孝  
 指 定 番 号 365  
 商号又は名称 株式会社下田商会  
 営業所所在地 神奈川県平塚市四之宮2丁目3番72号  
 代表者氏名 下山田 英明  
 指 定 番 号 366  
 商号又は名称 矢崎設備工業株式会社  
 営業所所在地 横浜市港南区下永谷5丁目7番30号  
 代表者氏名 矢崎 祐次  
 指 定 番 号 583  
 商号又は名称 さくら設備工業株式会社  
 営業所所在地 横浜市神奈川区菅田町923番地  
 代表者氏名 河内 圭二郎  
 指 定 番 号 585  
 商号又は名称 有限会社ジュヨウ  
 営業所所在地 横浜市緑区三保町1384番地  
 代表者氏名 佐田 千寿  
 指 定 番 号 586  
 商号又は名称 株式会社アイダ設計相模原モデル店  
 営業所所在地 相模原市中央区清新2丁目5番9号  
 代表者氏名 會田 貞光  
 指 定 番 号 587  
 商号又は名称 株式会社近藤水道  
 営業所所在地 横浜市神奈川区片倉2丁目36番19号  
 代表者氏名 近藤 立三  
 指 定 番 号 589  
 商号又は名称 有限会社山和設備  
 営業所所在地 横浜市都筑区大圃町656番地1  
 代表者氏名 山野木 茂  
 指 定 番 号 590  
 商号又は名称 有限会社シントー企画  
 営業所所在地 横浜市泉区和泉町7877  
 代表者氏名 片倉 秀二  
 指 定 番 号 775  
 商号又は名称 有限会社柴崎工業所  
 営業所所在地 神奈川県綾瀬市深谷上2丁目3番26号  
 代表者氏名 柴崎 雅司  
 指 定 番 号 778  
 商号又は名称 有限会社池田設備  
 営業所所在地 横浜市鶴見区駒岡3丁目35番6号

代表者氏名 池田 清  
 指 定 番 号 779  
 商号又は名称 佐藤設備  
 営業所所在地 川崎市麻生区白鳥1-19-15  
 代表者氏名 佐藤 伸  
 指 定 番 号 781  
 商号又は名称 株式会社石崎設備工業  
 営業所所在地 横浜市港北区日吉本町4丁目10番3-302号  
 代表者氏名 石崎 里恵  
 指 定 番 号 782  
 商号又は名称 有限会社水屋  
 営業所所在地 神奈川県藤沢市石川4丁目1番地の14  
 代表者氏名 宮本 憲一  
 指 定 番 号 785  
 商号又は名称 株式会社ステアーズ建設  
 営業所所在地 横浜市戸塚区鳥が丘82番地13  
 代表者氏名 佐々木 康夫  
 指 定 番 号 935  
 商号又は名称 高橋設備  
 営業所所在地 横浜市保土ヶ谷区新桜ヶ丘2丁目23番16号 ヨコミゾテラス101  
 代表者氏名 高橋 直也  
 指 定 番 号 936  
 商号又は名称 有限会社モリヤ  
 営業所所在地 横浜市泉区弥生台74番32  
 代表者氏名 森 正勝  
 指 定 番 号 937  
 商号又は名称 株式会社水工  
 営業所所在地 神奈川県大和市福田1丁目6番地7第一田辺ビル2F  
 代表者氏名 神崎 清  
 指 定 番 号 939  
 商号又は名称 株式会社今村建設  
 営業所所在地 川崎市麻生区金程4丁目28番14号  
 代表者氏名 今村 宗玄  
 指 定 番 号 940  
 商号又は名称 株式会社エムズジャパン  
 営業所所在地 横浜市泉区和泉町6616番地3  
 代表者氏名 原岡 誠  
 指 定 番 号 941  
 商号又は名称 高田管設株式会社  
 営業所所在地 横浜市金沢区富岡東5丁目12番23号  
 代表者氏名 高田 亮一

**川崎市上下水道局告示第10号**

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者  
の指定について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成  
10年川崎市水道局規程第3号）第4条の規定に基づき、  
川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者  
を指定したので、同規程第8条第1号の規定により告示  
します。

令和元年7月19日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 1 指 定 番 号 第1682号  
氏名又は名称 株式会社プレミアアシスト  
住 所 東京都千代田区麴町2丁目4番地1  
代表者氏名 関根 浩  
指 定 年 月 日 令和元年7月19日
- 2 指 定 番 号 第1683号  
氏名又は名称 大塚設備  
住 所 川崎市高津区久末2045番地  
代表者氏名 大塚 晴久  
指 定 年 月 日 令和元年7月19日
- 3 指 定 番 号 第1684号  
氏名又は名称 トムズ設計部  
住 所 横浜市戸塚区上矢部町1808番地1  
ファミリーヴィレッジ7号  
代表者氏名 毛家村 穰  
指 定 年 月 日 令和元年7月19日
- 4 指 定 番 号 第1685号  
氏名又は名称 大総設備工業  
住 所 川崎市宮前区東有馬1丁目8番9号  
グリーンエミネンス 101  
代表者氏名 大崎 純  
指 定 年 月 日 令和元年7月19日
- 5 指 定 番 号 第1686号  
氏名又は名称 株式会社相原設備  
住 所 神奈川県平塚市下島849番地  
代表者氏名 相原 直子  
指 定 年 月 日 令和元年7月19日

**川崎市上下水道局告示第11号**

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者  
の指定事項の変更について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成  
10年川崎市水道局規程第3号）第5条の規定に基づく届  
け出があり、次の指定給水装置工事事業者の指定事項の  
変更を行いましたので告示します。

令和元年7月19日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 1 指 定 番 号 第224号  
氏名又は名称 株式会社エーケン  
住 所 (新) 川崎市宮前区神木本町2丁目  
9番10号  
(旧) 川崎市宮前区有馬8丁目3番  
11号  
代表者氏名 佐藤 昇  
変 更 年 月 日 令和元年6月9日
- 2 指 定 番 号 第310号  
氏名又は名称 アズビル金門エンジニアリング株式  
会社  
住 所 川崎市中原区下小田中2丁目18番1号  
代表者氏名 (新) 林 成一郎  
(旧) 由井 文雄  
変 更 年 月 日 令和元年5月22日
- 3 指 定 番 号 第515号  
氏名又は名称 川崎市管工事業協同組合  
住 所 川崎市川崎区宮本町5番地5  
代表者氏名 (新) 中嶋 栄一  
(旧) 大坂 延男  
変 更 年 月 日 令和元年5月24日
- 4 指 定 番 号 第1146号  
氏名又は名称 T S設備  
住 所 (新) 川崎市中原区宮内1丁目19番  
12号 まるめハイツ102  
(旧) 川崎市中原区宮内1丁目9番  
27号  
代表者氏名 嶋田 貴裕  
変 更 年 月 日 令和元年6月20日
- 5 指 定 番 号 第1523号  
氏名又は名称 株式会社アクティホーム  
住 所 (新) 大阪府豊中市岡町北3丁目2  
番17号  
(旧) 大阪府豊中市原田元町3丁目  
9番6-402号  
代表者氏名 福本 充博  
変 更 年 月 日 平成31年3月20日
- 6 指 定 番 号 第1613号  
氏名又は名称 株式会社クリーンライフ  
住 所 (新) 大阪府吹田市江の木町5丁目  
24番 フェスタ江坂701号  
(旧) 大阪府吹田市江坂町2丁目6  
番10号  
代表者氏名 元村 祐次



変更年月日 平成31年4月1日

7 指 定 番 号 第1679号

氏名又は名称 株式会社由貴工業

住 所 川崎市川崎区小田1丁目4番17号

代表者氏名 (新) 武田 竜子  
(旧) 小林 均

変更年月日 令和元年5月27日

**川崎市上下水道局告示第12号**

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者  
の廃止について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年川崎市水道局規程第3号)第5条の規定に基づく届け出があり、次の指定給水装置工事事業者の指定の廃止を行いましたので告示します。

令和元年7月19日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

指 定 番 号 第1258号

氏名又は名称 株式会社プレミアホームアシスト

住 所 東京都千代田区麹町2丁目4番地1号

代表者氏名 黒川 哲

廃止年月日 平成31年3月31日

**川崎市上下水道局告示第13号**

水道料金等収納事務の委託について

川崎市上下水道局公金の徴収事務の委託に関する規程(平成20年川崎市水道局規程第8号)第2条の規定に基

(案件1)

づき、水道料金等の収納の事務を次のとおり委託したので、同規程第3条の規定により告示します。

令和元年7月23日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

1 委託先

- (1) 中部・北部サービスセンター管内(高津区、宮前区、多摩区、麻生区及び川崎市上下水道局の指定する場所)

東京都港区赤坂二丁目2番12号

NBF赤坂山王スクエア3階

第一環境株式会社

代表取締役社長 岡地 雄一

- (2) 南部サービスセンター管内(川崎区、幸区、中原区及び川崎市上下水道局の指定する場所)

東京都文京区本郷四丁目11番5号

株式会社宅配

代表取締役 斜森 太郎

2 契約期間

令和元年7月1日から令和6年12月31日まで

**上 下 水 道 局 公 告**

**川崎市上下水道局公告第22号**

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年7月16日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

競争入札に付する事項	件 名	令和元年度 災害対策用貯水槽点検業務委託
	履行場所	川崎区富士見2-1-2ほか8箇所
	履行期限	契約の日から令和2年3月31日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、種目「空調・衛生設備保守点検」に登載されていること。 (4) 国又は地方公共団体等が発注した、災害対策用貯水槽の点検業務の元請としての履行完了実績を有すること。 (5) 貯水槽清掃作業監督者又は建築物環境衛生管理技術者のいずれかの資格を有する者を配置できること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和元年8月6日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	

入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## 川崎市上下水道局公告第23号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年7月16日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	1号配水本管600mm撤去及び鋼管通1丁目400mm-100mm配水管布設替工事
	履 行 場 所	自：川崎区大島上町20-14 先 至：川崎区鋼管通3-3 先
	履 行 期 限	契約の日から355日間
参 加 資 格	<p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。）により結成されている共同企業体でなければなりません。</p> <p>ただし、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 全ての構成員に必要な条件</p> <p>ア 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>ウ 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>エ 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>オ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>カ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>キ 本工事の一般競争入札参加資格確認申請に当たって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。</p> <p>(2) 共同企業体の代表者に必要な条件</p> <p>ア 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>イ 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ウ 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>(3) 共同企業体の構成員2に必要な条件</p> <p>ア 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」又は「B」で登録されていること。</p> <p>イ 水道施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>ウ 主任技術者（業種「水道施設」）を専任で配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099	
入札日時等	令和元年8月26日 午後5時00分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	

そ の 他	<p>(1) 川崎市上下水道局総合評価一般競争入札要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札（特別簡易型）のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>
-------	--

## (案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	平間配水所 調圧水槽撤去工事
	履行場所	川崎市中原区上平間1668先（平間配水所内）
	履行期限	契約の日から360日間
参加資格	<p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。）により結成されている共同企業体でなければなりません。</p> <p>ただし、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 全ての構成員に必要な条件</p> <p>ア 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>ウ 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>エ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>オ 本工事の一般競争入札参加資格確認申請に当たって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。</p> <p>(2) 共同企業体の代表者に必要な条件</p> <p>ア 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」又は「準市内」で登録されていること。</p> <p>イ 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>ウ 平成31・32年度川崎市競争入札参加資格申請時における経営事項審査の総合評定値通知書における「水道施設」の総合評定値が1200点以上であること。</p> <p>エ 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>オ 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>(3) 共同企業体の構成員2に必要な条件</p> <p>ア 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>イ 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「解体」で登録されていること。</p> <p>ウ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>エ 解体工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>オ 主任技術者（業種「解体」）を専任で配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099	
入札日時等	令和元年8月26日 午後5時00分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））	
入札保証金	免	
契約書作成	要	

入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	<p>(1) 川崎市上下水道局総合評価一般競争入札要綱に規定する総合評価落札方式の簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札（簡易型）のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	渡田ポンプ場改築機械その2工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区鋼管通4-17-1
	履 行 期 限	契約の日から令和3年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」で登録されていること。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(7) 監理技術者資格者証（業種「機械器具設置」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。 なお、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。変更後の技術者は、「総合評価落札方式技術評価項目配点表」における評価項目の「配置予定技術者の同種工事の施工経験」において、当初配置する技術者と同等以上の評価を有することが必要です。</p> <p>(8) 計画雨水量7.5m<sup>3</sup>/秒以上の下水道施設における、沈砂池設備の製作及び据付工事の完工実績（元請に限る。）を平成16年4月1日以降に有すること。（修理及び整備工事は除く。） ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>	
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話 044-200-2099</p>	
入札日時等	令和元年8月26日 午後5時00分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	<p>(1) 川崎市上下水道局総合評価一般競争入札要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札（特別簡易型）のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>	

## (案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	光ネットワークシステム改築その2工事
	履 行 場 所	川崎市中原区宮内3-22-1ほか
	履 行 期 限	契約の日から令和3年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「通信」で登録されていること。</p> <p>(6) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(7) 電気通信工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(8) 監理技術者資格者証(業種「電気通信」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。</p> <p>なお、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。変更後の技術者は、「総合評価落札方式技術評価項目配点表」における評価項目の「配置予定技術者の同種工事の施工経験」において、当初配置する技術者と同等以上の評価を有することが必要です。</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100	
入札日時等	令和元年8月26日 午後5時00分(財政局資産管理部契約課建築契約係(明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	<p>(1) 川崎市上下水道局総合評価一般競争入札要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札(特別簡易型)のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>	

## (案件5)

競争入札に 付する事項	件 名	麻生水処理センターNo.2-1 終沈汚泥かき寄せ機整備その他工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区上麻生6-15-1
	履 行 期 限	契約の日から令和2年3月27日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「水処理施設」で登録されていること。</p>	

参加資格	(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (9) 監理技術者資格者証(業種「機械器具設置」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100
入札日時等	令和元年8月19日 午後2時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係(明治安田生命ビル13階))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## 川崎市上下水道局公告第24号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年7月30日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	光ネットワーク整備実施設計委託その4
	履行場所	川崎市中原区宮内3-22-1ほか
	履行期限	契約の日から令和2年3月31日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に登載されていること。 (4) 平成16年4月1日以降に、下水道管きょ内における光ファイバケーブル布設に伴う実施設計業務の元請履行実績を有すること。 (5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、下記イ及びウは兼務できません。 ア 総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)の資格を有する者 イ 業務責任者として、総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)、上下水道部門技術士(下水道)又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者 ウ 照査技術者	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和元年8月29日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	

契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	渡田ポンプ場ほか実施設計委託その9
	履 行 場 所	川崎市川崎区鋼管通4-17-1ほか
	履 行 期 限	契約の日から令和2年3月13日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に記載されていること。</p> <p>(4) 平成16年4月1日以降に、国、地方公共団体又は地方共同法人が発注した委託業務において、下水道施設（ポンプ場又は処理場）に係る実施設計業務（詳細）の元請履行実績を有すること。</p> <p>(5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、下記イ及びウは兼務できません。</p> <p>ア 総合技術監理部門技術士（上下水道一下水道）の資格を有する者</p> <p>イ 業務責任者として、総合技術監理部門技術士（上下水道一下水道）、上下水道部門技術士（下水道）又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者</p> <p>ウ 照査技術者</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和元年8月29日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## 川崎市上下水道局公告第25号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年7月30日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	令和元年度南部下水管内管きょ緊急補修第2号工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区、幸区地内
	履 行 期 限	契約の日から令和2年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きょ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されていること。</p>	

参 加 資 格	(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099
入札日時等	令和元年9月2日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

### 上下水道局公告（調達）

#### 川崎市上下水道局公告（調達）第6号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年8月13日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

#### 1 競争入札に付する事項

##### (1) 購入物品及び数量

ア 水道用超高塩基度ポリ塩化アルミニウム 1 t  
(単価契約) 約2,246 t

イ 水道用次亜塩素酸ナトリウム 1 t  
(単価契約) 約 755 t

##### (2) 購入物品の特質等

仕様書によります。

##### (3) 納入場所

仕様書によります。

##### (4) 納入期間

令和元年10月1日から令和2年3月31日まで

##### (5) 本案件は、紙入札方式で行います。

#### 2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「薬品」のうち種目「化学工業薬品」に登録されており、かつ、ランク「A」又は「B」の等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者（入札参加業種・種目に登録のない者を含む。）は、財政局資産管理部契約課で所定の様式により、資格審査申請を令和元年8月29日までに行ってください。

#### 3 入札説明書等の閲覧及び交付

入札説明書等は、インターネットからダウンロードすることができます（「入札情報かわさき」の「入札情報」物品の欄の「上下水道局入札公表」の中にあります。）。

また、次により入札説明書等を閲覧することができます。

なお、希望者には次により無償で交付します。

- (1) 場所 川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係  
〒210-8577  
川崎市川崎区宮本町1番地  
明治安田生命ビル13階



電話 044-200-2091

- (2) 期間 令和元年8月13日(公告日)から  
令和元年8月29日  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)  
午前8時30分から正午、  
午後1時から午後5時

- 4 競争入札参加申込書等の配布、提出及び問い合わせ先  
この入札に参加を希望する者は、次により1(1)の購入物品ごとにそれぞれ競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布

競争入札参加申込書等は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」物品の欄の「上下水道局入札公表」の中にあります。)。ダウンロードができない場合には、3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

(2) 提出期間及び場所

競争入札参加申込書及び5の書類は、3(1)の場所に、3(2)の期間中に提出してください。

なお、競争入札参加申込書等の郵送による提出は認めません。

(3) 問い合わせ先

川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係  
担当 向井  
電話 044-200-2091

5 競争入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、仕様書に定められた条件を満たす購入物品を確実に納入できることを証明する書類(仕様書によります。)を、競争入札参加の申込時に提出しなければなりません。

また、提出された書類に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。提出された書類を審査した結果、この購入物品を確実に納入することができますと認められた者に限り、入札に参加することができます。(ただし、仕様書に定められた条件を満たす購入物品を確実に納入できることを証明する書類等の提出後に納入予定の物品に変更が生じる場合は、4(3)の場所に事前連絡の上、9月24日までに6の担当課の承認を得ることとします。その結果、担当課の承認を得られなかった者の入札は無効とします。)

6 仕様書作成担当者

川崎市上下水道局長沢浄水場浄水課 担当 杉木  
電話 044-911-2022

7 仕様書に関する質問、回答

(1) 質問

次により仕様書の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書以外の質問は受け付けません。

質問することができる方は、入札参加申込を済ませた方に限ります。また、入札参加者以外へは回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の取得方法

質問書は、4(1)と同様の方法により取得できません。

イ 提出場所、期間及び方法

質問事項を記入した質問書は、紙及び電子媒体(CD-R/RW)により、3(1)の場所で、3(2)の期間に提出してください(どちらか一方の場合は、質問は受け付けいたしません。)

また、質問書の郵送による提出は認めません。

(2) 質問に対する回答

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書(PDFファイル)を入札参加資格があると認められた入札参加者に対して、8の確認通知書の交付日に確認通知書と一緒に添付して交付します。

なお、回答後に再質問は受け付けいたしません。

8 確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに、令和元年9月17日までに確認通知書を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、令和元年9月17日の午前9時から正午までの間に3(1)の場所において確認通知書を交付します。

9 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格要件を満たさなくなったとき。  
(2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

10 入札の手続等

(1) 入札方法

1(1)の購入物品ごとにそれぞれ入札に付すこととし、単価で行います。

なお、入札金額は、薬品1t当たりの税抜き単価を記載してください。

ア 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時

1(1)の購入物品ごとに次のとおりとします。

1(1)ア 令和元年9月26日 午前10時

1(1)イ 令和元年9月26日 午前10時30分

(イ) 入札書の提出場所

砂子平沼ビル7階入札室

(川崎市川崎区砂子1-7-4)

イ 郵送(書留郵便に限る。)による入札の場合  
(ア) 入札書の提出期限 令和元年9月20日必着  
(イ) 入札書の提出先 3(1)に同じ。

(2) 開札の日時及び場所

1(1)の購入物品ごとに次のとおりとします。

ア 日時 1(1)ア 令和元年9月26日 午前10時  
1(1)イ 令和元年9月26日 午前10時30分  
イ 場所 砂子平沼ビル7階入札室  
(川崎市川崎区砂子1-7-4)

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市上下水道局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局において定める川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

11 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

契約金額の10パーセントとします。ただし、川崎市上下水道局契約規程第33条各号のいずれかに該当する場合は、免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

a Ultra-high basicity polyaluminum chloride

for water supply, approximately 2,246t

b Sodium hypochlorite for water supply, approximately 755t

(2) Time limit for tender:

a Direct delivery  
13(1)a 10:00A.M. 26 September 2019  
13(1)b 10:30A.M. 26 September 2019  
b By mail  
20 September 2019

(3) Contact point for the notice:

KAWASAKI CITY OFFICE  
Contract Section  
Property Administration Department  
Finance Bureau  
1 miyamoto-cho, kawasaki-ku  
Kawasaki, Kanagawa  
210-8577, Japan  
TEL:044-200-2091

(4) Language:

japanese is the only language used in all the contract procedures

川崎市上下水道局公告(調達)第7号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年8月13日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量  
高分子凝集剤 1 t (単価契約)(下水) 約105 t  
(2) 購入物品の特質等  
仕様書によります。

(3) 納入場所  
入江崎スラッジセンター  
川崎市川崎区塩浜3-24-12

(4) 納入期間  
令和元年10月1日から令和2年3月31日まで

(5) 本案件は、紙入札方式で行います。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。  
(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。  
(3) 入札期日において、平成31・32年度川崎市製造の

請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「薬品」のうち種目「化学工業薬品」に登録されており、かつ、ランク「A」又は「B」の等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者（入札参加業種・種目に登録のない者を含む。）は、財政局資産管理部契約課で所定の様式により、資格審査申請を令和元年8月29日までに行ってください。

### 3 入札説明書等の閲覧及び交付

入札説明書等は、インターネットからダウンロードすることができます（「入札情報かわさき」の「入札情報」物品の欄の「上下水道局入札公表」の中にあります。）。

また、次により入札説明書等を閲覧することができます。

なお、希望者には次により無償で交付します。

(1) 場所 川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係  
〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

明治安田生命ビル13階

電話 044-200-2091

(2) 期間 令和元年8月13日（公告日）から  
令和元年8月29日

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

4 競争入札参加申込書等の配布、提出及び問い合わせ先  
この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

#### (1) 配布

競争入札参加申込書等は、インターネットからダウンロードすることができます（「入札情報かわさき」の「入札情報」物品の欄の「上下水道局入札公表」の中にあります。）。ダウンロードができない場合には、3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

#### (2) 提出期間及び場所

競争入札参加申込書及び5の書類は、3(1)の場所に、3(2)の期間中に提出してください。

なお、競争入札参加申込書等の郵送による提出は認めません。

#### (3) 問い合わせ先

川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係

担当 向井

電話 044-200-2091

### 5 競争入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、仕様書に定められた条件を満たす購入物品を確実に納入できることを証明する書類（販売代理店証明書）を、競争入札参加の申込時に提出しなければなりません。

また、提出された書類に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。提出された書類を審査した結果、この購入物品を確実に納入することができる者と認められた者に限り、入札に参加することができます。（ただし、仕様書に定められた条件を満たす購入物品を確実に納入できることを証明する書類等の提出後に納入予定の物品に変更が生じる場合は、4(3)の場所に事前連絡の上、9月24日までに6の担当課の承認を得ることとします。その結果、担当課の承認を得られなかった者の入札は無効とします。）

### 6 仕様書作成担当者

川崎市上下水道局下水道部下水道管理課

担当 古屋

電話 044-200-2922

### 7 仕様書に関する質問、回答

#### (1) 質問

次により仕様書の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書以外の質問は受け付けません。

質問することができる方は、入札参加申込を済ませた方に限ります。また、入札参加者以外へは回答しませんので御注意ください。

#### ア 質問書の取得方法

質問書は、4(1)と同様の方法により取得できます。

#### イ 提出場所、期間及び方法

質問事項を記入した質問書は、紙及び電子媒体（CD-R/RW）により、3(1)の場所で、3(2)の期間に提出してください（どちらか一方の場合は、質問は受け付けいたしません。）。

また、質問書の郵送による提出は認めません。

#### (2) 質問に対する回答

回答については、入札参加者から質問が提出された場合のみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書（PDFファイル）を入札参加資格があると認められた入札参加者に対して、8の確認通知書の交付日に確認通知書と一緒に添付して交付します。

なお、回答後に再質問は受け付けいたしません。

### 8 確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに、令和元年9月17日までに確認通知書を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、令和元年9月17日の午前9時から正午までの間に3(1)の場所において確認通知書を交付します。

### 9 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

10 入札の手続等

(1) 入札方法

単価で行います。

なお、入札金額は、薬品 1 t 当たりの税抜き単価を記載してください。

ア 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時

令和元年 9 月 26 日 午前 10 時 30 分

(イ) 入札書の提出場所

砂子平沼ビル 7 階入札室

(川崎市川崎区砂子 1-7-4)

イ 郵送(書留郵便に限る。)による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限 令和元年 9 月 20 日必着

(イ) 入札書の提出先 3(1)に同じ。

(2) 開札の日時及び場所

次のとおりとします。

ア 日時 令和元年 9 月 26 日 午前 10 時 30 分

イ 場所 砂子平沼ビル 7 階入札室

(川崎市川崎区砂子 1-7-4)

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市上下水道局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局において定める川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

11 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

契約金額の10パーセントとします。ただし、川崎市上下水道局契約規程第33条各号のいずれかに該当する場合は、免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Polymer flocculant,  
approximately 105t

(2) Time limit for tender:

a Direct delivery

10:30A.M. 26 September 2019

b By mail

20 September 2019

(3) Contact point for the notice:

KAWASAKI CITY OFFICE

Contract Section

Property Administration Department

Finance Bureau

1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku

Kawasaki, Kanagawa

210-8577, Japan

TEL:044-200-2091

(4) Language:

japanese is the only language used in all the contract procedures

**交 通 局 公 告 ( 調 達 )**

川崎市交通局公告(調達)第5号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年8月13日

川崎市交通事業管理者

交通局長 邊 見 洋 之

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

川崎市バス教習車作製に係る各種機器購入

(2) 購入物品の特質等

仕様書によります。

## (3) 納入場所

川崎市交通局塩浜営業所

## (4) 納入期限

令和元年12月18日

## 2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成31・32年度川崎市【製造の請負・物件の供給等】有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に、業種「自動車」、種目「自動車用品」、かつ、ランク「A」または「B」で登録されていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者（入札参加業種を登録していない者を含む。）は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和元年9月9日までに行ってください。申請の際には、この公告文を持参してください。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 仕様書による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。なお同等品を納入予定の場合は、同等品であることがわかる資料を提出していること。

(5) 物品を納入した後、修理、点検等のアフターサービスを当局の求めに応じて、迅速かつ適切に対応できること。

## 3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により所定の書類を提出しなければなりません。

## (1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 納入予定物品申請書

ウ アフターサービス申告書

※ 一般競争入札参加資格確認申請書の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

## (2) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

交通局企画管理部経理課 契約担当 吉村

電話 044-200-3228

## (3) 提出期間

令和元年8月13日から令和元年9月9日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）

## (4) 提出方法

持参

## 4 入札説明書の入手方法

入札説明書は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。また、3により一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、3(3)の期間中、入札説明書を無料で交付します。

## 5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、その結果を令和元年9月17日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

## 6 仕様に関する問い合わせ先

仕様書等について疑義がある場合は、次により質問を行うことができます。

## (1) 問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

自動車部安全・サービス課 大和田

電話 044-200-3208

F A X 044-200-3946

E-mail 82anzen@city.kawasaki.jp

## (2) 問い合わせ期間

令和元年8月13日から令和元年9月9日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

## (3) 問い合わせ方法

「質問票」の様式を使用し、(1)のメールアドレス宛てに開封確認付きの電子メールにて送付してください。

※「質問書」の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

## (4) 回答方法

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した全ての者に対し、令和元年9月17日までに電子メールにて送付します。なお回答後に再質問は受け付けません。

## 7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 2に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及びその他の提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

## 8 入札の手続等

入札は総価で行います。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、一切の諸経費を含めて見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

## (1) 入札方法

ア 持参による入札の場合

- (ア) 日 時 令和元年10月2日 午前11時00分
- (イ) 場 所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル  
8階  
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

イ 郵送による入札の場合

- (ア) 期 限 令和元年9月30日 必着
- (イ) 宛 先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町  
1番地  
川崎市交通局企画管理部経理課長  
必ず書留郵便により送付してください。

(2) 入札保証金

免除

(3) 開札の日時及び場所

8(1)アに同じ。

(4) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 再度の入札の実施

落札者がいない場合、直ちに再度入札を行います。ただし、入札参加者が川崎市交通局競争入札参加者心得第7条により無効とされた者及び開札に立ち会わない者であった場合は参加できません。

10 契約の手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金

ア 川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市交通局契約規程及び川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(2)の場所において閲覧できます。

11 入札に関する苦情

入札に関する苦情について、苦情の原因となった事実を知り得たときから10日以内に川崎市政府調達苦情検討委員会(以下「委員会」という。)へ申し立てることができます。

12 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨

は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 落札者の決定後、委員会への苦情申立てが行われた場合、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Measurement system for the driver training car Quantity 1set

(2) Time limit for tender:

11:00 A.M. 2 October, 2019

(3) Time limit for tender by mail:

30 September, 2019

(4) Contact point for the notice:

KAWASAKI CITY OFFICE

Accounting Section

Transportation Bureau

1-8-9, Isago, Kawasaki-ku

Kawasaki, Kanagawa 210-0006, Japan

TEL:+81(0)44-200-3228

病 院 局 公 告

川崎市病院局公告第12号

入 札 公 告

物品調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年7月17日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857(直通)

(2) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程並びに物品調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおい

て、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「平成31・32年度川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書(様式は病院局入札情報のページで取得できます。)により受け付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口に回答書と共に掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

病院局会議室(川崎市川崎区砂子1丁目8番地9川崎御幸ビル7階)

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権

限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

## (案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用する温冷配膳車の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期限	契約締結日から令和元年9月30日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「厨房機器」 種目 「給食設備」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし
競争参加の申込	令和元年7月17日から令和元年7月23日まで受付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日時	令和元年7月26日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

## 川崎市病院局公告第13号

## 入札公告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年7月25日

川崎市病院事業管理者 増田 純一

## 1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当 (以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857 (直通)

(2) 川崎市病院局契約規程 (以下「契約規程」といいます。) 及び川崎市病院局競争入札参加者心得 (以下「参加者心得」といいます。) ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められ

た期間に病院局契約担当窓口で受付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「平成31・32年度業務委託有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書 (様式は病院局入札情報のページで取得できます。) により受付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口に戻答書と共に掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時



において、次の場所で執行します。

病院局会議室（川崎市川崎区砂子1丁目8番地  
9 川崎御幸ビル7階）

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無

効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院中型搬送設備低層階水平ベルト交換整備委託
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1（川崎市立川崎病院）
	履行期限	契約締結日から令和2年3月16日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「その他業務」 種目 「その他」
	地域区分	設定しません。
競争参加の申込	令和元年7月25日から令和元年7月31日まで受け付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日時	令和元年8月8日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	多摩病院吸収式冷凍機熱交換器交換業務委託
	履行場所	川崎市多摩区宿河原1丁目30-37（川崎市立多摩病院）
	履行期限	契約締結日から令和元年12月27日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「施設維持管理」 種目 「-」
	地域区分	設定しません。
競争参加の申込	令和元年7月25日から令和元年7月31日まで受け付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日時	令和元年8月8日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

川崎市病院局公告第14号

入 札 公 告

物品調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年 7月25日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入力するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当（以下「病院局契約担当」といいます。）

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857（直通）

(2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程並びに物品調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休日日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「平成31・32年度川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口には回答書と共に掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

病院局会議室（川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階）

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に 付する事項	件名	川崎病院で使用する内視鏡用超音波観測装置の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期限	契約締結日から令和元年9月30日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし
競争参加の申込	令和元年7月25日から令和元年8月1日まで受付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日時	令和元年8月8日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

## 川崎市病院局公告第15号

令和元年7月25日川崎市病院局公告第13号を次のとおり訂正します。

令和元年7月31日

川崎市病院事業管理者 増田 純一

誤

(案件1)

競争参加資格	名簿の 登録	業種 「その他業務」 種目 「その他」
	地域区分	設定しません。
競争参加の申込	令和元年7月25日から令和元年7月31日まで受付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日時	令和元年8月8日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室

正

(案件1)

競争参加資格	名簿の 登録	業種 「施設維持管理」 種目 「電気・機械設備保守点検」
	地域区分	設定しません。
競争参加の申込	令和元年7月25日から令和元年8月5日まで受付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日時	令和元年8月20日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室

**病 院 局 公 告 ( 調 達 )**

**川崎市病院局公告(調達)第8号**

落札者等の公示

川崎市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成17年川崎市病院局規程第40号)第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和元年8月13日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

- 1 物品及び役務の名称  
「川崎病院で使用する歯科用パノラマ・セファロ・3D撮影装置の調達」  
「川崎病院歯科用パノラマ・セファロ・3D撮影装置保守業務委託」 合併入札
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地  
病院局経営企画室契約担当  
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和元年7月3日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社 六濤  
代表取締役 福田 和明  
東京都文京区本郷三丁目14番3号
- 5 契約金額  
35,813,454円(消費税額及び地方消費税額を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札契約
- 7 入札の公告(公示)を行った日  
令和元年6月10日

**川崎市病院局公告(調達)第9号**

落札者等の公示

川崎市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成17年川崎市病院局規程第40号)第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和元年8月13日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

- 1 物品及び役務の名称  
「井田病院で使用する臨床化学・免疫分析装置の調達」  
「井田病院臨床化学・免疫分析装置保守業務委託」  
「井田病院臨床化学・免疫分析装置用消耗品(単価契約)」 合併入札
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地  
病院局経営企画室契約担当

- 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和元年6月20日
  - 4 契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社 スズケン 川崎支店  
支店長 田中 智治  
川崎市幸区南加瀬五丁目19番22号
  - 5 落札金額  
90,077,028円(消費税額及び地方消費税額を含む。)
  - 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札契約
  - 7 随意契約理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条柱書に規定する、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による。

**川崎市病院局公告(調達)第10号**

落札者等の公示

川崎市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成17年川崎市病院局規程第40号)第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和元年8月13日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

- 1 役務の名称  
令和元年度庁内情報環境整備に係るパーソナルコンピュータ等のリースに関する契約
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地  
病院局経営企画室契約担当  
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和元年6月25日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
富士通リース 株式会社 横浜支店  
支店長 谷頭 洋一  
横浜市西区高島一丁目1番2号  
横浜三井ビルディング23階
- 5 落札金額  
56,040,000円(消費税額及び地方消費税額を除く。)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条柱書に規定する、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による。

## 消 防 局 公 告

### 川崎市消防局公告第4号

指定催しの指定について

川崎市火災予防条例第57条の3の規定に基づき、下記の催しを指定催しとして指定したので、次のとおり公告します。

令和元年7月16日

川崎市消防長 原 悟 志

指定催しの名称	川崎山王祭
開催場所	稲毛神社（川崎市川崎区宮本町7番地7）及び周辺
開催期間	令和元年8月2日（金）10時00分から22時00分まで 同年8月3日（土）10時00分から22時00分まで 同年8月4日（日）10時00分から22時00分まで

## 教 育 委 員 会 告 示

### 川崎市教育委員会告示第6号

川崎市教育委員会定例会を次のとおり招集します。

令和元年7月16日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満

- 1 日 時 令和元年7月23日（火）14時00分から
- 2 場 所 教育文化会館 第6会議室
- 3 議 事
  - 議案第23号 「遊山慕仙詩碑」の川崎市重要郷土資料の指定について
  - 議案第24号 川崎市社会教育委員会議専門部会委員の委嘱について
- 4 その他報告等

### 川崎市教育委員会告示第7号

川崎市文化財保護条例（昭和34年川崎市条例第24号）第2条第1項第3号の規定に基づき、次のとおり川崎市重要郷土資料の指定を行ったので、同条例第7条の規定に基づき告示する。

令和元年7月23日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満

名 称	員数	年 代	所有者	所 在 地
遊山慕仙詩碑	1基	天保4年 (1833年)	宗教法人 平間寺 代表役員 藤田隆乗	川崎市川崎区 大師町4番48号

### 川崎市教育委員会告示第8号

川崎市教育委員会臨時会を次のとおり招集します。

令和元年7月30日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満

- 1 日 時 令和元年8月6日（火）14時00分から
- 2 場 所 明治安田生命川崎ビル3階 教育委員会室
- 3 議 事

（以下、非公開予定）

- 議案第25号 平成30年度 公益財団法人川崎市学校給食会「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について
- 議案第26号 平成30年度 公益財団法人川崎市生涯学習財団「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について
- 議案第27号 公文書開示請求に係る審査請求についての裁決について

## 監 査 公 表

1 川監公第2号

令和元年7月25日

川崎市職員措置請求について（公表）

令和元年5月29日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査を実施しましたので、請求人に対する通知文を別紙のとおり公表します。

川崎市監査委員 寺 岡 章 二

同 植 村 京 子

同 嶋 崎 嘉 夫

同 沼 沢 和 明

監査の結果

[請求内容]

川崎市職員措置請求書

2019年5月29日

川崎市監査委員 御中

(省略)

第1 請求の趣旨

監査委員は、長その他の職員や相手方に対し、川崎市の被った損害を補填するために必要な措置を講じるよう勧告するよう求める。

第2 請求の理由

1 本件で問題となる財務会計行為

(1) 本件各集会

川崎市は、以下の各集会（以下、「本件各集会」という）について、川崎市が管理する川崎市川崎区富士見2丁目1-3所在の川崎市教育文化会館（以下、「本件会館」という）の使用を許可した（甲1、2）。

集会①

日時 2018年6月3日13時～17時

申込団体 「へイトスピーチを考える会」

催し物名 「時局講演会」

利用施設 2階第1、2、3会議室

集会②

日時 2018年12月2日

申込団体 「へイトスピーチを考える会」

催し物名 「(仮称)弁護士先生をお招きしての講演会」

利用施設 4階第2、3学習室

(2) 本件各財務会計行為

川崎市は、上記集会①のために4人、上記集会②のために11名の警備員を配

(別紙)

31川監第271号  
令和元年7月25日

請求人（※氏名省略）様

川崎市監査委員 寺岡 章 二  
同 植村 京 子  
同 嶋崎 嘉 夫  
同 沼沢 和 明

川崎市職員措置請求について（通知）

令和元年5月29日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査を実施しましたので、その結果を次のとおり通知します。

- 甲 2 新聞記事
- 甲 3 「6月3日の警備体制について」
- 甲 4 「警備体制について」
- 甲 5 「積算内訳(増額分)」

置した(甲3、4)。  
 その他、川崎市は、雑踏2級検定員や警戒柵、その他の諸経費を負担した(甲5 以下「本件各財務会計行為」という)。

2 本件財務会計行為の違法・不当性  
 川崎市は、2017年11月9日に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に基づく『公の施設』利用許可に関するガイドライン」を策定・公表し、2018年3月31日に施行した。これによれば、「不当な差別的言動の行われる可能性が客観的な事実を照らして具体的に認められる場合(言動要件)で、「その者等に施設を利用させると他の利用者に著しく迷惑を及ぼす危険のあることが客観的な事実を照らして明白な場合」(迷惑要件)には第三者機関へ意見聴取をした後施設の利用を不許可にできる。

この点、本件各集会の主幹団体である「ヘイトスピーチを考える会」は、ヘイトスピーチを行うことで有名な在特会の後身団体である「日本第一党」の最高顧問・Xの率いる組織である。Xの過去の言動に照らせば不当な差別的言動がなされる可能性は極めて高かった。また、日本第一党の講演会等には「カウンター」と呼ばれる反対派が集合して衝突する可能性が高く、施設を利用させると他の利用者に著しく迷惑を及ぼす危険のあることが客観的な事実を照らして明白であったといえる。よって、本件集会に本件会館の使用を許可したことは違法であり(財産管理を怠る行為)、これを前日に警備等の諸経費を負担した本件各財務会計行為も違法・不当であった。

※ 請求人の陳述時に、違法・不当とする財務会計上の行為について確認したところ、請求人により、上記「財産管理を怠る行為」であるとの主張は撤回され、「公金の支出及び債務の負担」であるとの主張に変更された。

3 結論  
 よって、監査委員に対し、長その他の職員や相手方に川崎市の被った損害を補填するために必要な措置を講じる勧告をするよう求めるため、請求に及んだ。

以上

証 拠 方 法

甲 1 新聞記事

川崎市職員措置請求書補正書

2019年6月4日

川崎市監査委員あて

(省略)

2019年5月29日付けで提出した住民監査請求について、次のとおり補正します。

- 1 監査の対象とする執行機関及び職員について  
川崎市長及び教育文化会館館長
  - 2 違法とする根拠法令について  
(1) 教育文化会館の使用許可  
「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に基づく『公の施設』利用許可に関するガイドライン」
  - (2) 警備等諸経費の負担  
(1) と同じ
  - 3 川崎市が被った損害について  
教育文化会館総合管理運営業務委託費のうち、2018年6月3日及び12月2日に使用した増額分(甲5の墨塗部分)
  - 4 監査委員に求める措置について(補足)  
川崎市長及び教育文化会館館長に対して3の金額の川崎市の川崎市への支払を求める。
- 以上

〔結果〕

第1 請求の受理

本件措置請求は、令和元年5月29日付けで「川崎市職員措置請求書」として提出され、これを補充するものとして、同年6月4日付けで「川崎市職員措置請求書補正書」が提出された。さらに、本件措置請求の追加の証拠として、同年6月24日付けで甲第6号証から甲第8号証が、同年6月26日付けで甲第9号証から甲第12号証及び証拠説明書が、同年6月27日付けで甲第10号証の2が提出された。

本件措置請求において、請求人は、市が「ヘイトスピーチを考える会(以下「主催団体」という。)」に対し、平成30年6月3日及び同年12月2日の川崎市教育文化会館(以下「教育文化会館」という。)の使用を許可したことが、市が平成30年3月31日に施行した「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に基づく『公の施設』利用許可に関するガイドライン(以下「ガイドライン」という。))」に反して違法であり、これを前提に、各日の警備に要した諸経費の負担も違法・不当であるとし、当該諸経費を市長及び教育文化会館館長に支払わせるよう勧告することを求めている。

本件措置請求については、所定の要件を具備しているものと認められたことから、令和元年6月10日付けで受理することとした。教育文化会館の所管は教育委員会であるが、教育委員会事務の委任等に関する規則(昭和47年教委規則第20号)第2条第2項の規定により、維持管理及び使用許可に関することは川崎区長に委任されているため、監査対象局を川崎区役所として監査を実施することとした。

第2 監査の実施

1 請求人の陳述

監査実施に当たり、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第6項の規定に基づき、令和元年6月27日、請求人から陳述の聴取を行った。

請求人の陳述の際、法第242条第7項の規定に基づく川崎区役所及び市民文化局の関係職員(以下「関係職員」という。)の立会いがあった。

2 関係職員の陳述

法第242条第7項の規定に基づき、令和元年6月27日、関係職員から陳述の聴取を行った。関係職員からは、「川崎市職員措置請求に対する市の考え方」の提出があった。



関係職員の陳述の際、同項の規定に基づく請求人の立会いがあった。

3 監査対象事項

川崎市職員措置請求書並びに請求人及び関係職員の陳述内容を勘案し、主催団体による平成30年6月3日の集会(以下「集会①」という。)及び同年12月2日の集会(以下「集会②」という。)について、市が教育文化会館の使用を許可したこと  
に違法性・不当性があり、そのために、警備に要した諸経費を市の損害として賠償  
させなければならぬ違法性・不当性が生じていると認められるかを監査対象事項  
とした。

第3 監査の結果

1 請求人の陳述

陳述の際、請求人が本件措置請求の要旨を補足した内容は、おおむね次のとおり  
である。

(1) X氏は、日本のネオナチ活動家として代表的な存在であり、外国人差別の問題  
に関しても草分け的な人物とよく、代々木公園で暴力的にイラン人を排斥  
するような活動もしていた。在日特権を許さない市民の会に代表される差別的な  
扇動活動にも当初から積極的に関わり続けるなど、排外主義的な活動を主催して  
おり、そこに集ってくるメンバーの指導的な立場にいる人物である。川崎市にお  
いても、在日コリアン排斥デモに頻繁に参加しているほか、川崎駅前で傷害容疑  
による逮捕者が出た街頭宣伝にも弁士として登壇するなど、ヘイトスピーチによ  
る人権侵害だけでなく、暴力行為も誘発するような社会的不安の一因になってい  
る。

要するに、X氏は右翼活動家として長年のキャリアを有し、偏向的なネオナチ  
ズムや排外主義等を提唱しながら、社会問題になったヘイトスピーチを先導し、  
デモや集会の参加者を集めることでは影響力が絶大な人物である。彼らの勢力が  
大きかった平成25年、26年当時、多いときには500人くらいの人間が集ま  
った。

(2) X氏が指導的な立場で参加した、平成25年6月の東京都新宿区におけるデモ  
活動では、参加者からの頻繁な「死ね」、「殺せ」等の発言のほか、「外国人犯罪の混  
中でもダントツで上位を占めるのは、韓国人、朝鮮人、中国人」、「敗戦直後の混  
乱に紛れて日本に密入国し、日本人を差別する在日韓国人は日本から出て行け  
ー!」等のシュプレヒコール、「日本人死ねはOKニダ」、「朝鮮人死ねは差別ニダ」  
などと書かれたプラカードの掲示等、直接的な差別用語が氾濫していた。当時の  
X氏は日の丸の旗竿を持って抗議者に殴りかかるといふようなこともよくやって

いた。

また、平成26年1月の東京都板橋区における街頭宣伝では、参加者が朝鮮人  
を名指して、「野蠻人」、「人もどき」、「ゴキブリ」などと連呼し、「朝鮮人を日  
本からたたき出せ」というシュプレヒコールを繰り返して、X氏は主催者として腕  
を挙げながら唱和していた。平成26年くらいまでは、X氏は、ひどいヘイトス  
ピーチが出てそれを止めることなく、場合によってはシュプレヒコールに合わ  
せるというような行動を頻繁にとっていた。

(3) 主催団体の形式的な代表はX氏ではないようであるが、当時、X氏は自身のブ  
ログで集会①の告知を複数回行っていたほか、新聞記事にも主催団体の実質的な  
代表としてX氏の名前が出ており、主催団体を主導している人物がX氏であるこ  
とは明白で、これは誰でも知っていることである。そもそも、こうした団体は、  
法人格を取得しているわけでもないため、活動によって頻繁に団体名を変えが、  
メンバーは同じというのが実態である。主催団体は集会①以前から活動をしてい  
るが、当人もメンバーは一緒であったものの、団体名は「ヘイトスピーチ問題を  
考える会」であったり、「ヘイトスピーチ条例を考える会」であったりと、彼らの  
中でもぶれていく。こうした事情にもかかわらず、市が「主催団体の代表者はX  
氏ではない」とするのには、本来やるべき言動要件の審査を怠っているものであり、  
市の職員として怠慢を通り越し、職務放棄である。前述のX氏の過去の行動につ  
いて検討すれば、ガイドラインに照らして、教育文化会館の貸出はできなかつた  
はずである。

(4) 集会①及び集会②について、当日混乱が起こるといふことは、市も把握してい  
たはずである。なぜならば、当日、一般の人に声をかけ、会場に近づけないよう  
にしていた。また、集会①では、後日、抗議を受けて撤回したものの、本来貸す  
べきである本件会場の隣室を貸し出さぬようにするという事態まで生じていた。  
これらを度外視しても、教育文化会館周辺には人だかりができており、普通の人  
はなかなか近づけない状態であったほか、さらには、こうした混乱により集会自  
体が中止になっている。市が「他の利用者への迷惑自体が想定し難い場合に当て  
はまる」と主張するのは、事実には反した真実赤なうそである。これで迷惑要件が  
認められないのであれば、それこそ人が死ぬぐらいの状況でなければ認められな  
いか、そうではないだろうと思っている。

(5) 集会①及び集会②のための警備に要した諸経費を調べるため、公文書開示請求  
を行ったが、開示された文書はほとんど黒塗りになっており、いくらかかかったの  
かわからない状態である。市民の税金を使っているのだから、明らかにすべき  
である。

2 関係職員の陳述

陳述の際、関係職員が説明した内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 川崎市職員措置請求書及び同補正書の記載によれば、請求の趣旨は、「監査委員は、川崎市長及び教育文化会館館長に対し、川崎市の被った損害を補填するために必要な措置を講じるよう勧告するよう求める」と考えられる。

この請求に対する本市の考え方を説明するに当たり、論点を整理する必要があることから、川崎市職員措置請求書の「請求の理由」に記載された事項について、記載された順に、本市として認めるか、否定するかを説明し、その上で否定する事項について本市の考え方を説明する。

(2) 川崎市職員措置請求書の記載事項に対する市の認識について

「第1 請求の趣旨」については、「川崎市の被った損害」の存在を否定する。この点については、結論として最後に説明する。

「第2 請求の理由」については、「1 本件で問題となる財務会計行為」の「(1) 本件各集会」については、集会②の催し物名、集会①及び集会②の利用施設については否定する。その他については認める。「(2) 本件各財務会計行為」については、「川崎市は、上記集会①のために4人、上記集会②のために11名の警備員を配置した。その他、川崎市は、雑踏2級検定員や警戒柵、その他の諸経費を負担した。」という記載事項については、「集会①の警備員の人数、雑踏2級検定員や警戒柵、その他の諸経費を負担したこと及び集会②の警備員の人数」以外は認められる。集会①については、通年の業務委託により契約している館内警備員のローテーションを調整して対応したため、追加で経費を支出したものではない。また、追加警備員は11名ではない。

「2 本件財務会計行為の違法・不当性」については、第1段落目については、一部否定する。4行目以下の記載については、正しくは「当該施設利用において、不当な差別的言動の行われるおそれが客観的な事実を照らして具体的に認められる場合(言動要件)」であり、かつ「その者等に施設を利用させると他の利用者に著しく迷惑を及ぼす危険のあることが客観的な事実を照らして明白な場合(迷惑要件)」と判断されるときに限って行うことができることとする。「不許可」「許可の取消し」とする場合、判断及び手続の公正性・公平性・透明性を担保するため、第三者機関から事前に意見聴取を行うこととする。「委員が全員一致で、言動要件かつ迷惑要件に該当すると判断した場合には、各施設の所管組織は、その判断及び表現の自由等の重要性を総合的に斟酌して最終判断を行う」である。第2段落目の「ヘイトスピーチを行うことで有名な在特会の後身団体である「日本第一党」については知らない。「Xの過去の言動に照らせば不当な差別的言動が

なされる可能性は極めて高かった」、「カウンター」と呼ばれる反対派が集合して衝突する可能性が高く、施設を利用させると他の利用者に著しく迷惑を及ぼす危険のあることが客観的な事実を照らして明白であった」については否定する。第3段落目については否定する。この点については、結論として最後に説明する。

「3 結論」について、「川崎市の被った損害」の存在を否定する。この点については、結論として最後に説明する。

(3) 本件請求内容に対する市の考え方について

ア 公の施設の利用に関する原則

公の施設の利用に関する原則については、関係法令等の規定を踏まえ整理すると、おおむね次のとおりである。

公の施設の利用許可申請については、日本国憲法、法、判例(泉佐野市民会館事件(最高裁平成7年3月7日判決(平成元年(オ)762号))及び上尾市福祉会館事件(最高裁平成8年3月15日判決(平成5年(オ)1285号))等を踏まえ、原則として、許可をすることが前提である。そのため、本市が公の施設の利用を制限することができる場合があるとしても、表現の自由に対する過度の制約にならないよう配慮しなければならないものである。

イ ガイドラインの概要

平成28年6月3日、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(平成28年法律第68号、以下「ヘイトスピーチ解消法」という。)が公布、施行された。ヘイトスピーチ解消法第4条第2項では、「地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする」とされており、地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めることを地方公共団体の義務として定めている。

同年7月13日、市長は「ヘイトスピーチ対策に関すること」について優先的に審議するよう、市長の附属機関である川崎市人権施策推進協議会に依頼した。

この依頼を受けた同協議会は、審議の結果、同年12月27日、優先審議事項報告書「ヘイトスピーチ対策に関する提言」を市長に提出した。同協議会は、この報告書の中で、取り組むべき事項の「項目1 公的施設の利用に関するガイドラインの策定」として、「ヘイトスピーチによる市民の被害を防止するため、市が所管する公的施設(公園、市民館等)において、ヘイトスピーチが行われないよう対処する必要がある。そのためには、条例の制定又は改正をすべきであるが、当面は、各施設の既存の条例の解釈を明確化すべく、早急に、公的施設の利用に関するガイドラインを策定する必要がある」との提言を行った。

これを受け、平成29年11月9日に、各施設の所管組織が、各施設の設置・管理条例における利用制限の検討・判断を行う際の拠るべき基準となるガイドラインを策定・公表し、平成30年3月31日に施行した。なお、ガイドラインは、行政手続条例上の審査基準であり、各施設の設置・管理条例に定める不許可にできる場合を整理したものに基づき、これをもって何らかの新たな事前規制を設けるものではない。

ガイドラインでは、「不当な差別的言動の行われるおそれ、客観的な事実を照らして具体的に認められる場合（言動要件）」及び「その者等に施設を利用させる」と他の利用者に著しく迷惑を及ぼす危険のあることが客観的な事実を照らして明白な場合（迷惑要件）」に該当した場合で、「不許可」「許可の取消し」とする場合、判断及び手続きの公正性・公平性・透明性を担保するため、第三者機関への意見聴取を行い、市が最終判断をする仕組みとなっている。

ウ 言動要件の適用について

主催団体の代表は、X氏ではない。X氏は自身のブログにおいて、集会①及び集会②の開催告知を行っているが、主催団体は日本第一党とは異なる団体である。

集会①及び集会②の使用許可を行うに当たり、主催団体にヒアリングを行い、ヘイトスピーチを行わない旨の確認を行っている。また、ウェブページ等の閲覧により情報収集を行った結果、主催団体の団体カードに登録されている構成員については、ヘイトスピーチ解消法の施行後、同法第2条に規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動を、公の場において行った事実を確認できず、不当な差別的言動を行う可能性が高いとまでは言える状況ではなかった。したがって、言動要件に該当していなかった。

エ 迷惑要件の適用について

請求人は、「カウンターと呼ばれる反対派が集合して衝突する可能性が高く、施設を利用させると他の利用者に著しく迷惑を及ぼす危険のあることが客観的な事実を照らして明白であった」との主張をしているが、これは、ガイドラインの迷惑要件に該当するものではない。

迷惑要件に該当するという判断は、その利用によって、他の利用者の生命、身体、自由、名誉若しくは財産が侵害され、公共の安全が損なわれる危険があり、これを回避する必要性が優越する場合には限られなければならない。そして、その危険性の程度としては、単に危険な事態を生じる蓋然性があるというだけでは足りず、明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見されることが必要である。なお、他者の実力での妨害により紛争が生じるおそれる理由に平穏な集会を拒否できるのは、警察の警備等によってもなお混乱を防止することがで

きないなど特別な事情がある場合に限られる。

本件集会においては、明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見されているとまでは言えず、反対派の妨害行動や抗議行動の可能性があったが、警察の警備等により混乱を防止することができないとまでは言えない状況であった。さらに、ガイドラインでは「判断に当たっては、当該施設の性質・形態を考慮しなければならぬ。例えば、公園等の屋外施設の場合には、他の利用者の迷惑については想定しやすいが、市民館の会議室のように閉鎖型で個々に独立した形態の場合には、参加者が特定又は少数の場合は他の利用者の迷惑自体が想定し難い」としている。

教育文化会館の会議室は閉鎖型で個々に独立した形態であることや、利用者側は不特定多数の参加者は募らないことを確約しており、前述の他の利用者への迷惑自体が想定し難い場合に当てはまる。したがって、迷惑要件には該当していなかった。

以上により、教育文化会館の利用許可申請については、関係法令及びガイドラインに基づき、適正に判断したものである。

なお、反対派の抗議活動が見込まれることをもって、公の施設の利用許可申請に係る判断に影響することはない。

オ 結論

公の施設の利用許可申請については、原則として、許可をすることが前提であり、ガイドラインの運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する自由と権利を不当に侵害することのないようにしなければならないと認識している。

こうした認識の下、本市において、日本国憲法及び関係法令等を遵守しながら、公の施設に係る施設管理権を適切に行使し、不当な差別的言動が行われることを防止しなければならないと考えているが、言動要件及び迷惑要件については、行政の責任として、法令等に抵触しないよう慎重に検討した結果、設定されたものであり、この枠組みについては、適当であると考えている。今回の利用許可申請についても、関係法令及びガイドラインに基づき、適正に判断したものである。

したがって、これに伴う警備等の諸経費を負担したことについては、反対派が集合することが見込まれ、施設の内外において、一定の混乱が生じる可能性があったことから、公共の安全と秩序の維持の観点から、施設管理者として敷地内の警備体制を構築することは、利用者の安全確保を図る上でも当然の責務であり、これに伴う支出は適切であったと考える。

3 事実関係の確認等

請求人の陳述、関係職員の陳述及び関係書類の調査等の結果、次のような事実関係を確認した。

(1) ガイドラインについて

ア 平成28年6月3日に施行されたヘイトスピーチ解消法を踏まえ、市は、施設管理権を適切に行使し、公の施設における不当な差別的言動が行われることを制度的に防止する必要があると考えたことから、各施設の所管組織が当該施設の設置・管理条例における利用制限の検討・判断を行う際に拠るべき基準として、ガイドラインを策定・公表し、平成30年3月31日に施行した。

イ 以下、ガイドラインにおいて、不当な差別的言動とは、原則として、ヘイトスピーチ解消法第2条に定める不当な差別的言動を言うことと定義され、次の4つの要件を満たすことを要するとされている。

①対象が「本邦の域外にある国籍若しくは地域の出身である者又はその子孫であつて適法に居住するもの」であること

②「差別的意識を助長し又は誘発する目的」を有すること

③「本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として」いること

④「本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する」ものであること

ウ 施設の利用制限としては、「警告」、「条件付き許可」、「不許可」、「許可の取消し」の4類型があり、このうち不許可については、「当該施設利用において、不当な差別的言動の行われるおそれ客観的な事実を照らして具体的に認められる場合（言動要件）」であり、かつ、「その者等に施設を利用させると他の利用者に著しく迷惑を及ぼす危険のあることが客観的な事実を照らして明白な場合（迷惑要件）」と判断されるときに限って行うことができるとされ、さらに、不許可とする場合には、判断及び手続の公正性・公平性・透明性を担保するため、第三者機関から事前に意見聴取を行うこととされている。

エ 言動要件に該当するか否かの判断に当たっては、その該当性が利用申請書等の記載から明らかでない場合は、申請者・団体側の情報発信（告知内容）等を確認するほか、申請者・団体の性質及び活動歴等も勘案の上、総合的に判断しなければならないとされている。

オ 迷惑要件に該当するという判断をするに当たっては、その利用によって、他の利用者の生命、身体、自由、名誉若しくは財産が侵害され、公共の安全が損なわれる危険があり、これを回避する必要性が優越される場合に限りなればならず、その危険性の程度としては、単に危険が生じる蓋然性があるというだけでは足りず、明らかかな差し迫った危険の発生が具体的に予見されることが必要とされている。

また、他者の実力での妨害により紛争が生じるおそれを理由に平穏な集会を拒否できるのは、警察の警備等によってもなお混乱を防止することができないなど特別な事情がある場合に限られるとされている。

さらに、迷惑要件の判断に当たっては、施設の性質・形態を考慮しなければならぬとされ、例として、市民館の会議室のように閉鎖型で個々に独立した形態の場合には、参加者が特定又は少数の場合は他の利用者の迷惑自体が想定し難いとされている。

カ 施設の利用制限のうち、警告については、申請者が不当な差別的言動を行う意思がないと表明しているも、各施設の所管組織において、それが行われる可能性が高くはないと判断された場合に、行政指導の一環として発することができるとされ、文書で行うこととされている。

キ 以上のほか、教育文化会館の使用許可に係る法令等について、本件措置請求に関連する箇所を確認したところ、別紙のとおりであった。

(2) 集会①の使用許可に至る経過

ア 平成30年4月17日、主催団体が川崎市公共施設利用予約システム（以下「ふれあいネット」という。）により教育文化会館の予約（利用申請）を行った。

市は、利用施設が4階の第1・2・3学習室であること及び催し物名が「時局講演会」であることを確認し、申請内容は不当な差別的言動に該当していないと判断したが、主催団体の実質的な代表者と考えられるX氏の過去の言動等を踏まえ、集会①当日までの間、言動要件に関する情報収集を行うこととした。

なお、市によれば、第1・2・3学習室をつなげて使用する場合、その収容人数は100人を超えるものとされている。

イ 市は、情報収集の対象を、不当な差別的言動の定義が明確となったヘイトスピーチ解消法施行後のものとし、インターネットにより、X氏のブログを中心に、関連するTwitter（ツイッター）等を随時閲覧したほか、主催団体の講演の様子を記録された動画を閲覧したが、いずれにおいても、不当な差別的言動の要件を満たす言動は確認できなかった。

また、市は、X氏らが平成29年3月25日に川崎市総合自治会館で開催した講演会及び同年7月16日に中原区内で実施したデモ活動について、当時市が現地を視察した記録（内部報告書）を閲覧した。市は、集会①の前日となる平成30年6月2日、X氏も参加する日本第一党による川崎区内での街頭宣伝活動を視察したところ、反対派による相当数の抗議活動があったことを確認したが、警察の警備力によって整理されており、この際にもX氏の不当な差別的言動は確認できなかった。

さらに、市は、ふれあいネットに主催団体の代表者として登録されているY氏に電話でヒアリングを行い、集会①の参加者は不特定多数でなく関係者のみであること等を確認したほか、Y氏からへイトスビーチは行わない旨の回答を得た。

ウ 一方、市は、集会①当日、主催団体の反対派が集合し、教育文化会館の内外で一定の混乱が生じる可能性があると考え、神奈川県川崎警察署への警備依頼を行ったほか、施設管理者として安全上の配慮から、職員を動員するとともに、警備員を増員することとした。

さらに、市は、集会①当日の教育文化会館の管理運営に関し、施設全体の入館者数を増やさないことが円滑な運営につながると考え、利用予約の入っていない会議室等の予約を一時制限していたが、これを批判する新聞報道を受け、顧問弁護士に相談した結果、考えを改め、新聞報道の翌日には、利用予約の入っていない会議室等の予約の受付を開始した。

また、市は、前述の集会①前日の街頭宣伝活動において、相当数の反対派による抗議活動があり、警察官が動員されたことを確認したが、警察の警備力により混乱を防止できなかったという状況ではなかったと判断した。

エ 市は、予約時点から、言動要件と迷惑要件に該当するか否かの検討を続けたが、当該施設利用においては、不当な差別的言動が行われるおそれが客観的事実に照らして具体的に認められるとは言えず、また、他の利用者に著しく迷惑を及ぼす危険のあることが客観的な事実に照らして明白とは言えないと判断し、集会①当日、主催団体に対して使用を許可した。

オ しかし、集会①当日、午後0時30分頃から主催団体の集会に対する反対派の抗議活動が始まり、主催団体側の一部参加者が教育文化会館に入館できないう等の事象が生じ、同日午後2時30分頃、主催団体により開催の延期が決定された。

当該事象については、平成30年11月に市民文化局及び川崎区役所が作成した「教育文化会館での「時局講演会」の開催に当たり発生した事象等に関する検証報告書」によれば、おおむね次のとおりである。

○教育文化会館の敷地の内外で発生した事象

- ・集会①の参加者（講義を予定していた講師を含む）が、教育文化会館の敷地内をはじめ、道路上を含めた敷地外において、集会①の開催に反対する団体から、拡声器やブラスカードなどを使用されながら、「レイシスト、帰れ」などと連呼され、教育文化会館への入館を阻止された。
- ・教育文化会館の敷地の内外では、大声が響き渡り、道路においては、混乱

を防止するため、一般の方に迂回をお願いする時間帯が発生した。  
・集会①の会場（4階）から、階下の道路上に向かってなされた参加者の「ウジ虫、ゴキブリ、日本から出て行け」といった発言が記録された動画が、インターネット上に配信された。

(3) 集会②の使用許可に至る経過について

ア 集会①の後、市は、インターネット上に配信された集会①に関する動画を閲覧し、主催団体側の参加者が「ウジ虫、ゴキブリ、日本から出て行け」と発言していることを確認したが、これは、不適切な発言ではあるものの、不当な差別的言動に該当するとは断定しなかった。

平成30年6月19日、主催団体から市長あての申入書が提出され、当該申入書には、集会①において不適切な発言があり、発言者にはその場で注意したこと、以後このような発言があった際には、退場処分等の措置をすること等が記されていた。

イ 平成30年10月22日、主催団体は、ふれあいネットにより教育文化会館の予約（利用申請）を行った。市は、利用施設が4階の第2・3学習室であること及び催し物名が「(仮称)弁護士先生をお招きとしての講演会」であることを確認し、申請書の内容は不当な差別的言動に該当していないものの、集会①と同様の理由により、集会②当日までの間、X氏の言動要件に関する情報収集を行うこととした。情報収集は、集会①のときとおおむね同様に行われたが、この調査によっても、不当な差別的言動の要件を満たす言動は確認できなかった。また、この間、Y氏が教育文化会館を訪れ、利用施設及び催し物名の変更を申請した。市は、変更後の利用施設が1階のイベントホールであることを確認し、物名が「時局講演会（弁護士先生を招いての勉強会）」であることを確認し、その際、Y氏にヒアリングを行い、集会①のときと同様に、集会②の参加者は不特定多数でなく関係者のみであることを確認したほか、Y氏からへイトスビーチは行わない旨の回答を得た。

ただし、X氏は、自身のブログにおいて、集会①のときとは異なり、閲覧者に集会②への参加の呼びかけを度々行っており、メールによる事前申込が必要等の条件は設けているものの、参加者を主催団体の会員に限定していなかった。

また、市によれば、当該イベントホールの収容人数は、100人を超えるものとされている。

ウ 神奈川県川崎警察署への警備依頼は、集会①のときと同様であったが、市は、集会①で生じた事象を踏まえ、より確実な警備体制が必要と判断したことから、動員の職員及び警備員について、更なる増員を図ることとした。

エ 市は、集会②の予約時点から、言動要件と迷惑要件に該当するか否かの検討

を続けた結果、申請者が不当な差別的言動を行う意思がないと表明しているも、集会①における参加者の不適切な発言を踏まえ、不当な差別的言動の行われるおそれが高いと判断し、集会②当日、主催団体に對して不当な差別的言動はしないよう警告した上で、当該施設の使用を許可した。

なお、集会②の当日、主催団体側の参加者の入退館の際に多少の混乱があったものの、集会①で生じたような事象は起こらず、集会②は予定どおり開催され、閉会した。

(4) 警備に要した諸経費について

ア 教育文化会館には、総合管理運営業務委託により、開館時は常に警備員が配置されている。

イ 集会①について、市は、常駐警備に加え警備員を増員したが、総合管理運営業務委託の範囲内で、警備員のローテーションにより対応したものであり、追加の諸経費は発生していない。

ウ 集会②について、市は、総合管理運営業務委託業者と変更契約を締結し、集会①を上回る人数の警備員を配置したほか、雑踏2級検定員の配置、警戒柵の設置を行い、変更契約により増額された委託料を支出している。

4 監査委員の判断

(1) 公の施設の使用許可について

公の施設について、法第244条は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設であり、市は、正当な理由がない限り、住民が利用することを拒んではならず、また、住民が利用することについて、不当な差別的取扱いはしてはならないことを定めている。

そして、上記公の施設として、教育文化会館のような集会の用に供する施設が設けられている場合、住民は、その施設の設置目的に反しない限りその利用を原則的に認められることになるので、市が正当な理由なくその利用を拒否することは、日本国憲法の保障する集会の自由の不当な制限につながるおそれがある。

したがって、市は、当該公の施設の種類の応じ、また、その規模、構造、設備等を勘案し、公の施設としての使命を十分達成せしめるよう適正にその管理権を行使すべきとされている(最高裁平成8年3月15日判決(平成5年(オ)11285号)及び最高裁平成7年3月7日判決(平成元年(オ)762号)参照)。

また、市は、平成30年3月31日にガイドラインを施行し、各施設の所管組織においては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する自由と権利を不当に侵害することのないよう十分に留意する一方、不当な差別的言動が行われることのないよう、ガイドラインを適切に運用していくこととした。

(2) 本件措置請求の趣旨について

本件措置請求は、集会①及び集会②について、市が主催団体に教育文化会館の使用を許可したことが違法であり、これを前提に、各日の警備に要した諸経費の負担も違法・不当であるため、当該諸経費を市長及び教育文化会館館長に支払わせるよう勧告することを求めている。

そこで、まず、教育文化会館の使用を許可したことが、違法又は不当であるか否かにつき、以下検討する。

(3) 集会①の使用許可について

ア 言動要件について、請求人は、X氏を主催団体の実質的な代表者とし、X氏の過去の言動に照らせば、不当な差別的言動がなされる可能性は極めて高かった旨主張している。

イ この点について、市は、主催団体の代表者はX氏ではない旨を主張するが、X氏が自身のブログで集会①の告知を複数回行っていること等からみて、X氏が主催団体の実質的な代表者か、主催団体を差配し得る立場にあったものと推認され、実際にも、市は、言動要件の判断に当たり、主催団体構成員の言動等に関して、X氏を中心に度重なる情報収集を行っており、市の上記主張はほかに採用できない。

市は、X氏の言動要件に関する調査を続け、可能な限り収集した情報からは不当な差別的言動の要件を満たす言動は確認できず、さらに、主催団体からヘイトスピーチを行わない旨の回答を得た後も、集会①当日まで調査確認等を行っていた。これらの結果や関係各証拠に照らしても、集会①の使用許可に当たって、言動要件に該当する事情が存していたとは認められない。

ウ 次に、迷惑要件について、請求人は、主催団体と日本第一党は実質的に同一の団体であるとし、日本第一党の講演会等には、カウンターと呼ばれる反対派が集合して衝突する可能性が高く、施設を利用させると他の利用者に著しく迷惑を及ぼす危険のあることが客観的な事実を照らして明白であった旨主張している。

エ そこで検討するに、前記3の事実関係によれば、主催団体と日本第一党とは形式的に異なる団体であるものの、市は、集会①においても、当日は主催団体の反対派との間で一定の混乱が生じる可能性があると考え、警察への警備依頼や通常の警備のローテーションを変更して警備員を増員し、敷地内の警備体制を構築し、混乱回避のための対策を整えており、集会①の使用を許可するに当たって、これらの警備等によっても混乱が回避できないような事情があったとは認められない。

オ また、請求人は、市が一時、利用予約の入っていない会議室等の予約を制限していたこと等をもって、ガイドラインに記載のある「市民館の会議室のように閉鎖型で個々に独立した形態の場合には、参加者が特定又は少数の場合は他の利用者の迷惑自体が想定し難い」とする例示に当たると市が主張するのは、事実反する旨主張する。

権かに市は、本件集会①の使用許可に当たって、他の利用者への迷惑が発生する可能性を危惧していたことが伺われるが、本件利用施設が閉鎖型で個々に独立した形態であることも考慮したとどうも、このことが迷惑要件を充足する事情とは足り得ない。

カ 以上によれば、本件集会①の使用許可に当たって、反対派の妨害行動や抗議行動による混乱や衝突の可能性があったものの、市は警察の警備等により混乱を防止できると判断したのであって、それまでの経過をみても、迷惑要件に該当するような事情が客観的な事実を照らして明白であったとは認められない(最高裁平成8年3月15日判決(平成5年(オ)1285号)及び最高裁平成7年3月7日判決(平成元年(オ)762号)参照)。

したがって、集会①の使用を許可した市の上記判断に違法若しくは不当な点は認められない。

(4) 集会②の使用許可について

ア 請求人の主張、市の主張、事実関係ともに集会①とおおむね同様であることから、集会①と異なる点に関してのみ、以下検討する。

イ 前記3の事実関係によれば、市は、集会①の後、インターネット上に配信された集会①での主催団体側参加者の不適切な発言を確認したが、主催団体から提出された申入書により不適切な発言が参加者の不規則な発言であったことや、主催団体としてそれを防止する意思のあることを確認した。その後、市は、集会②当日までX氏の言動要件に関する調査を続け、これらの結果や関係各証人に照らしても、集会②の使用許可に当たって、言動要件に該当する事情が存在していたとは認められない。

なお、市は、集会①で主催団体側参加者による不適切な発言があったことを踏まえ、申請者が不当な差別的言動を行う意思がないと表明していても、不当な差別的言動の行われるおそれが高くはないと判断し、警告を發した上で集会②の使用を許可したものであって、これらの手続や判断に違法又は不当と認められる点は存しない。

ウ 次に、迷惑要件の判断について、市は、集会①での反対派の抗議による混乱等を踏まえ、より確実な警備体制が必要と考えたことから、警察への警備依頼、職員の動員に加え、総合管理運営業務受託業者との変更契約により、集会①を

上回る人数の警備員の配置等を行い、混乱回避のための対策を整えており、関係各証拠によっても、これらの警備等によって混乱が防止できない事情があったとは認められない。なお、集会②についても、反対派による妨害が予想されたが、イベントホールは閉鎖型で独立した形態であることも使用許可に当たって考慮された事情と言える。

エ なお、イベントホールの収容人数が100人を超えることに加え、集会①のときとは異なり、X氏がプログラムで主催団体の会員に限らず参加の呼びかけを度々行っていたことを踏まえると、集会②が「参加者が特定又は少数の場合」と言えるかについては疑義が残るが、閉鎖型で独立した空間である当該施設の形態を考慮すれば、迷惑要件に該当する事情があったとは言えない。

以上のとおりであるとして、集会②の使用を許可した市の上記判断に違法若しくは不当な点は認められない。

(5) 結論

以上により、市が主催団体に教育文化会館の使用を許可したことが違法又は不当であったとは認められず、その余について判断するまでもなく、請求人の主張には理由がない。

よって、本件措置請求は、これを棄却する。

※ 請求書及び補正書本文については、請求人の住所及び氏名を省略し、特定の個人名をアルファベットに置き換え、請求人による一部主張の変更を補足したほか、おおむね提出された原文に従って記載した。

※ 本文中、特定の個人名はアルファベットで表記したほか、提出された資料は添付を省略した。

教育文化会館の使用許可に係る法令等（本件措置請求に関連する部分のみ）

- 1 日本国憲法（昭和21年11月3日公布 昭和22年5月3日施行）（抜粋）  
〔集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護〕  
第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。  
2 (略)
- 2 地方自治法（昭和22年法律第67号）（抜粋）  
（公の施設）  
第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。  
2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。  
3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。
- 3 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）（抜粋）  
（定義）  
第2条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であつて適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。  
（国及び地方公共団体の責務）  
第4条 (略)  
2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。
- 4 川崎市教育文化会館条例（昭和42年条例第18号）（抜粋）  
（目的）  
第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び社会教育法（昭和24年法律第207号）の精神に基づき、川崎市教育文化会館の設置並びに管理及び運営について必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて市民の教育及び文化の振興並びに福祉の増進に寄与することを目的とする。  
（事業）  
第3条 川崎市教育文化会館（以下「会館」という。）は、第1条の目的を達するためおおむね次の事業を行う。

- (1) 略
- (2) 市民の芸術文化活動その他市民の集会等のため、会館の施設及び設備を利用に供すること。
- (3) ～ (6) 略  
（使用許可）  
第5条 会館の施設、設備を使用しようとする者は、教育委員会（以下「委員会」という。）の許可を受けなければならない。
- 5 教育委員会事務の委任等に関する規則（昭和47年教委規則第20号）（抜粋）  
（区長等に委任する事務）  
第2条 (略)  
2 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、川崎区長に委任する。  
（1）川崎市教育文化会館、川崎市教育文化会館大師分館及び川崎市教育文化会館田島分館（以下「教育文化会館等」という。）の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関すること。  
（2）略  
3 ～ 10 (略)



## 1 川監公第3号

令和元年8月13日

定期監査等の結果の報告に基づく措置に  
ついて (公表)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成30年12月10日付け30川監公第8号で公表した定期監査及び同日付け30川監公第9号で公表した財政援助団体等監査の結果の報告に基づき、川崎市長及び川崎市教育委員会教育長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 寺 岡 章 二

同 植 村 京 子

同 嶋 崎 嘉 夫

同 沼 沢 和 明

平成30年度定期監査結果に対する措置状況

1 予算執行同等の手続を適正に行うべきもの  
[指摘の要旨]

川崎市予算及び決算規則(平成7年規則第10号)第23条第1項による  
と、歳出予算を執行するときは、あらかじめ予算執行向を作成し、決裁を受  
けなければならぬとされている。また、同規則第25条によると、支出負  
担行為として整理する時期が定められている。しかしながら、予算執行向、  
契約等の手続を行わないまま物品の納入等を履行させ、後日、日付を遡って  
処理していた事例があった。

予算執行同等の手続を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、適正な手続を行うよう、課内周知文書の配布等によ  
り関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な処理に努めます。

(市民文化局市民スポーツ室、市民文化振興室、会計室出納課)

2 その他改善を要するもの

[指摘の要旨]

軽易な事項であるが、次のおり改善措置を要する事例があった。

これらの多くは従来から繰り返し発生している事例であり、財務関係法令  
等に基づき適正な事務手続を行うとともに、再発防止に努められたい。

(1) 前渡金の事務処理を適正に行うべきもの

[措置内容]

指摘事項については、前渡金の管理を適正に行うよう、課内で周知徹底し  
ました。

31川総行革第273号  
令和元年6月28日

川崎市監査委員 寺岡 章二 様  
同 植村 京子 様  
同 嶋崎 嘉夫 様  
同 沼沢 和明 様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づき措置について(通知)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、  
平成30年12月10日付け30川監報第8号で報告の提出がありました定期  
監査の結果に基づき、次のおり措置を講じましたので通知します。

<p>今後は、適正な管理に努めます。</p> <p>(消防局総務部人事課)</p> <p>(2) 備品の管理を適正に行うべきもの</p> <p>ア 重要物品の増減について会計管理者に報告していなかった事例</p> <p>[措置内容]</p> <p>指摘事項については、会計管理者へ重要物品の増減について報告を行いました。</p> <p>また、同様の事例が発生しないよう周知徹底を図り、再発防止に向けて注意喚起を行いました。</p> <p>今後は、適正な備品管理に努めます。</p> <p>(消防局川崎消防署、宮前消防署)</p> <p>イ 不用の決定又は処分の決定を行っていないかった事例</p> <p>[措置内容]</p> <p>指摘事項については、改めて現状を確認の上、不用の決定又は処分の決定を行いました。</p> <p>今後は、同様の事例が発生しないよう通知等を通して更なる徹底を図り、適正な事務執行に努めます。</p> <p>(市民文化局市民生活部庶務課、市民文化振興室、同岡本太郎美術館、消防局警防部警防課、同指令課、臨港消防署、中原消防署、宮前消防署)</p> <p>ウ 所在が不明となっていた事例</p> <p>[措置内容]</p> <p>指摘事項については、備品の所在を確認し、廃棄が確認されたものについては、不用の決定又は処分の決定を行いました。</p> <p>今後は、同様の事例が発生しないよう通知等を通して更なる徹底を図</p>	<p>り、適正な事務執行に努めます。</p> <p>(市民文化局市民生活部庶務課、同地域安全推進課、人権・男女共同参画室、同平和館)</p> <p>エ 備品整理簿に記載していなかった事例</p> <p>[措置内容]</p> <p>指摘事項については、当該備品を備品整理簿に記載しました。</p> <p>今後は、同様の事例が発生しないよう通知等を通して更なる徹底を図り、適正な事務執行に努めます。</p> <p>(市民文化局オリンピック・パラリンピック推進室)</p> <p>オ 保管換えの手続を行っていないかった事例</p> <p>[措置内容]</p> <p>指摘事項については、当該備品の保管換えを行いました。</p> <p>今後は、同様の事例が発生しないよう通知等を通して更なる徹底を図り、適正な事務執行に努めます。</p> <p>(市民文化局市民スポーツ室)</p> <p>(3) 消耗品の管理を適正に行うべきもの</p> <p>ア 印紙、切手その他消耗品について、物品交付請求手続を行っていないかったこと等により、消耗品出納簿と実際の数量が一致していなかった事例</p> <p>[措置内容]</p> <p>指摘事項については、物品交付請求等を行い、消耗品出納簿と実際の数量が一致することを確認しました。</p> <p>また、該当課内において、消耗品の管理を適正に行うよう周知徹底しました。</p> <p>今後は、同様の事例が発生しないよう会議、通知等を通して更なる徹</p>
--	---

31川総行革第318号  
令和元年6月28日

川崎市監査委員 寺岡 章二 様  
同 植村 京子 様  
同 嶋崎 嘉夫 様  
同 沼沢 和明 様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について (通知)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成30年12月10日付け30川監報第9号で提出のありました財政援助団体等監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

底を図り、適正な事務執行に努めます。  
(市民文化局市民スポーツ室、市民文化振興室、消防局臨港消防署、高津消防署)

イ 消耗品出納簿に記載しなければならぬ消耗品について登録していなかった事例  
[措置内容]  
指摘事項については、当該消耗品を消耗品出納簿へ登録しました。今後は、適正な消耗品管理に努めます。

(消防局警防部航空隊)

(4) 会計職員の任命又は解任の手續を適正に行うべきもの

ア 金銭出納員及び金銭取扱員を任命していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、局金銭出納員及び局金銭取扱員を任命しました。今後は、同様の事例が発生しないよう通知等を通して更なる徹底を図り、適正な任命手續に努めます。

(市民文化局市民生活部交流推進担当)

イ 物品取扱員又は物品受入検査員の任命又は解任の手續が完了していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、未処理となっていた辞令の交付手續等を行い、当該局物品取扱員又は物品受入検査員の任命又は解任の手續を完了させました。

今後は、同様の事例が発生しないよう通知等を通して更なる徹底を図り、適正な手續に努めます。

(市民文化局市民生活部企画課、同戸籍住民サービス課)

<p>平成30年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況</p> <p>1 財政援助団体及び所管部局について改善措置を要する事項</p> <p>(1) 軽易な事項で改善を要するもの</p> <p>[指摘の要旨]</p> <p>軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。</p> <p>ア 収支状況を明確にした報告を求めらるべきもの</p> <p>事業報告書に添付された補助金精算書の収支状況が不明確であった事例</p> <p>[措置内容]</p> <p>指摘事項については、社会福祉法人青い鳥に対し、収支状況を明確にした報告を行うよう指導し、提出された収支状況報告の内容が明確であることを確認しました。</p> <p>今後は、適正な補助金の精算手続に努めます。</p> <p>(社会福祉法人青い鳥)</p> <p>(健康福祉局障害保健福祉部障害者雇用・就労推進課)</p> <p>2 出資団体及び所管部局について改善措置を要する事項</p> <p>(1) その他改善を要するもの</p> <p>[指摘の要旨]</p> <p>軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。</p> <p>ア 備品の管理を適正に行うべきもの</p> <p>備品の一部が団体の出納簿に記載されていなかった事例</p> <p>[措置内容]</p> <p>指摘事項については、速やかに出納簿への記載を行いました。</p> <p>今後は、適正な備品管理に努めます。</p> <p>(公益財団法人川崎市公園緑地協会)</p>	<p>(建設緑政局緑政部みどりの企画管理課)</p> <p>イ 正確な資産の額を計上すべきもの</p> <p>財務諸表及び財産目録において、満期保有目的の債券について償却原価法に基づき計算が誤っていた事例</p> <p>[措置内容]</p> <p>指摘事項については、適正な会計処理を行うよう指示し、修正された計算書及び差額一覧表を確認しました。</p> <p>今後は、適正な事務執行に努めます。</p> <p>(公益財団法人川崎市消防防災指導公社)</p> <p>(消防局予防部予防課)</p> <p>3 公の施設の指定管理者及び所管部局について改善措置を要する事項</p> <p>(1) 適正な年度区分で支出事務を行うべきもの</p> <p>[指摘の要旨]</p> <p>川崎市子ども夢パークの管理に関する基本協定書によると、川崎市子ども夢パークの管理業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとするとされている。</p> <p>共同事業体の代表者から構成員に配分した分担金の執行状況をみたと、翌年度に発注した物品及び工事に係る費用が当年度の費用として計上されていた。</p> <p>市は、指定管理者に対し、適正な年度区分で支出事務を行うよう指導されたい。</p> <p>[措置内容]</p> <p>指摘事項については、指定管理者に対し管理業務に係る会計年度の期間を基本協定書において改めて確認することを求めるなど、適正な年度区分で支出事務を行うことを指導し、適正な年度区分で支出が行われていることを確認しました。</p> <p>今後は、指定管理者による発注及び支出予定について正確に把握し、適時の指導に努めます。</p>
---	--

(川崎市子ども夢パーク共同運営事業体)

(こども未来局青少年支援室)

(2) 施設管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市八ヶ岳少年自然の家の管理に関する基本協定書によると、指定管理者は、施設等について、利用者が安全かつ快適に利用できるように、適切に維持管理しなければならぬとされている。

川崎市八ヶ岳少年自然の家における施設管理についてみてきたところ、次のような事例があった。市は、指定管理者と協議の上、破損・故障箇所等への対応を図るとともに、指定管理者に対し、施設管理を適切に行うよう指導されたい。

ア 屋外トイレ内のブロック塀に建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第62条の8第5号に基づく控え壁が設けられていなかった事例

イ テラス階段の手すり部分が腐食し、また、基礎部分に穴が開いていた事例

例

ウ ベランダの手すりが老朽化し破損していた事例

エ 排煙設備が故障していた事例

[措置内容]

屋外トイレ内のブロック塀に控え壁が設けられていなかった事例については、当該ブロック塀を撤去し、けい酸カルシウム版製の壁に改修したことを所管課が確認しました。

また、テラス階段の手すり及び基礎部分の腐食、ベランダの手すりの破損及び排煙設備が故障していた事例については、修復したことを所管課が確認しました。

今後は、適正な施設管理に努めます。

(一般社団法人富士見町開発公社)

(こども未来局青少年支援室)

(3) 事業年度における支出を適正に把握すべきもの

[指摘の要旨]

社会福祉法人会計基準(平成28年厚生労働省令第79号)によると、純資産のその他の積立金には、社会福祉法人が理事会の議決に基づき事業活動計算書の当期末繰越活動増減差額から積立金として積み立てた額を計上するものとされ、その他の積立金積立額及びその他の積立金取崩額は、事業活動計算書の繰越活動増減差額の部に記載するものとされている。

中央療育センター及び北部地域療育センターの収支報告書をみたところ、指定管理者は、事業活動計算書の繰越活動増減差額の部に記載されているその他の積立金積立額を収支報告書の支出の部に計上し、市は、これを当該事業年度における支出として把握していた。

繰越活動増減差額の部に記載されている積立金積立額を指定管理業務に要した費用であるかのように収支報告書に支出として記載することは妥当ではない。

市は、指定管理者と協議の上、事業年度における支出を適正に記載した収支報告書を提出するよう求められた。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し当該指摘事項を伝えるとともに、中央療育センター及び北部地域療育センターの事業年度における支出を適正に記載した収支報告書の提出を求め、訂正された収支報告書が適正に記載されていることを確認しました。

今後は、適正な収支状況の把握に努めます。

(社会福祉法人同愛会)

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

(4) 指定管理業務に係る収支状況を適正に把握すべきもの

[指摘の要旨]

川崎市北部リハビリテーションセンターのうち、百合丘障害者センター及び百合丘日中活動センターの業務に係る事業計画書及び事業報告書をみたところ、指定管理者は、市内他の施設において市から受託して実施する事業に係る収入及び支出を指定管理業務に係る収入及び支出に算入して報告し、市は、これを指定管理業務に係る収入及び支出として把握していた。

市は、指定管理者に対し、指定管理業務に係る収入及び支出が適正に計上された事業計画書及び事業報告書を提出するよう求められた。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し、指定管理業務に係る収支が適正に計上された事業計画書及び適正な実績報告書の提出を求め、修正された実績報告書の内容が適正であることを確認しました。

今後は、適正な収支状況の把握に努めます。

- (麻生区内複合福祉施設共同事業体)
- (健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

(5) 正確な収支状況を報告すべきもの

[指摘の要旨]

収支報告の内容を確認したところ、次の事例があった。市は、指定管理者に対し、適正な収支報告書を提出するよう求めるとともに、収支報告の確認を適切に行われた。

ア 川崎市八ヶ岳少年自然の家的事例

(ア) 収支報告書において、指定管理料で実施した工事や、購入した器具・備品等について、誤って減価償却費が計上されていた。

(イ) 収支報告書を指定管理者の総勘定元帳と照合したところ、受取利息の記載に誤りがあった。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し適正な収支報告書の提出を求め、修正された収支報告書について所管課が確認を行いました。

今後は、正確な収支報告の確認に努めます。

- (一般社団法人富士見町開発公社)

- (こども未来局青少年支援室)

イ 川崎市子ども夢パークの事例

事業実施報告及び四半期報告における収支状況を確認したところ、利用者の実費負担により実施している指定管理業務に係る収益及び費用が計上されていないなかった。

[措置内容]

指摘事項については、適正に収益及び費用を計上して収支報告書を提出することを指導し、修正された収支報告書について所管課が確認を行いました。

今後は、正確な収支報告の確認に努めます。

- (川崎市子ども夢パーク共同運営事業体)

- (こども未来局青少年支援室)

ウ 富士見公園の事例

年度事業報告書における収支状況を確認したところ、収入と費用について、それぞれ計算や集計が誤っていた。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し適正な収支報告書を提出するよう指導し、修正された収支報告書について所管課が確認を行いました。

今後は、正確な収支報告の確認に努めます。

- (川崎フロンターレ・東急コミュニケーション共同事業体)

- (建設緑政局緑政部みどりの企画管理課)

エ 川崎市とどろきアリーナの事例

指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に記載されていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、備品整理簿に記載されていなかった本市帰属備品について、備品整理簿への登録を行いました。

今後は、適正な管理に努めます。

(一般社団法人富士見町開発公社)

(こども未来局青少年支援室)

(ウ) 川崎市子ども夢パークの事例

a 市の備品整理簿に記載されている備品が所在不明であった。

b 市の備品整理簿に記載されている備品が廃棄により不存在であった。

c 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に記載されていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、所在不明の備品について所在の確認を行い、備品が廃棄により不存在であるものについては、廃棄により不存在だった備品と併せて物品不用処分の決定を行いました。また、指定管理料で購入した本市帰属備品については、改めて確認の上、備品整理簿への登録を行いました。

今後は、適正な管理に努めます。

(川崎市子ども夢パーク 共同運営事業体)

(こども未来局青少年支援室)

(エ) 富士見公園の事例

a 市の備品整理簿に記載されている備品が所在不明であった。

b 市の備品整理簿に記載されている備品が廃棄により不存在であった。

c 指定管理者に貸与した備品が年度協定書で規定している貸与備品一覧

(ア) スポーツサウナ室改修工事の費用が報告されていなかった。

(イ) ガスの費用を12か月分で集計するところ、11か月分で集計されていた。

(ウ) スポーツ用品販売収支の報告に当たり、収入と費用を相殺して、差額収益のみ報告されていた。

(エ) 消費税の端数処理などにより集計が誤っていた。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し適正な収支報告書を提出するよう指導し、修正された収支報告書について所管課が確認を行いました。

今後は、正確な収支報告の確認に努めます。

(とどろきスポーツ文化パートナーズ)

(中原区役所まちづくり推進部地域振興課)

(6) その他改善を要するもの

[指摘の要旨]

軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。

ア 指定管理施設における備品管理等を適正に行うべきもの

(ア) 中央療育センターの事例

市の備品整理簿に記載されている備品が廃棄により不存在であった。

[措置内容]

指摘事項については、廃棄により不存在であった備品について備品整理簿等から削除しました。

今後は、適正な管理に努めます。

(社会福祉法人同愛会)

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

(イ) 川崎市八ヶ岳少年自然の家の事例



<p>に搭載されていなかった。</p> <p>[措置内容]</p> <p>指摘事項については、所在不明の備品について、不存在であることを確認し、廃棄により不存在であった備品と併せて年度協定書の修正及び物品不用処分の決定を行いました。</p> <p>また、貸与備品一覧に搭載されていなかった備品に関しては年度協定書締結の際、備品を確認した上で貸与備品一覧を修正しました。</p> <p>今後は、適正な管理に努めます。</p> <p>(川崎フロントターレ・東急コミュニティー共同事業体)</p> <p>(建設緑政局緑政部みどりの企画管理課)</p> <p>(オ) 川崎市緑化センターの事例</p> <p>a 保管換えの手続が行われていなかった。</p> <p>b 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登録されていなかった。</p> <p>c 指定管理者に貸与した備品が年度協定書で規定している貸与備品一覧に登録されていなかった。</p> <p>[措置内容]</p> <p>指摘事項については、保管換えの手続が行われていなかった備品及び備品整理簿に登録されていなかった指定管理料で購入した本市帰属備品については、備品整理簿への登録を行いました。</p> <p>また、貸与備品一覧に登録されていなかった備品に関しては、備品を確認した上で、年度協定書の貸与備品一覧を修正しました。</p> <p>今後は、適正な管理に努めます。</p> <p>(建設緑政局緑政部みどりの企画管理課)</p> <p>(カ) 大師公園の事例</p>	<p>指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登録されていなかった。</p> <p>[措置内容]</p> <p>指摘事項については、備品整理簿に登録されていなかった物品について、備品整理簿への登録を行いました。</p> <p>今後は、適正な管理に努めます。</p> <p>(川崎区役所道路公園センター管理課)</p> <p>(キ) 川崎市とどろきアリーナの事例</p> <p>a 市の備品整理簿に登録されている備品が廃棄により不存在であった。</p> <p>b 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登録されていなかった。</p> <p>[措置内容]</p> <p>指摘事項については、不存在であった備品について物品不用処分の決定を行い、指定管理料で購入した本市帰属備品については備品整理簿への登録を行いました。</p> <p>今後は、適正な管理に努めます。</p> <p>(とどろきスポーツ文化パートナーズ)</p> <p>(中原区役所まちづくり推進部地域振興課)</p> <p>(ク) 川崎市宮前スポーツセンターの事例</p> <p>指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登録されていなかった。</p> <p>[措置内容]</p> <p>指摘事項については、指定管理料で購入した本市帰属備品について、備品整理簿への登録を行いました。</p> <p>今後は、適正な管理に努めます。</p> <p>(フクシ・ハリマ共同事業体)</p>
---	--

川崎市北部身体障害者福祉会館において、複写機及び公衆電話の管理業務が、協定書、仕様書等に定められておらず、業務の位置付けが不明確であった事例

[措置内容]

指摘事項については、複写機及び公衆電話を設置・管理し、利用者から料金を徴収しているため、当該事業について事業計画書に明記しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(社会福祉法人育桜福祉会)

(健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

エ 実費徴収費用に係る手続を適正に行うべきもの

川崎市北部リハビリテーションセンターのうち、百合丘地域生活支援センターにおいて、市への届出が必要となる実費徴収費用について届出が行われていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し、実費徴収費用についての届出を行うよう指示し、実費徴収費用についての届出を受けました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(麻生区内複合福祉施設共同事業体)

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

オ 拾得物の管理を適正に行うべきもの

川崎市子ども夢パークにおいて、拾得物が長期間保管されたままになっていないなど、適正に管理されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し、長期間保管されたままになっていた拾得物を速やかに管轄する警察署へ提出することを指導し、拾得物の届出を所管課が確認しました。また、拾得物の管理については、適正に行うことを指導しま

(宮前区役所まちづくり推進部地域振興課)

イ 寄附金等の取扱いを明確にすべきもの

(ア) 川崎市わーくす高津の事例

寄附金及び謝礼金の取扱いが不明確となっていた。

[措置内容]

指摘事項については、寄附金1件10万円以上及び寄贈物品のうち評価額10万円以上のもの(中古品を除く)は市に帰属するものとし、寄附金1件10万円未満、寄贈物品(市に属さないもの)及び謝礼金は指定管理者に帰属するものとし、上記以外の定めのないものについては、市と指定管理者が協議の上、帰属を決定することとしました。以上の取り扱いについて、平成31年度の年度協定書に記載しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

(イ) 川崎市北部身体障害者福祉会館の事例

寄附金及び寄贈物品の取扱いが不明確となっていた。

[措置内容]

指摘事項については、寄附金1件10万円以上及び寄贈物品のうち評価額10万円以上のもの(中古品を除く)は市に帰属するものとし、寄附金1件10万円未満、寄贈物品(市に属さないもの)及び謝礼金は指定管理者に帰属するものとし、上記以外の定めのないものについては、市と指定管理者が協議の上、帰属を決定することとしました。以上の取り扱いについて、平成31年度の年度協定書に記載しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

ウ 業務の位置付けを明確にすべきもの

指摘事項については、指定管理者に対し事業報告書の修正を指示し、修正され

た事業報告書について所管課が確認を行いました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(フクシ・ハリマ共同事業体)

(宮前区役所まちづくり推進部地域振興課)

した。

今後は、適正な拾得物の管理に努めます。

(川崎市子ども夢パーク共同運営事業体)

(こども未来局青少年支援室)

カ 指定管理者の指定をした旨の告示を行うべきもの

富士見公園及び川崎市緑化センターにおいて、指定管理者の指定をした旨の

告示が行われていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者の指定をした旨の告示を行いました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(建設緑政局緑政部みどりの企画管理課)

キ 収益又は費用を適正に計上すべきもの

(ア) 川崎市高津スポーツセンターの事例

事業報告書において、委託費の計上に誤りがあった。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者より修正された事業報告書等の提出を受け、

内容について所管課が確認を行いました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(S E L F高津スポーツセンター事業体)

(高津区役所まちづくり推進部地域振興課)

(イ) 川崎市宮前スポーツセンターの事例

a 事業報告書において、通信運搬費及び賃借料の記載に誤りがあった。

b 事業報告書において、自主事業に係る収入の一部が自主事業の収入と

して報告されていなかった。

[措置内容]

31川教庶第456号

令和元年6月28日

川崎市監査委員 寺岡章二様  
同 植村京子様  
同 嶋崎嘉夫様  
同 沼沢和明様

川崎市教育委員会 教育長 小田嶋 満

監査の結果に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成30年12月10日付け30川監報第9号で報告の提出がありました財政援助団体等監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成30年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況

1 出資団体及び所管部局について改善措置を要する事項

(1) 財務諸表等を適正に作成すべきもの

[指摘の要旨]

公益法人会計基準によると、財務諸表は、資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況に関する真実な内容を明瞭に表示するものでなければならぬとされている。

公益財団法人川崎市生涯学習財団の財務諸表及びその関係書類をみたところ、収益事業の講座受講料が振り込まれる預金口座の事業年度末残高が貸借対照表及び財産目録に計上されていなかった。

市は、出資団体に対し、公益法人会計基準に基づき財務諸表等を適正に作成

するよう指導されたい。

[措置の内容]

指摘事項については、出資団体に対し、公益法人会計基準に基づき財務諸表等を適正に作成するよう指導し、収益事業の講座受講料が振り込まれる預金口座の事業年度末残高が平成30年度末における貸借対照表及び財産目録に計上されていることを確認しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(公益財団法人川崎市生涯学習財団)

(教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課)

(2) その他改善を要するもの

[指摘の要旨]

軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。

ア 固定資産の管理を適正に行うべきもの

固定資産の除却手続が行われていなかった事例

[措置の内容]

指摘事項については、出資団体に対し、固定資産の異動を適正に固定資産台帳に反映させるとともに、その結果を踏まえて財務諸表を作成するよう指導し、既に廃棄されていた固定資産の除却が固定資産台帳に反映されていること及び平成30年度末における財務諸表が適正に作成されていることを確認しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(公益財団法人川崎市生涯学習財団)

(教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課)

イ 退職給付引当金を適正に計上すべきもの

退職給付引当金について、事業年度末における退職給付債務の見込額に

基づく計上が行われていなかった事例

[措置の内容]

指摘事項については、出資団体に対し、退職給付引当金を適正に計上するよう指導し、当事業年度末における退職給付債務の見込み額に基づき退職給付引当金が計上され、当該金額を超える引当金については、目的外取崩しがされていることを確認しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(公益財団法人川崎市学校給食会)

(教育委員会事務局健康給食推進室)

## 人 事 委 員 会 公 告

### 川崎市人事委員会公告第1号

令和元年度川崎市職員（大学卒程度）  
採用試験（民間企業等職務経験者）の実施  
について

令和元年度川崎市職員（大学卒程度）採用試験（民間  
企業等職務経験者）を次のとおり行います。

令和元年7月24日

川崎市人事委員会  
委員長 魚 津 利 興



KAWASAKI CITY

## 令和元年度 川崎市職員(大学卒程度)採用試験受験案内 - 民間企業等職務経験者 -

試験区分: 行政事務・社会福祉・土木・電気・機械・建築

川崎市人事委員会

### 《主な日程》

申込受付期間	8月8日(木) 午前9時 ~ 8月28日(水) 午後5時 (受信有効)
申込方法	電子申請のみ
受験票等発行	9月19日(木) (予定)
第1次試験日	令和元年10月13日(日) 【教養試験・経験小論文試験 (注)】 (注) 経験小論文試験は、第2次試験科目ですが、第1次試験教養試験実施日に同会場 実施します。採点は、第1次試験合格者のみ行います。  ※ 行政事務区分では、教養試験で一定以上の成績の方を対象に面談試験を第1次試験と して実施します(日程は、「3 試験科目・日時・会場・合格発表」参照)。
第1次合格発表日	10月29日(火) 午前10時頃(予定)(行政事務以外) 11月19日(火) 午前10時頃(予定)(行政事務)
第2次試験日	11月30日(土)、12月1日(日)のうち指定する1日 【集団討論・個別面接】
最終合格発表日	12月12日(木) 午前10時頃(予定)

### 《問い合わせ先》 川崎市人事委員会事務局任用課

〒210-0006 川崎市川崎区砂子 1-7-4 砂子平沼ビル 4階

電話: 044-200-3343 FAX: 044-222-6449

「川崎市職員採用案内」ホームページアドレス

<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/61-1-0-0-0-0-0-0.html>

川崎市人事委員会 Twitter

<@kawasaki\_saiyou>[https://twitter.com/kawasaki\\_saiyou](https://twitter.com/kawasaki_saiyou)

※災害等により試験日程を変更する場合は、川崎市人事委員会 Twitter でお知らせします。

※川崎市職員採用試験は、皆さまの申込によって試験の準備が進められ、経費は、市民の方に納めていただいた税金が使われます。貴重な税金を有効に活用するためにも、試験の申込をした人は、必ず受験するようお願いします。

## 1 試験区分・職務概要・採用予定人員

試験区分	主な職務概要	採用予定人員
行政事務	本庁各局や区役所等で、市政のあらゆる分野における計画策定、施策立案、事業実施、窓口業務などの行政事務に従事します。	15名程度
社会福祉	主に、区役所地域みまもり支援センター、児童相談所、障害者更生相談所、精神保健福祉センター、障害者センター等で、高齢者・障害者・児童等の相談・指導・調査、生活保護の実施、福祉に関する計画等の策定、福祉施策の企画・立案など社会福祉の専門業務に従事します。	15名程度
土木	主に、建設緑政局、区役所道路公園センター、上下水道局、港湾局、まちづくり局等で、道路、橋梁、河川、上下水道、港湾などの土木工事の計画、設計積算、施工管理、測量や、都市計画・都市交通計画の策定、拠点地区整備事業の実施、開発行為の審査指導など、土木の専門業務に従事します。	5名程度
電気	主に、環境局、上下水道局、港湾局、まちづくり局等で、廃棄物処理施設、浄水場、下水処理施設などの大型プラントや公共施設(庁舎、市営住宅、港湾施設、学校、病院など)の電気設備の設計、工事、維持管理など、電気の専門業務に従事します。	5名程度
機械	主に、環境局、上下水道局、港湾局、まちづくり局等で、廃棄物処理施設、浄水場、下水処理施設などの大型プラントや公共施設(庁舎、市営住宅、港湾施設、学校、病院など)の機械設備の設計、工事、維持管理など、機械の専門業務に従事します。	5名程度
建築	主に、まちづくり局等で、市街地再開発・区画整理事業の調査計画、都市計画・都市交通計画の策定、防災まちづくりや住宅施策の推進、拠点地区等の景観形成・誘導、公共施設(庁舎、市営住宅、学校、病院、福祉施設など)の建築工事の設計・工事監理、建築物の許認可・審査など、建築の専門業務に従事します。	5名程度

(注)

- 採用予定人員は、今後の事業計画等により変更になる場合があります。
- 交替制勤務を要する職場に配属されることもあります。
- 申込できる区分は1つに限ります。申込後の試験区分の変更は認めません。

## 2 受験資格

年齢等【全区分】	
昭和35年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた人	
職務経験・資格	
行政事務	次のいずれかの要件に該当する人(令和元年7月31日現在) 1 民間企業等における職務経験が直近7年中5年以上ある人 2 青年海外協力隊等としての海外における国際貢献活動経験が直近7年中継続して2年以上ある人
社会福祉	次の1及び2の要件を全て満たす人(令和元年7月31日現在) 1 次のいずれかに該当する人 (1) 民間の社会福祉施設等における相談業務等の職務経験が直近7年中5年以上ある人 (2) 青年海外協力隊等としての海外の社会福祉施設等における相談等の国際貢献活動経験が直近7年中継続して2年以上ある人 2 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を登録している人
土木 電気 機械 建築	次のいずれかの要件に該当する人(令和元年7月31日現在) 1 民間企業等における各試験区分の主な職務概要(「1 試験区分・職務概要・採用予定人員」参照)に関連した実務経験(設計、施工監理等)が直近7年中5年以上ある人 2 青年海外協力隊等としての各試験区分の主な職務概要に関連した海外における国際貢献活動経験が直近7年中継続して2年以上ある人

※試験区分ごとの受験資格にかかわらず、地方公務員法16条により、次に該当する人は受験できません。

- 成年被後見人、被保佐人(※)
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- 川崎市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人  
※ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる者を含む。

## ◎「職務経験について」

- 「職務経験」には、会社員や公務員等として週当たり30時間程度の勤務を1年以上継続したものが該当し、これらの職務経験期間が直近7年(平成24年8月1日から令和元年7月31日まで。)中5年以上あることを要します。



また、正規・非正規などの雇用形態は問いません。なお、休業期間(育児休業、介護休業等)は、職務経験期間に含めることはできません。

- 2 職務経験が複数ある場合には、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限りです。
- 3 平成24年7月31日以前から1年以上継続して勤務したものについては、平成24年8月1日以降の期間に限り、職務経験に通算することができます。
- 4 最終合格発表後、職務経験期間の確認のため、職歴証明書を提出していただきます。職歴証明書には、法人名、代表者名、社判、就業期間、週当たりの勤務時間、職務内容等の記載が必要となります。

### ◎「国際貢献活動経験について」

- 1 「国際貢献活動経験」には、直近7年(平成24年8月1日から令和元年7月31日まで。)中継続して2年以上活動していることを要します。複数の「国際貢献活動経験」を通算することはできません。
- 2 国際貢献活動経験には、JICA(独立行政法人国際協力機構)が実施する青年海外協力隊又は日系社会青年ボランティアのほか、非営利団体を通じ、海外での国際貢献活動に従事した経験を含みます。
- 3 同一期間内に複数の国際貢献活動に従事した場合は、いずれか一方のみの国際貢献活動経験に限りです。
- 4 最終合格発表後、国際貢献活動期間の確認のため、活動証明書を提出していただきます。活動証明書には、団体名、代表者名、団体印、活動期間、活動内容等の記載が必要となります。

## 3 試験科目・日時・会場・合格発表

(指定された試験日時・会場等の変更は受け付けることができませんので、あらかじめ御了承ください。)

### (1) 第1次試験

試験区分	試験科目・日時	会場	合格等発表日
<b>教養試験【全区分】・経験小論文試験【全区分】</b>			
全区分	【教養試験】・【経験小論文試験(注)】 10月13日(日) 集合時刻 午前9時30分 解散時刻 午後2時15分頃	次の会場のうちいずれかを受験票で指定します。  川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町3-3) 市立川崎総合科学高等学校 (川崎市幸区小向仲野町5-1) 市立高津高等学校 ※上履き持参 (川崎市高津区久本3-11-1)	10月29日(火) 午前10時頃(予定) 【行政事務:面談試験対象者】 【行政事務以外:第1次試験合格】
	(注) 経験小論文試験は、第2次試験科目ですが、第1次試験教養試験実施日に同会場で実施します。採点は、第1次試験合格者のみ行います。		
<b>面談試験【行政事務】(集合時間等の詳細は、対象者に文書で通知します。)</b>			
行政事務	【面談試験】 11月9日(土)・10日(日)(予定) のうち指定する1日	川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町3-3)	11月19日(火)午前10時頃(予定) 【第1次試験合格】

### (2) 第2次試験 (集合時間等の詳細は、第1次試験合格者に文書で通知します。)

<b>面接試験(集団討論・個別面接)【全区分】</b>			
全区分	【集団討論・個別面接】 11月30日(土)・12月1日(日)(予定) のうち指定する1日	川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町3-3) ミュージアム川崎シンフォニーホール (川崎市幸区大宮町1310)	12月12日(木) 午前10時頃(予定) 【最終合格】

(注)

- 1 試験会場の案内図は、ホームページ「川崎市職員採用案内」に掲載しますので御確認ください。
- 2 試験会場への問い合わせ、自動車、バイク、自転車等での来場は禁止します。
- 3 合格等発表は、ホームページ「川崎市職員採用案内」に合格者の受験番号を掲載します。
- 4 面談試験(行政事務)の対象者、第1次試験合格者及び最終合格者には、合格等発表日に文書で通知を発送します。なお、郵便事情などにより延着、不着となる場合もありますので、可否はホームページで必ず確認してください。
- 5 第1次試験の合格者は、各試験科目の結果を総合して決定します。また、最終合格者は、第1次試験及び第2次試験の結果を総合して決定します。第1次試験、第2次試験ともに、いずれかの試験科目において一定の基準に達しない場合は、他の試験科目の成績にかかわらず不合格となります。
- 6 行政事務区分の面談試験の対象者および、行政事務以外の区分の第1次試験合格者には、「面接カード」を3部(うち、2部は原本をコピーしたもの。)を提出していただきます(行政事務は面談試験当日に持参、行政事務以外は11月11日(月)(消印有効)までに郵送)。「面接カード」の様式は、面談試験対象者の通知(行政事務)、または第1次試験合格の通知(行政事務以外)に同封いたしますので、11月5日(火)までに面談対象者の通知、または第1次試験合格の通知が届かない場合は川崎市人事委員会事務局(044-200-3343)まで御連絡ください。  
また、「面接カード」に貼付するカラー写真(縦4cm×横3cm)3枚が必要となります。
- 7 社会福祉区分の第1次試験合格者には、資格取得に関する書類(社会福祉士・精神保健福祉士登録証の写し等)を提出していただきます。提出書類の詳細は第1次試験合格発表の通知でお知らせいたします。

### 4 試験の内容

#### (1) 第1次試験

教養試験【全区分】	
全区分	【主な出題分野】※出題の程度は大学卒業程度のものです。 社会、人文(哲学、文学、芸術の出題はありません。)、自然に関する一般知識を問う問題 文章理解(古文の出題はありません。)、判断推理、数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題 ＜択一式 40問 120分＞
面談試験【行政事務】	
行政事務	机を挟んだ対話形式(2対1)の個別面談を行い、人物的な側面、仕事に対する意欲・適性、コミュニケーション能力などを評価します。 ＜20分程度＞

#### (2) 第2次試験

経験小論文試験【全区分】	
全区分	職務経験に関する課題について的小論文試験を行い、職務経験、貢献意欲、問題意識、論理性、表現力などを評価します。 ＜1,000字以上、1,200字以内 80分＞ ※経験小論文試験は、第2次試験科目ですが、第1次試験教養試験実施日に同会場で実施します。採点は、第1次試験合格者のみ行います。
面接試験(集団討論・個別面接)【全区分】	
全区分	【集団討論】＜30分程度＞ 行政課題、時事問題などをテーマに集団討論を行い、社会性、伝達力、積極性、論理性などを評価します。  【個別面接】＜30分程度＞ 個別面接(3対1)を行い、人物的な側面、仕事に対する意欲・適性、コミュニケーション能力などを評価します。

(注) 教養試験の問題例、経験小論文試験の過去の課題をホームページ「川崎市職員採用案内」に掲載しています。

### 5 合格から採用まで

- 最終合格者は、川崎市人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、川崎市の各任命権者(市長等)からの請求に応じて提示されます。なお、名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。
- 名簿に登録された方は、本人の意思による辞退や採用するにふさわしくない非遵行為等があった場合等を除き、原則として令和2年4月1日に採用されます。
- 受験資格がないこと(職務経験の証明ができない場合を含む。）、「申込内容」、「面接カード」及び「職歴証明書・活動証明書」等の提出書類の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、採用候補者名簿から削除します。
- 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は採用されません。

### 6 配置等

採用後の配置、異動、昇任等は、計画的な人材育成や能力開発の観点から、本人の意向やキャリア観を重視するとともに、能力・実績に基づいた適材適所の人事配置を基本方針として行われています。(日本国籍を有しない人の配置、異動、昇任等は、「外国籍職員の任用に関する運用規程」に基づいた任用が行われます。)

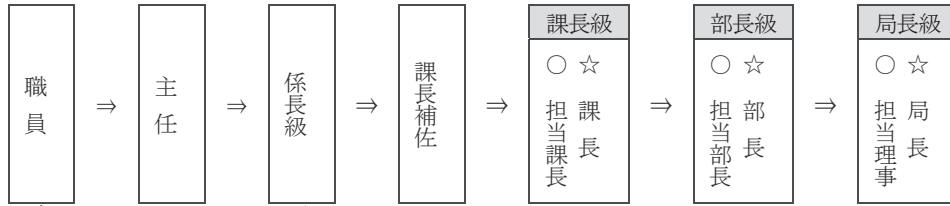
#### ◎「外国籍職員の任用に関する運用規程」の概要について

「外国籍職員の任用に関する運用規程」では、外国籍の職員は、「公権力の行使」に該当しない職務又は「公の意思形成への参画」に該当しない職(ラインの課長級以上の職を除く全ての職)に任用され、これらに関わる職員数はおおむね8割に当たるものであり、この中で、国籍に関わりなく職員の配置、異動、昇任等を行っていく旨の規定がなされています。

#### 参考1 職務の概要(代表例)

試験区分	「公権力の行使」に該当しない職務	「公権力の行使」に関わる職務
行政事務	情報化の推進、産業の振興、区政推進、区民相談 市民文化、スポーツの振興 水道、交通などの公営事業	市税等の賦課、滞納処分 生活保護の決定
社会福祉	福祉施設入所者等の専門的相談・指導 医療相談	児童福祉施設の入所措置 児童虐待等の調査
土木	道路工事の実施計画、設計、監督 道路の維持補修工事の実施、設計等	開発行為の監視、規制
電気	水処理施設の設備の運転操作、調整 各種施設の電気設備の維持管理	公害の発生の監視、規制
機械	市有建築物の維持保全	廃棄物処理施設の許可
建築	市営住宅建設工事の設計、監督 公共施設建設工事の設計、監督	建築制限の許可

参考2 昇任モデル



- ※1 ☆は「ライン」の職を、○は「スタッフ」の職を示しています。
- ※2 係長級への昇任は、係長昇任選考を実施しており、合格すると33歳（最短）で係長級に昇任します。
- ※3 年齢や職歴にかかわらず、職員としての採用となります。

7 給与等

(1) 給与(初任給)

初任給は、民間企業等における職務経験年数、職務内容及び学歴に応じ、一定の基準に基づいて決定されるため、金額が異なる場合がありますが、初任給の例は次のとおりで、上限額は317,956円です。

職務経験年数	初任給 (平成31年4月1日現在、地域手当を含む額)
大学卒業後、民間企業等における職務経験が7年の場合	259,700円程度
大学卒業後、民間企業等における職務経験が12年の場合	292,400円程度
大学卒業後、民間企業等における職務経験が17年の場合	317,900円程度

(注) 上記の他に、期末・勤勉手当(4.45月分)が支給されます。また、支給要件に該当する方には、通勤手当(1箇月当たり最高55,000円)、扶養手当、住居手当(1箇月あたり最高23,900円)等の諸手当が支給されます。

(2) 勤務時間及び休暇等

① 勤務時間

原則として、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで(休憩時間1時間含む。)

※配属先によって異なる場合があります。

② 休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで。)

※配属先によって異なる場合があります。

③ 休暇等

年次有給休暇(年間20日間)のほか、夏季(5日間)・結婚・出産・忌引・子の看護・男性職員の育児参加・短期介護などの特別休暇があります。また育児休業制度、育児短時間勤務制度、介護休暇などもあります。

※上記の内容は、平成31年4月1日現在のものであり、変更される場合があります。

8 個人別成績情報の提供

この試験で不合格となった方のうち、本人から申出があった場合に限り、成績情報を提供します。ただし、申出は次の手順に限り(電話等は不可)。

対象者 (本人に限る)	提供内容	手順
第1次試験 不合格者	第1次試験の総合順位及び総合得点 ＜参考＞第1次試験配点 行政事務:300点 行政事務以外:180点	提供希望者は、最終合格発表日から1箇月以内(消印有効)に、下記①～③を次の住所に郵送してください。 ①個人別成績に関する情報提供申出書 ※ホームページからダウンロード(最終合格発表日から1箇月間掲載) ②受験票 ③返信用封筒(82円切手*を貼り、宛先を明記した定型封筒) ※消費税増税に伴い、郵便料金が上がる可能性があります。 事前に郵便料金を御確認の上、送付してください。
第2次試験 不合格者	第2次試験の総合順位及び総合得点 (第1次及び第2次試験の合算) ＜参考＞第2次試験配点 行政事務:700点 行政事務以外:820点	《申出書郵送先》 〒210-0006 川崎市川崎区砂子1-7-4 砂子平沼ビル4階 川崎市人事委員会事務局任用課 ※個人別成績情報は、令和2年1月下旬以降に発送します。 ※総合順位は、欠席者を除いた総合得点の順位で記載しています。

### 9 申込方法等(電子申請【インターネット】のみ受付)

ホームページ「川崎市職員採用案内」→「川崎市職員採用試験・選考情報」→「川崎市職員(大学卒程度)採用試験(民間企業等職務経験者)」→「令和元年度申込方法(大学卒程度－民間企業等職務経験者－)」と進み、詳しい申込方法を確認してから申込手続きを行ってください。

※受験に際して市が収集する個人情報、採用試験及び採用手続きにのみ使用します。

申込受付期間	令和元年8月8日(木) 午前9時～8月28日(水) 午後5時(受信有効) ※申込締切日はアクセスが集中し、サイトにつながらない、又は表示に時間がかかる等の現象が起こることがあります。また、使用するパソコンや通信回線の障害等にトラブルについては、一切責任を負いかねますので、期限に余裕を持ってお申込ください。
申 込 手 順	<p>(1)「ネット窓口かわさき(電子申請サービス)」の利用者登録を行う(登録済みの方は(2)へ) ネット窓口かわさき(電子申請サービス)の利用者登録の手順は、ホームページに掲載してある「川崎市職員採用試験・電子申請マニュアル(利用者登録編)」を御確認ください。 【重要①】 利用者登録の際に取得した「ID」と「パスワード」は忘れないよう必ず控えておいてください。「ID」と「パスワード」を忘れた場合は、「サンキューコールかわさき(044-200-3939)」にお問合せください。 【重要②】 利用者登録の際の入力項目に、「審査結果通知」及び「到達メール」の受け取りを希望するかどうかの項目がありますので、必ず「希望する」を選択してください。</p> <p>(2)電子申請により受験申込を行う ネット窓口かわさきの利用者登録完了後、ホームページ「令和元年度申込方法(大学卒程度-民間企業等職務経験者-)」の下段にある「電子申請する」ボタンを選択し、画面表示にしたがって採用試験の申込を行ってください。申込の手順は、ホームページに掲載してある「川崎市職員採用試験・電子申請マニュアル(申請編)」を御確認ください。 ⇒申込手続きが完了すると、ネット窓口かわさきの利用者登録の際に登録したメールアドレスに、1時間以内に申請到達メールが送信されますので確認してください。なお、申込完了後、1時間経過しても申請到達メールが届かない場合は、必ず川崎市人事委員会事務局任用課まで電話で御連絡ください。</p> <p>(3)申込内容の審査 川崎市人事委員会が、申込内容を審査します。 ※申込内容確認のため、電話連絡することがあります。連絡が取れない場合、申込を受け付けできない場合がありますので、申込の際の連絡先の入力、誤りのないよう、また、確実に連絡が取れる連絡先を入力してください。</p> <p>(4)審査結果の通知 申込内容等に不備がなく、審査が終了すると、ネット窓口かわさきの電子申請利用者ポータルへ審査結果が通知されますので必ず確認してください。なお、申込日から3日程度(土曜日・日曜日・祝日は除く。)を過ぎても審査結果通知が届かない場合は、必ず川崎市人事委員会事務局任用課まで電話で御連絡ください。</p>
申込整理票と受験票の印刷	9月19日(木(予定))に「申込整理票」と「受験票」を、ネット窓口かわさきの電子申請利用者ポータルに送信しますので、ダウンロードして、それぞれ片面印刷(A4サイズ)してください。「申込整理票」には、カラー写真(縦4cm×横3cm、裏面に氏名と試験区分を記入)の貼り付けと署名をしてください。 第1次試験当日、写真を貼り付け、署名した「申込整理票」と「受験票」を必ず持参してください。

◎ 身体の障害等により受験上の配慮を希望する人へ

次のことを希望する人は、必ず申込時に、川崎市人事委員会事務局任用課まで電話等で御連絡ください。

- (1) 行政事務の申込者で身体障害者手帳を持っている人は、希望により点字による受験ができます。点字による受験を希望する人は、電子申請の際に「1 希望する」を選択の上、お申込ください。
- (2) 点字による受験を希望する人は、試験時間の延長などの配慮をします。試験会場等の詳細については、申込整理票の送信時に御連絡します。
- (3) 車椅子を使用する人は、試験会場を1階にするなどの配慮をします。
- (4) その他身体等の事情により受験に際して特に配慮を必要とする人は、事前に相談してください。

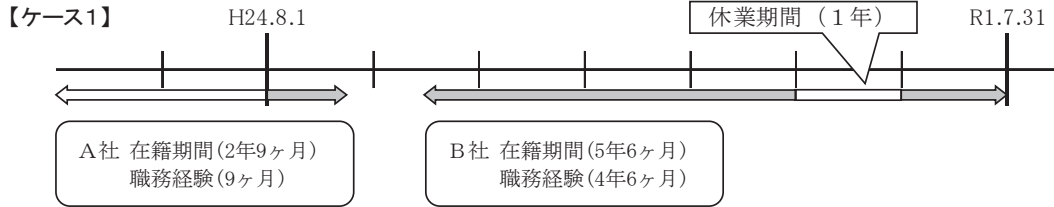
◎ 申込や経歴等に関するQ&A

Q1 勤務先に受験することを知られたくないのですが、大丈夫ですか。

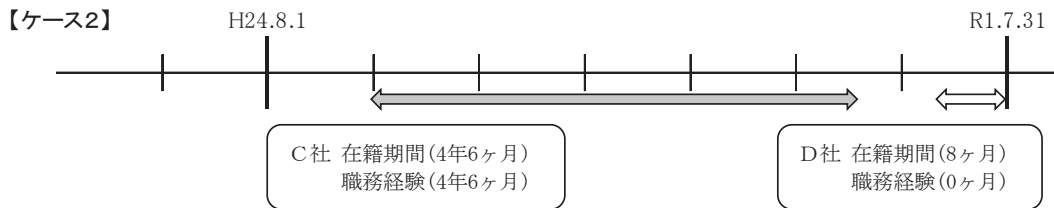
A1 採用試験において、川崎市人事委員会が勤務先に照会をしたり、勤務先からの問い合わせに対して申込の有無等について答えたりすることはありません。

Q2 「直近7年中5年以上の職務経歴」とは、どのような場合が該当しますか。

A2 認められるケース、認められないケースの例は、次のとおりです。



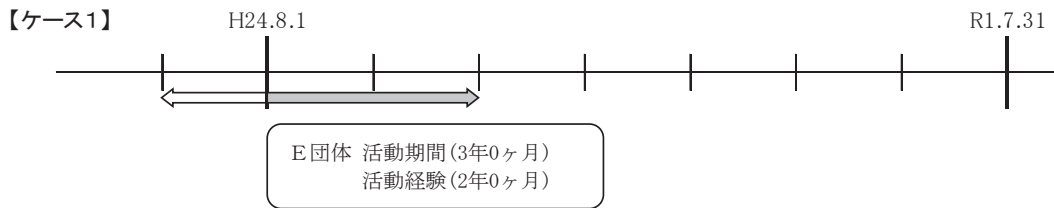
A社は在籍期間が1年以上なので、平成24年8月1日以降の期間のみ職務経歴に通算できます。B社は休業期間を除いた期間を職務経歴に通算できます。A社とB社の職務経歴の合計が5年以上のため、**受験資格あり**となります。



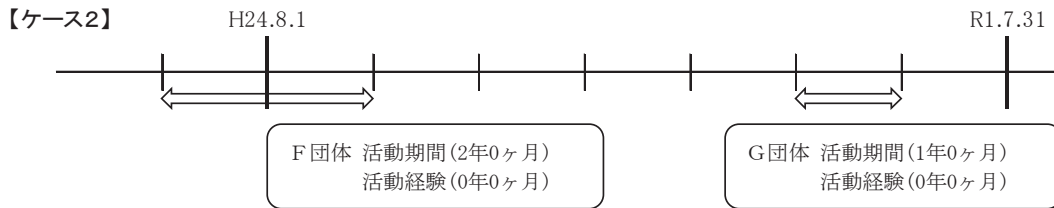
D社の在籍期間が1年未満のため、在職中であっても職務経歴への通算はできません。職務経歴が5年未満となるため、**受験資格なし**となります。

Q3 国際貢献活動経歴について、「直近7年中継続して2年以上の活動」とは、どのような場合が該当しますか。

A3 認められるケース、認められないケースの例は、次のとおりです。



E団体での平成24年8月1日以降の継続した活動経歴が2年以上のため、**受験資格あり**となります。



F団体では、活動期間が2年ありますが、平成24年8月1日以降の活動期間が2年未満であり、G団体でも活動期間が2年未満のため、**受験資格なし**となります。

Q4 社会福祉区分の職務経歴において、社会福祉施設等とはどのような施設が該当しますか。また、相談業務等とはどのような業務が該当しますか。

A4 社会福祉施設等に該当する主な施設は、児童福祉施設、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、精神保健福祉施設、医療機関などが該当します。また、相談業務等に該当する主な職務経歴は、ケアマネージャー、ソーシャルワーカー、生活相談員、支援相談員などが該当します。

Q5 行政事務以外の区分では、どのように職務経歴を確認するのですか。

A5 最終合格者は、職務内容や職務経歴期間の確認のため、職歴証明書を提出していただきます。提出された職歴証明書と、各試験区分の主な職務概要等が一致しているかを確認します。なお、職歴証明書において受験資格がないことが判明した場合は、採用されません。

Q6 以前の勤務先が倒産してしまい職歴証明書が提出できないのですが、どうすればよいですか。

A6 行政事務区分の場合は、雇用保険受給資格者証など、職務経歴期間が証明できる書類を提出してください。行政事務以外の区分の場合は、それに加えて、職務内容が証明できる書類の提出が必要です。

## ◎ 前年度(平成30年度)実施結果(参考)

試験区分	採用予定人員 (名程度)	申込者数 (人)	第1次試験 受験者数(人)	面談試験 対象者数(人)	第1次試験 合格者数(人)	最終合格者数 (人)	競争倍率 (倍)
行政事務	15	719	500	97	55	25	20.0
社会福祉	5	62	51	—	34	13	3.9
土 木	5	36	24	—	19	7	3.4
電 気	若干名	25	20	—	13	4	5.0
機 械	若干名	33	27	—	15	10	2.7
建 築	若干名	16	13	—	8	3	4.3

この採用試験では、民間企業等での職務経験がある優秀な人材を求めています。

☆民間企業等で培われた経験や専門知識を川崎市で生かそうという意欲のある人☆

☆広い視野と柔軟な発想力を持ち、川崎市職員として直ちに活躍できる人☆

川崎市人事委員会公告第2号

令和元年度川崎市職員（高校卒程度・保育士・栄養士・臨床検査技師・学校栄養職）採用試験の実施について

令和元年度川崎市職員（高校卒程度・保育士・栄養士・臨床検査技師・学校栄養職）採用試験を次のとおり行います。

令和元年7月25日

川崎市人事委員会  
委員長 魚津利興



KAWASAKI CITY

## 令和元年度 川崎市職員採用試験受験案内 (高校卒程度等)

《高校卒程度》 行政事務・消防士  
《資格免許職》 保育士・栄養士・臨床検査技師・学校栄養職

川崎市人事委員会

### 《主な日程》

申 込 受 付 期 間	7月16日(火) 午前9時 ~ 8月13日(火) 午後5時(受信有効)
申 込 方 法	電子申請のみ
受 験 票 等 発 行	9月12日(木) (予定)
第 1 次 試 験 日	令和元年 9月29日(日) 【教養試験(行政事務・消防士)】 【総合筆記試験(保育士・栄養士・臨床検査技師・学校栄養職)】 ※ 消防士では、教養試験で一定の成績以上の方を対象に体力検査を第1次試験として実施します(日程は、「3 試験科目・日程・会場・合格発表」参照)。
第 1 次合格発表日	10月8日(火)午前10時頃(予定)(消防士以外) 10月15日(火)午前10時頃(予定)(消防士)
第 2 次 試 験 日	10月21日(月) ~ 10月30日(水) (予定) ※ 試験区分ごとに試験科目・日程が異なります(詳細は、「3 試験科目・日程・会場・合格発表」参照)。
最終合格発表日	11月21日(木)午前10時頃(予定)

### 《問い合わせ先》 川崎市人事委員会事務局任用課

〒210-0006 川崎市川崎区砂子 1-7-4 砂子平沼ビル 4 階

電話:044-200-3343 FAX:044-222-6449

「川崎市職員採用案内」ホームページアドレス

<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/61-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

川崎市人事委員会 Twitter

<@kawasaki\_saiyou>[https://twitter.com/kawasaki\\_saiyou](https://twitter.com/kawasaki_saiyou)

※災害等により試験日程を変更する場合は、川崎市人事委員会 Twitter でお知らせします。

※川崎市職員採用試験は、皆さまの申込によって試験の準備が進められ、経費は、市民の方に納めていただいた税金が使われます。貴重な税金を有効に活用するためにも、試験の申込をした人は、必ず受験するようお願いいたします。



## 1 試験区分・職務概要・採用予定人員

試験区分		主な職務概要	採用予定人員
高校卒業程度	行政事務	本庁各局や区役所等で、市政のあらゆる分野における計画策定、施策立案、事業実施、窓口対応などの行政事務に従事します。	15名程度
	消防士	主に、消防局、各消防署等で、火災・救急・救助等の現場活動、航空隊業務、消防施策の企画、調整、指令システム・通信施設の管理・運用、火災等の予防指導、防火対象物等の査察、危険物規制などの消防業務に従事します。	15名程度
保育士		主に、保育所等で、乳幼児の保育、地域の子育て家庭に対する支援など、保育士の専門業務に従事します。	若干名
栄養士		主に、保育所、市立病院等での栄養指導、給食管理、衛生管理や、区役所保健福祉センター、健康福祉局等での栄養相談、栄養指導、食育の推進など、栄養士の専門業務に従事します。	若干名
臨床検査技師		主に、市立病院、健康福祉局等で、検体検査・生理機能検査業務、感染症の検査・研究など、臨床検査技師の専門業務に従事します。	若干名
学校栄養職		市立学校及び学校給食センターでの学校給食の栄養管理、衛生管理、食に関する指導など、学校栄養職の専門業務に従事します。	若干名

(注)

- 採用予定人員は、今後の事業計画等により変更になる場合があります。
- 交替制勤務を要する職場に配属されることもあります。
- 申込できる区分は1つに限ります。申込後の試験区分の変更は認めません。

## 2 受験資格

## (1) 年齢等

行政事務 消防士	平成10年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人 ※消防士については、日本国籍を有する人
保育士 栄養士 臨床検査技師 学校栄養職	平成2年4月2日以降に生まれた人

## (2) 身体的条件【消防士】・免許【保育士・栄養士・臨床検査技師・学校栄養職】

消防士	次の要件を全て満たす人 ① 視力(矯正視力を含む。)が両眼で 0.7 以上かつ一眼でそれぞれ 0.3 以上の人 ② 赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができる人 ③ 聴力が正常な人
保育士 栄養士 臨床検査技師 学校栄養職	それぞれの免許(学校栄養職については栄養士免許)を有する人又は令和2年春までに行われる国家試験により免許取得見込みの人 ※保育士については、神奈川県で実施された地域限定保育士試験により資格を有する人を含む。

(注)

保育士、栄養士、臨床検査技師、学校栄養職の受験者で免許取得済みの方はそれぞれの免許の写し、免許取得見込みの方はそれぞれの免許取得に係る学歴の卒業(見込)証明書及び成績証明書を、第1次試験合格発表後、指定する日までに送付していただきます。

※受験資格にかかわらず、地方公務員法第16条により、次に該当する人は受験できません。

- 成年被後見人、被保佐人(※)
  - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - 川崎市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
  - 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
  - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ※民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる者を含む。

3 試験科目・日程・会場・合格発表

(指定された試験日時・会場等の変更は受け付けることができませんので、あらかじめ御了承ください。)

(1) 第1次試験

試験区分	試験科目・日程	会場	合格等発表日
<b>教養試験【行政事務・消防士】・総合筆記試験【保育士・栄養士・臨床検査技師・学校栄養職】</b>			
行政事務 消防士	【教養試験】 9月29日(日) 集合時刻 午前 9時45分 解散時刻 午後 0時10分頃 (※途中退出はできません。)	次の会場のうちいずれかを受験 票で指定します。 川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町 3-3) 市立川崎高等学校 (川崎市川崎区中島 3-3-1) 市立幸高等学校 ※上履き持参 (川崎市幸区戸手本町 1-150) 法政大学第二中・高等学校 (川崎市中原区木月大町 6-1) 中原区役所 (川崎市中原区小杉町 3-245)	【体力検査対象者】 10月3日(木)午前10時頃(予定) (消防士)  【第1次試験合格】 10月8日(火)午前10時頃(予定) (消防士以外)
保育士 栄養士 臨床検査技師 学校栄養職	【総合筆記試験】 9月29日(日) 集合時刻 午前 9時45分 解散時刻 午後 1時10分頃 (※途中退出はできません。ま た昼食休憩はありません。)		
<b>体力検査【消防士】(集合時間等の詳細は、対象者に文書で通知します。)</b>			
消防士	【体力検査】 10月9日(水)(予定)	川崎市消防訓練センター (川崎市宮前区犬蔵 1-10-2)	【第1次試験合格】 10月15日(火)午前10時頃(予定) (消防士)

(2) 第2次試験 (集合時間等の詳細は、第1次試験合格者に文書で通知します。)

試験区分	試験科目・日程	会場	合格等発表日
<b>作文試験【行政事務・消防士】</b>			
行政事務 消防士	10月21日(月)(予定)	川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町 3-3)	
<b>身体検査【消防士】</b>			
消防士	10月21日(月)(予定)	川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町 3-3)	
<b>面接試験【全区分】</b>			
全区分	【集団討論・個別面接】 10月25日(金)～10月30日(水) (予定)のうち指定する1日	川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町 3-3)	【最終合格】 11月21日(木)午前10時頃(予定)

(注)

- 1 試験会場の案内図は、ホームページ「川崎市職員採用案内」に掲載しますので御確認ください。
- 2 試験会場への問い合わせ、自動車、バイク、自転車等での来場は禁止します。
- 3 合格等発表は、ホームページ「川崎市職員採用案内」に合格者の受験番号を掲載します。
- 4 体力検査(消防士)の対象者、第1次試験合格者及び最終合格者には、合格等発表日に文書で通知を発送します。なお、郵便事情などにより延着、不着となる場合もありますので、可否はホームページで必ず確認してください。
- 5 第1次試験の合格者は、各試験科目の結果を総合して決定します。また、最終合格者は、第1次試験及び第2次試験の結果を総合して決定します。第1次試験、第2次試験ともに、いずれかの試験科目において一定の基準に達しない場合は、他の試験科目の成績にかかわらず不合格となります。
- 6 第1次試験合格者には、「面接カード」を3部(うち、2部は原本をコピーしたもの)提出していただきます(行政事務・消防士は作文試験の際に持参、保育士・栄養士・臨床検査技師・学校栄養職は10月16日(水)までに郵送(消印有効))。「面接カード」の様式は、第1次試験合格通知に同封(消防士は、体力検査の際に配布)いたしますので、消防士以外の区分の第1次試験合格者で、10月10日(木)までに第1次試験合格通知が届かない場合は川崎市人事委員会事務局(044-200-3343)まで御連絡ください。  
また、「面接カード」に貼付するカラー写真(縦4cm×横3cm)3枚が必要となります。
- 7 保育士・栄養士・臨床検査技師・学校栄養職の第1次試験合格者には、免許取得(見込)に関する書類(免許証の写し、又は卒業(見込)証明書及び成績証明書)を提出していただきます。提出書類の詳細は第1次試験合格発表の通知でお知らせいたします。

## 4 試験の内容

### (1) 第1次試験

教養試験【行政事務・消防士】・総合筆記試験【保育士・栄養士・臨床検査技師・学校栄養職】	
行政事務 消防士	【教養試験】<択一式 50 問 120 分> ※出題の程度は高校卒業程度のもので、 社会(法律、政治、経済、社会)、人文(世界史、日本史、地理、国語)、自然(数学、物理、化学、生物、 地学)、文章理解(現代文、英文)、判断推理、数的推理、資料解釈
保育士 栄養士 学校栄養職 臨床検査技師	【総合筆記試験】<択一式 60 問 180 分> ※出題の程度は短期大学卒業程度のもので、 <<知能系(20 問程度):各試験区分共通>> 出題分野:文章理解(現代文・英文)、判断推理、数的推理、資料解釈 <<知識系(40 問程度):試験区分ごとに試験分野が異なります。>> 出題分野は、「別表 区分別の総合筆記試験(知識系)出題分野」参照
体力検査【消防士】	
消防士	消防士としての職務遂行に必要な体力についての検査(握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、 立ち幅とび、20mシャトルラン、腕立て伏せ)を行います。

#### 【別表 区分別の総合筆記試験(知識系)出題分野】

試験区分	出題分野
保育士	社会福祉、児童家庭福祉(社会的養護を含む。)、保育の心理学、保育原理、保育内容、 子どもの保健(精神保健を含む。)
栄養士 学校栄養職	社会生活と健康、人体の構造と機能、食品と衛生、栄養と健康、栄養の指導、給食の運営
臨床検査技師	公衆衛生学、臨床検査総論(情報科学を含む。)、生理学、病理学(解剖・組織学を含む。)、 臨床化学(生化学を含む。)、血液学、免疫・血清学、微生物学(医動物学を含む。)

### (2) 第2次試験(第1次試験合格者を対象に実施)

作文試験【行政事務・消防士】	
行政事務 消防士	与えられた課題について、理解力、論理性、表現力などを評価します。 <800 字以上、1,000 字以内 60 分>
身体検査【消防士】	
消防士	消防士としての職務遂行に必要な身体的条件及び健康度の検査を行います。
面接試験(集団討論・個別面接)【全区分】	
全区分	【集団討論】<30 分程度> 行政課題、時事問題などをテーマに集団討論を行い、社会性、伝達力、積極性、論理性などを評価し ます。 【個別面接】<30 分程度> 個別面接(3対1)を行い、人物的な側面、仕事に対する意欲・適性、コミュニケーション能力などを評価し ます。

(注)

教養試験・総合筆記試験の問題例、作文試験の過去の課題をホームページ「川崎市職員採用案内」に掲載しています。

## 5 合格から採用まで

- 最終合格者は、川崎市人事委員会が作成する採用候補者名簿(保育士、栄養士、臨床検査技師、学校栄養職の場合は選考合格者名簿)に登載され、川崎市の各任命権者(市長等)からの請求に応じて提示されます。なお、名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。
- 名簿に登載された方は、本人の意思による辞退や採用するにふさわしくない非違行為等があった場合等を除き、原則として令和2年4月1日に採用されます。なお、既に学校等を卒業している人又は資格・免許等を取得している人については、令和2年4月より前に採用されることもあります。
- 受験資格がないことや、「申込内容」、「面接カード」等の提出書類の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、採用候補者名簿(選考合格者名簿)から削除します。また、資格・免許等の取得見込みの人で取得できない場合は、採用されません。
- 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は採用されません。

### 6 配置等

採用後の配置、異動、昇任等は、計画的な人材育成や能力開発の観点から、本人の意向やキャリア観を重視するとともに、能力・実績に基づいた 適材適所の人事配置を基本方針として行われています(日本国籍を有しない人の配置、異動、昇任等は、「外国籍職員の任用に関する運用規程」に基づいた任用が行われます。)

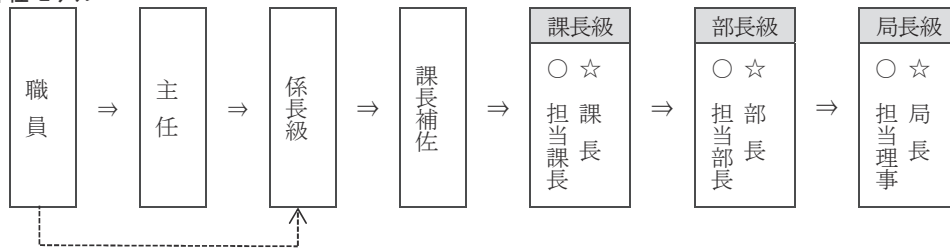
#### ◎「外国籍職員の任用に関する運用規程」の概要について

「外国籍職員の任用に関する運用規程」では、外国籍の職員は、「公権力の行使」に該当しない職務又は「公の意思形成への参画」に該当しない職(ラインの課長級以上の職を除く全ての職)に任用され、これらに関わる職員数はおおむね8割に当たるものであり、この中で、国籍に関わりなく職員の配置、異動、昇任等を行っていく旨の規定がなされています。

#### 参考1 職務の概要(代表例)

試験区分	「公権力の行使」に該当しない職務	「公権力の行使」に関わる職務
行政事務	情報化の推進、産業の振興、区政推進、区民相談 市民文化、スポーツの振興 水道、交通などの公営事業	市税等の賦課、滞納処分 生活保護の決定

#### 参考2 昇任モデル



※1 ☆は「ライン」の職を、○は「スタッフ」の職を示しています。

※2 係長級への昇任は、一般事務職、土木職、建築職など13職種について係長昇任選考を実施しており、合格すると33歳(最短)で係長級に昇任します。

### 7 給与等

#### (1) 給与(初任給)

平成31年4月1日現在の給与は次のとおりです。ただし、条例等の改正により、変更されることがあります。

試験区分	初任給 ※地域手当を含む	その他の手当など
行政事務	165,880円 (短大卒、高専卒者は、179,220円)	① 初任給については、高校卒業後(行政事務・消防士)、又は免許取得後(保育士・栄養士・学校栄養職・臨床検査技師)の職歴等がある方は、一定の基準に基づいて、左記の金額に加算されます。 ② この他に、期末・勤勉手当(4.45月分)が支給されます。また、支給要件に該当する方には、通勤手当(1箇月あたり最高55,000円)、扶養手当、住居手当(1箇月あたり最高23,900円)等の諸手当が支給されます。
消防士	179,220円 (短大卒、高専卒者は、196,504円)	
保育士 栄養士 学校栄養職	179,220円 (大学卒者は、205,204円)	
臨床検査技師	187,804円 (大学卒者は、205,204円)	

(注)初任給の( )書きは、行政事務、消防士については短大卒・高専卒者の場合、保育士、栄養士、学校栄養職、臨床検査技師については大学卒の場合の例です。

#### (2)勤務時間及び休暇等

##### ①勤務時間

原則として、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで(休憩時間1時間を含む。)

※配属先によって異なる場合があります。

##### ②休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)

※配属先によって異なる場合があります。

##### ③休暇等

年次有給休暇(年間20日間)のほか、夏季(5日間)・結婚・出産・忌引・子の看護・男性職員の育児参加・短期介護などの特別休暇があります。また育児休業制度、育児短時間勤務制度、介護休暇などもあります。

※上記の内容は、平成31年4月1日現在のものであり、変更される場合があります。

## 8 個人別成績情報の提供

この試験で不合格となった方に対し、本人から申出があった場合に限り、成績情報を提供します。ただし、申出は次の手順に限ります(電話等は不可)。

対象者 (本人に限る)	提供内容	手順
第1次試験 不合格者	第1次試験の総合順位及び総合得点 ＜参考＞第1次試験配点 300点	提供希望者は、最終合格発表日から1箇月以内(消印有効)に、下記①～③を次の住所に郵送してください。 ①個人別成績に関する情報提供申出書 ※ホームページからダウンロード(最終合格発表日から1箇月間掲載) ②受験票 ③返信用封筒(82円切手を貼り、宛先を明記した定型封筒) ※消費税増税に伴い、郵便料金が上がる可能性があります。事前に郵便料金を御確認の上、郵送してください。 《申出書郵送先》 〒210-0006 川崎市川崎区砂子1-7-4 砂子平沼ビル4階 川崎市人事委員会事務局任用課 ※個人別成績情報は、令和元年12月下旬以降に発送します。 ※総合順位は、欠席者を除いた総合得点の順位で記載しています。
第2次試験 不合格者	第2次試験の総合順位及び総合得点 (第1次及び第2次試験の合算) ＜参考＞第2次試験配点 700点	

## 9 申込方法等(電子申請【インターネット】のみ受付)

ホームページ「川崎市職員採用案内」→「川崎市職員採用試験・選考情報」→「川崎市職員(高校卒程度等)採用試験」→「電子申請による採用試験申込方法(高校卒程度等)」と進み、詳しい申込方法を確認してから申込手続きを行ってください。

申込受付期間	<p>令和元年7月16日(火) 午前9時～8月13日(火) 午後5時(受信有効)</p> <p>※申込締切日はアクセスが集中し、サイトにつながらない、又は表示に時間がかかる等の現象が起こることがあります。また、使用するパソコンや通信回線の障害等のトラブルについては、一切責任を負いかねますので、期限に余裕を持ってお申込ください。</p> <p>※受験に際して市が収集する個人情報、採用試験及び採用手続にのみ使用します。</p>
申込手順	<p>(1)「ネット窓口かわさき(電子申請サービス)」の利用者登録を行う(登録済みの方は(2)へ)</p> <p>ネット窓口かわさき(電子申請サービス)の利用者登録の手順は、ホームページに掲載してある「川崎市職員採用試験・電子申請マニュアル(利用者登録編)」を御確認ください。</p> <p>【重要①】利用者登録の際に取得した「ID」と「パスワード」は忘れないよう必ず控えておいてください。「ID」と「パスワード」を忘れた場合は、「サンキューコールかわさき(044-200-3939)にお問合せください。</p> <p>【重要②】利用者登録の際の入力項目に、「審査結果通知」及び「到達メール」の受け取りを希望するかどうかの項目がありますが、必ず「希望する」を選択してください。</p> <p>(2)電子申請により受験申込を行う</p> <p>ネット窓口かわさきの利用者登録が完了後、ホームページ「電子申請による採用試験申込方法(高校卒程度等)」の下段にある「電子申請する」ボタンを選択し、画面表示にしたがって採用試験の申込を行ってください。申込の手順は、ホームページに掲載してある「川崎市職員採用試験・電子申請マニュアル(申請編)」を御確認ください。</p> <p>⇒申込手続きが完了すると、ネット窓口かわさきの利用者登録の際に登録したメールアドレスに、1時間以内に申請到達メールが送信されますので確認してください(申込完了後、1時間経過しても申請到達メールが届かない場合は、必ず川崎市人事委員会事務局任用課まで電話で御連絡ください。)</p> <p>(3)申込内容の審査</p> <p>川崎市人事委員会が、申込内容を審査します。</p> <p>※申込内容確認のため、電話連絡することがあります。連絡が取れない場合、申込を受け付けできない場合がありますので、受験申込の際の連絡先の入力、誤りのないよう、また、確実に連絡が取れる連絡先を入力してください。</p> <p>(4)審査結果の通知</p> <p>申込内容等に不備がなく、審査が終了すると、ネット窓口かわさきの電子申請利用者ポータルへ審査結果が通知されますので必ず確認してください(受験申込日から2日程度(土曜日・日曜日・祝日は除く。))            過ぎても、審査結果通知が届かない場合は、必ず川崎市人事委員会事務局任用課まで電話で御連絡ください。)</p>

<b>申込整理票と受験票の印刷</b>	9月12日(木)(予定)に「申込整理票」と「受験票」を、ネット窓口かわさきの電子申請利用者ポータルに送信しますので、ダウンロードして、それぞれ片面印刷(A4サイズ)してください。「申込整理票」には、カラー写真(縦4cm×横3cm、裏面に氏名と試験区分を記入)の貼り付けと署名をしてください。 第1次試験当日、写真を貼り付け、署名した「申込整理票」と「受験票」を必ず持参してください。
---------------------	--

◎ 身体の障害等により受験上の配慮を希望する人へ

次のことを希望する人は、必ず申込時に、川崎市人事委員会事務局任用課まで電話等で御連絡ください。

- (1) 行政事務の申込者で身体障害者手帳を持っている人は、希望により点字による受験ができます。点字による受験を希望する人は、電子申請の際に「1 希望する」を選択の上、お申込みください。
- (2) 点字による受験を希望する人は、試験時間の延長などの配慮をします。試験会場等の詳細については、申込整理票の送信時に御連絡します。
- (3) 車椅子を使用する人は、試験会場を1階にするなどの配慮をします。
- (4) その他身体等の事情により、受験に際して特に配慮を必要とする人は、事前に相談してください。

◎ 前年度(平成30年度)実施結果(参考)

試験区分	採用予定人員 (名程度)	申込者数 (人)	第1次試験 受験者数(人)	体力検査 対象者数(人)	第1次試験 合格者数(人)	最終合格者数 (人)	競争倍率 (倍)
行政事務	15	234	175	—	81	16	10.9
消防士	10	152	105	53	37	14	7.5
保育士	若干名	48	37	—	13	5	7.4
栄養士	若干名	61	43	—	11	2	21.5
臨床検査技師	若干名	25	20	—	12	1	20.0
学校栄養職	10	57	47	—	23	5	9.4

川崎市人事委員会公告第3号

令和元年度障害者を対象とした川崎市職員採用選考の実施について

令和元年度障害者を対象とした川崎市職員採用選考を次のとおり行います。

令和元年 7月25日

川崎市人事委員会  
委員長 魚津利興



KAWASAKI CITY

## 令和元年度

障害者を対象とした  
川崎市職員採用選考案内

川崎市人事委員会

## 《主な日程》

申込受付期間	【電子申請】 7月16日(火) 午前9時 ~ 8月13日(火) 午後5時(受信有効) 【郵 送】 7月16日(火) ~ 8月8日(木) (消印有効)
申 込 方 法	電子申請又は郵送
受験票等発行	9月12日(木) (予定)
第1次選考日	10月27日(日)【教養試験・作文試験】
第1次合格発表日	11月18日(月) 午前10時頃(予定)
第2次選考日	12月3日(火)【集団討論・個別面接】(予定)
最終合格発表日	12月12日(木) 午前10時頃(予定)

## 《問い合わせ先》川崎市人事委員会事務局任用課

〒210-0006 川崎市川崎区砂子 1-7-4 砂子平沼ビル 4 階

電話:044-200-3343 FAX:044-222-6449

「川崎市職員採用案内」ホームページアドレス

<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/61-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

川崎市人事委員会 Twitter

<@kawasaki\_saiyou>[https://twitter.com/kawasaki\\_saiyou](https://twitter.com/kawasaki_saiyou)

※災害等により選考日程を変更する場合は、川崎市人事委員会 Twitter でお知らせします。

※川崎市職員採用選考は、皆さまの申込によって選考の準備が進められ、経費は、市民の方に納めていただいた税金が使われます。貴重な税金を有効に活用するためにも、選考の申込をした人は、必ず受験するようお願いいたします。

※点字による受験ができます(詳しくは「◎ 受験上の配慮等を希望する人へ」を参照してください。)

### 1 選考区分・職務概要・採用予定人員

選考区分	主な職務概要	採用予定人員
行政事務	本庁各局や区役所等で、市政のあらゆる分野における計画策定、施策立案、事業実施、窓口対応などの行政事務に従事します。	10名程度

(注)

- 採用予定人員は、今後の事業計画等により変更になる場合があります。
- 交替制勤務を要する職場に配属されることもあります。

### 2 受験資格

<p>次の(1)及び(2)の要件を全て満たす人</p> <p>(1) 昭和60年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人</p> <p>(2) 次のアからエまでのいずれかに該当する人</p> <p>ア 身体障害者手帳(身体障害者福祉法第15条)の交付を受けている人</p> <p>イ 都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている人</p> <p>ウ 更生相談所又は児童相談所等により知的障害者であると判定された人</p> <p>エ 精神障害者保健福祉手帳(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条)の交付を受けている人</p>
---

※1 交付申請中の場合は申込できません。なお、申込から採用までの間において、手帳等の提示を求められることがあります。その際に、受験資格を満たしている事が確認できない場合は、採用選考を受験できないほか、最終合格後であっても採用されません。また、採用後においても、障害者雇用状況調査のため、手帳等の提示を求められることがあります。

※2 手帳の名称については、交付している地方公共団体によって異なる場合があります。御自身の手帳の種類が不明な場合は、お住まいの地方公共団体の窓口で確認してください。

※3 受験資格にかかわらず、地方公務員法16条により、次に該当する人は受験できません。

- 成年被後見人、被保佐人(※)
  - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - 川崎市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
  - 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
  - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ※民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる者を含む。

### 3 選考日程・科目・内容・会場・合格発表日

(指定された試験日時・会場等の変更は受け付けることができませんので、あらかじめ御了承ください。)

第1次選考【教養試験・作文試験】				
選考日程	選考科目	選考内容	会場	合格発表日
10月27日(日) 集合時刻 午前9時45分 解散時刻 午後2時45分頃	教養試験	○公務員として必要な一般教養に関する択一式筆記試験です。 社会(法律、政治、経済、社会) 人文(世界史、日本史、地理) 自然(数学、物理、化学、生物、地学) 文章理解(現代文、英文) 判断推理、数的推理、資料解釈 【択一式40問 120分】	次の会場のうちいずれかを受験票で指定します。 川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町3-3) 中原区役所 (川崎市中原区小杉町3-245)	【第1次選考合格】 11月18日(月) 午前10時頃(予定)
	作文試験	○与えられた課題について、理解力、論理性、表現力などを評価します。 ※作文試験は、教養試験の結果により採点されない場合があります。 【400字以上、800字程度 90分】		
第2次選考【面接試験】(集合時間等の詳細は、第1次選考合格者に文書で通知します。)				
12月3日(火)	集団討論	【集団討論】<30分程度> 行政課題、時事問題などをテーマに集団討論を行い、社会性、伝達力、積極性、論理性などを評価します。	川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町3-3)	【最終合格】 12月12日(木) 午前10時頃(予定)
	個別面接	【個別面接】<30分程度> 個別面接(3対1)を行い、人物的な側面、仕事に対する意欲・適性、コミュニケーション能力などを評価します。		

(注)

- 受験に際しては、申込整理票及び受験票(郵送申込の場合は受験票のみ)、HBの鉛筆又はシャープペンシル、消しゴ



ム、障害者手帳等、昼食を持参してください。

- 2 選考会場の案内図は、ホームページ「川崎市職員採用案内」に掲載しますので御確認ください。
- 3 選考会場への問い合わせは禁止します。また、選考会場への自動車の乗り入れは、自動車でなければ選考会場に来られない方だけにしてください。選考会場の駐車場の利用を希望される方は、申込書の裏面に記載してください。
- 4 合格発表は、ホームページ「川崎市職員採用案内」に合格者の受験番号を掲載します。
- 5 第1次選考合格者及び最終合格者には、合格発表日に文書で通知を発送します。なお、郵便事情などにより延着、不着となる場合もありますので、合否はホームページで必ず確認してください。
- 6 第1次選考の合格者は、各選考科目の結果を総合して決定します。また、最終合格者は、第1次選考及び第2次選考の結果を総合して決定します。第1次選考、第2次選考ともに、いずれかの選考科目において一定の基準に達しない場合は、他の選考科目の成績にかかわらず不合格となります。
- 7 教養試験の問題例及び作文試験の過去の課題については、「9 その他」を参照してください。
- 8 第1次選考合格者には、「面接カード」3部(うち、2部は原本をコピーしたものを)、11月25日(月)消印有効までに提出していただきます。「面接カード」の様式は、第1次選考合格通知に同封いたしますので、第1次選考合格者で、11月20日(水)までに第1次選考合格通知が届かない場合は川崎市人事委員会事務局(044-200-3343)まで御連絡ください。また、「面接カード」に貼付するカラー写真(縦4cm×横3cm)3枚が必要となります。

#### 4 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、川崎市人事委員会が作成する選考合格者名簿に登録され、川崎市の各任命権者(市長等)からの請求に応じて提示されます。なお、名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。
- (2) 名簿に登録された方は、本人の意思による辞退や採用するにふさわしくない非遵行為等があった場合等を除き、原則として令和2年4月1日以降に採用されます。
- (3) 受験資格がないことや、「申込内容」、「面接カード」等の提出書類の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、選考合格者名簿から削除します。
- (4) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は採用されません。

#### 5 配置等

採用後の配置、異動、昇任等は、計画的な人材育成や能力開発の観点から、本人の意向やキャリア観を重視するとともに、能力・実績に基づいた適材適所の人事配置を基本方針として行われています(日本国籍を有しない人の配置、異動、昇任等は、「外国籍職員の任用に関する運用規程」に基づいた任用が行われます。)

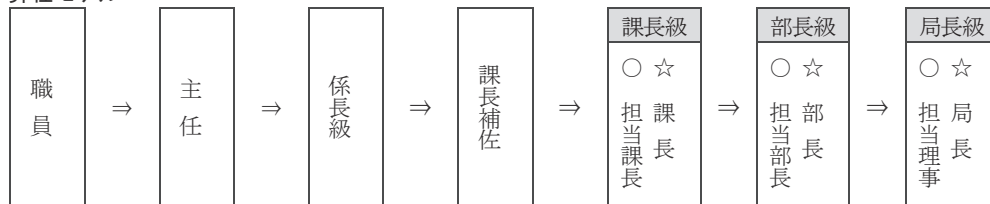
##### ◎「外国籍職員の任用に関する運用規程」の概要について

「外国籍職員の任用に関する運用規程」では、外国籍の職員は、「公権力の行使」に該当しない職務又は「公の意思形成への参画」に該当しない職(ラインの課長級以上の職を除く全ての職)に任用され、これらに関わる職員数はおおむね8割に当たるものであり、この中で、国籍に関わりなく職員の配置、異動、昇任等を行っていく旨の規定がなされています。

##### 参考1 職務の概要(代表例)

選考区分	「公権力の行使」に該当しない職務	「公権力の行使」に関わる職務
行政事務	情報化の推進、産業の振興、区政推進、区民相談 市民文化、スポーツの振興 水道、交通などの公営事業	市税等の賦課、滞納処分 生活保護の決定

##### 参考2 昇任モデル



※1 ☆は「ライン」の職を、○は「スタッフ」の職を示しています。

※2 係長級への昇任は、係長昇任選考を実施しており、合格すると33歳(最短)で係長級に昇任します。

### 6 給与等

#### (1) 給与(初任給)

平成 31 年 4 月 1 日現在の給与は次のとおりです。ただし、条例等の改正により、変更されることがあります。

学歴	初任給 ※地域手当を含む	その他の手当など
大 学 院 修 士 課 程 修 了 者	222,604 円	① 初任給については、学校卒業後の職歴等がある方は、一定の基準に基づいて、左記の金額に加算されます。 ② この他に、期末・勤勉手当(4.45 月分)が支給されます。また、支給要件に該当する方には、通勤手当(1 箇月あたり最高 55,000 円)、扶養手当、住居手当(1 箇月あたり最高 23,900 円)等の諸手当が支給されます。
大 学 卒	205,204 円	
短 大 卒	179,220 円	
高 校 卒	165,880 円	

#### (2)勤務時間及び休暇等

##### ①勤務時間

原則として、月曜日から金曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで(休憩時間1時間を含む。)

※配属先によって異なる場合があります。

##### ②休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日まで)

※配属先によって異なる場合があります。

##### ③休暇等

年次有給休暇(年間 20 日間)のほか、夏季(5 日間)・結婚・出産・忌引・子の看護・男性職員の育児参加・短期介護などの特別休暇があります。また育児休業制度、育児短時間勤務制度、介護休暇などもあります。

※上記の内容は、平成 31 年 4 月 1 日現在のものであり、変更される場合があります。

### 7 個人別成績情報の提供

この選考で不合格となった方に対し、本人から申出があった場合に限り、成績情報を提供します。ただし、申出は次の手順に限り(電話等は不可)。

対象者 (本人に限る)	提供内容	手順
第 1 次選考 不 合 格 者	第 1 次選考の総合順位及び総合得点 <参考> 第 1 次選考配点 300点	提供希望者は、最終合格発表日から1箇月以内(消印有効)に、下記①～③を次の住所に郵送してください。 ①個人別成績に関する情報提供申出書 ※ホームページからダウンロード(最終合格発表日から 1 箇月間掲載) ②受験票 ③返信用封筒(82 円切手を貼り、宛先を明記した定型封筒) ※消費税増税に伴い、郵便料金が上がる可能性があります。 事前に郵便料金を御確認の上、郵送してください。 《申出書郵送先》 〒210-0006 川崎市川崎区砂子 1-7-4 砂子平沼ビル 4 階 川崎市人事委員会事務局任用課  ※個人別成績情報は、令和 2 年 1 月下旬以降に発送します。 ※総合順位は、欠席者を除いた総合得点の順位で記載しています。
第 2 次選考 不 合 格 者	第 2 次選考の総合順位及び総合得点 (第 1 次及び第 2 次選考の合算) <参考> 第 2 次選考配点 700点	

## 8 申込方法等

受験申込は、電子申請(インターネット)又は郵送で行ってください。

## (1) 電子申請(インターネット)による申込方法(推奨)

ホームページ「川崎市職員採用案内」→「川崎市職員採用試験・選考情報」→「障害者を対象とした川崎市職員採用選考」→「電子申請による採用選考申込方法(障害者を対象とした採用選考)」と進み、詳しい申込方法を確認してから申込手続きを行ってください。

申込受付期間	7月16日(火) 午前9時 ~ 8月13日(火) 午後5時 (受信有効) ※申込締切日はアクセスが集中し、サイトにつながらない、又は表示に時間がかかる等の現象が起こることがあります。また、使用するパソコンや通信回線の障害等のトラブルについては、一切責任を負いかねますので、期限までに余裕を持ってお申込ください。 ※受験に際して市が収集する個人情報は、採用試験及び採用手続きにのみ使用します。
申 込 手 順	<p>(1)「ネット窓口かわさき(電子申請サービス)」の利用者登録を行う(登録済みの方は(2)へ) ネット窓口かわさき(電子申請サービス)の利用者登録の手順は、ホームページに掲載してある「川崎市職員採用試験・電子申請マニュアル(利用者登録編)」を御確認ください。 【重要①】 利用者登録の際に取得した「ID」と「パスワード」は忘れないよう必ず控えておいてください。「ID」と「パスワード」を忘れた場合は、「サンキューコールかわさき(044-200-3939)」にお問合せください。 【重要②】 利用者登録の際の入力項目に、「審査結果通知」及び「到達メール」の受け取りを希望するかどうかの項目がありますので、必ず「希望する」を選択してください。</p> <p>(2)電子申請により受験申込を行う ネット窓口かわさきの利用者登録が完了後、ホームページ「電子申請による採用選考申込方法(障害者を対象とした採用選考)」の下段にある「電子申請する」ボタンを選択し、画面表示にしたがって採用選考の申込を行ってください。申込の手順は、ホームページに掲載してある「障害者を対象とした川崎市職員採用選考・電子申請マニュアル(申請編)」を御確認ください。 ⇒申込手続きが完了すると、ネット窓口かわさきの利用者登録の際に登録したメールアドレスに、1時間以内に申請到達メールが送信されますので確認してください(申込完了後、1時間経過しても申請到達メールが届かない場合は、必ず川崎市人事委員会事務局任用課まで電話で御連絡ください。)</p> <p>(3)申込内容の審査 川崎市人事委員会が、申込内容を審査します。 ※申込内容確認のため、電話等にて連絡することがあります。連絡が取れない場合、申込を受け付けできない場合がありますので、受験申込の際の連絡先の入力、誤りのないよう、また、確実に連絡が取れる連絡先を入力してください。</p> <p>(4)審査結果の通知 申込内容等に不備がなく、審査が終了すると、ネット窓口かわさきの電子申請利用者ポータルへ審査結果が通知されますので必ず確認してください(受験申込日から2日程度(土曜日・日曜日・祝日は除く。)) 過ぎても、審査結果通知が届かない場合は、必ず川崎市人事委員会事務局任用課まで電話で御連絡ください。)</p>
申込整理票と受験票の印刷	9月12日(木)(予定)に「申込整理票」と「受験票」を、ネット窓口かわさきの電子申請利用者ポータルに送信しますので、ダウンロードして、それぞれ片面印刷(A4サイズ)してください。「申込整理票」には、カラー写真(縦4cm×横3cm、裏面に氏名を記入)の貼り付けと署名をしてください。 第1次選考日当日、写真を貼り付け、署名した「申込整理票」と「受験票」を必ず持参してください。

## (2) 郵送による申込方法(持参による受付は行いません。)

申込受付期間	7月16日(火) ~ 8月8日(木) (消印有効) ※申込受付期間後の申込は受理いたしませんので、御注意ください。
申 込 方 法	封筒の表に「障害者採用選考申込」と朱書して、必ず簡易書留で郵送してください。 ※ 封筒は、申込書を折らずに入れることのできる角形2号を使用してください。 ※ 簡易書留以外の郵便事故については、一切責任を負いません。
申 込 書 の 郵 送 先	〒210-0006 川崎市川崎区砂子 1-7-4 砂子平沼ビル 4 階 川崎市人事委員会事務局任用課

提出書類	<p><b>カラー写真(縦4cm×横3cm)を貼った申込書1通</b></p> <p>(1) 申込書に必要事項を記入し、<u>署名欄は必ず自署してください</u>(点字受験者は代筆可)。  (2) 62円切手は、<u>受験票送付用</u>です。申込書の右上にクリップで留めてください。  (3) 写真は、裏面に氏名を記入し、申込書に貼ってください。  ※ ホームページ「川崎市職員採用案内」から申込書を印刷する際は、必ず両面印刷してください。</p>
受験票の交付	<p>9月12日(木)(予定)に「<u>受験票</u>」を、本人宛てに郵送しますので、第1次選考日当日必ず持参してください。</p> <p>なお、9月17日(火)までに受験票が到着しない場合には、川崎市人事委員会事務局任用課まで電話で御連絡ください。</p>

### ◎ 受験上の配慮を希望する人へ

- (1) この選考については、希望により点字による受験ができます。点字による受験を希望する人は、電子申請の際に「1 希望する」を選択(郵送申込の場合は申込書の点字受験欄に○印を記入)の上、お申込みください。また、点字の補助として、問題の読み上げ等に音声パソコンを使用することもできますので、希望される場合は、お申込の前に必ず川崎市人事委員会事務局任用課(044-200-3343)まで連絡してください。
- (2) 選考当日、補装具等の持込みを希望する人、手話通訳者を必要とする人、車椅子を使用する人、その他受験に際して特に配慮を希望する人は、電子申請の際にコード選択又は入力(郵送申込の場合は申込書の裏面に必ず必要事項を記入)してください。
- (3) 第2次試験における個別面接では、受験者が登録等をしている就労支援機関の職員の同席を合理的配慮として認めます。同席する場合は、選考会場等の準備のため、11月25日(月)までに必ず川崎市人事委員会事務局任用課(044-200-3343)まで連絡してください。

### 9 その他

教養試験の問題例及び作文試験の過去の課題をホームページ「川崎市職員採用案内」に掲載しています。インターネットを利用できない場合は、返信用封筒(82円※切手を貼り、宛先を明記した定形封筒)及び障害者採用選考の問題例等を請求する旨を書いたメモを同封し、次の住所宛て請求してください。印刷したものを送付します。

〒210-0006 川崎市川崎区砂子1-7-4 砂子平沼ビル4階 川崎市人事委員会事務局任用課

※消費税増税に伴い、郵便料金が上がる可能性があります。事前に郵便料金を御確認の上、送付してください。  
なお、郵便料金の値上がり前に送付した場合でも、値上がり後に人事委員会事務局任用課に届いた請求は、値上がり後の郵便料金が必要になりますので御注意ください。

《申込書記入方法》

申込書は、記入例をよく見てボールペンで間違いのないようにはっきりと記入してください。コード番号は下のコード表を見て記入してください。

- ① 性別:該当する性別を○で囲んでください。
- ② 生年月日:1桁の数字の場合は10の位に0を記入し、( )内には西暦を記入してください。  
(記入例)平成10年4月1日生まれ
- ③ 年齢:令和2年4月1日時点の年齢を記入してください。  
(記入例)22歳
- ④ 氏名:カタカナは、濁点「・」、半濁点「゜」も同一マス内に記入してください。
- ⑤ 受験票・合格通知等送付先:受験票及び通知等の発送時に利用しますので、正確に記入してください。現住所と異なる場合は、現住所も記入してください。
- ⑥ 電話番号:電話番号を必ず記入してください。緊急連絡先は、申込内容に関する確認のため連絡することがありますので、平日の昼間に確実に連絡の取れるところ(伝言を頼めるところを含む。)を記入してください。なお、連絡が取れない場合は、受験できないことがあります。
- ⑦ 学歴:最終のものから順に記入してください。区分はコード表を見て記入してください。  
※1 卒業見込は、令和2年3月までに卒業を予定している場合に限ります。  
※2 中途退学の場合は学歴に含めません。  
※3 専修学校、各種学校等の場合については、2年以上のものを記入してください。  
(記入例)○○大学法学部法律学科に平成28年4月に入学し、令和2年3月に卒業見込  
△△高校普通科に平成25年4月に入学し、平成28年3月に卒業した場合
- ⑧ アンケート:次のアンケートは、今後の職員採用の広報等の参考としますので、御協力をお願いします。回答はコード表を見て記入してください。なお、このアンケートは合否には一切関係ありません。  
(ア) アンケート1:この選考があることをどの方法で知りましたか。(複数回答可)  
(記入例)学校と川崎市ホームページ  
(イ) アンケート2:他の公務員、民間企業等への併願状況(予定を含む。)について、川崎市を除いた志望順に左から記入してください。  
(記入例)第1志望:国家公務員、第2志望:民間企業
- ⑨ 点字受験:点字受験を希望する場合、○印を記入してください。
- ⑩ 障害者手帳等:手帳等の記載内容を記入してください。障害名は、傷病名との混同に注意して手帳等の記載どおりに記入してください。障害区分は、主な障害についてコード表を見て記入してください。  
(記入例)○○による左下肢機能障害5級(肢体不自由)
- ⑪ 署名欄:記載内容を確認の上、必ず自署してください(点字受験者は代筆可)。

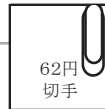
(コード表)

最終学歴		アンケート						障害区分(注)	
区 分		アンケート1			アンケート2				
大 学 院	1	学 校	01	国 家	01	視 覚	01		
大 学	2	知 人・友 人	02	東 京 都	02	聴 覚・平 衡 機 能	02		
短 大	3	市 政 だ よ り	03	神 奈 川 県	03	音 声・言 語・	03		
高 専	4	川崎市ホームページ	04	そ の 他 道 府 県	04	そ し ゃ く 機 能			
専 修 学 校 等	5	就 職 情 報 サ イ ト	05	横 浜 市	05	肢 体 不 自 由	04		
高 校	6	採 用 案 内	06	相 模 原 市	06	内 部 障 害	05		
中 学 校	7	受 験 雑 誌	07	特 別 区	07	知 的 障 害	06		
		説 明 会	08	そ の 他 市 町 村	08	精 神 障 害	07		
		そ の 他	09	そ の 他 の 公 務 員	09				
				民 間 企 業	10				
				進 学	11				
				併 願 な し	12				

(注) 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害、その他政令で定める障害については「内部障害(コード05)」を記入してください。

記入例 (表面)

右上に受験票送付用の62円切手をクリップで留めてください。



令和元年度 障害者を対象とした川崎市職員採用選考 申込書

\* ※の項目は記入しないでください。  
\* この申込書は折り曲げないで封筒に入れてください。

※ ナンバリング

種別	(コード)	試験区分	(コード)	※ 受験番号	この欄に必ずカラー写真を貼ってください。 ・縦4cm×横3cm ・上半身、正面向き、脱帽 ・3箇月以内撮影 ・写真裏面に氏名を記入すること
障害者	0 5	行政事務	0 1		
性別 (該当に○)	生年月日 (1桁の場合は頭に「0」をつけてください。)			年齢	
① ② ③ (男) 女	元号	年	月	日	(令和2年4月1日時点)
④ (男) 女	昭和(平成)	1 0	( 1 9 9 8 )	0 4	0 1 満 2 2 歳
氏名(カナ) 左詰で記入し、姓と名の間は1文字分あけてください					
④ カ ワ サ キ ジ ロ ウ					
氏名(漢字) 左詰で記入し、姓と名の間は1文字分あけてください					
川 崎 次 郎					
受験票・合格通知等送付先 (郵便番号)			('都道府県)及び('郡・市町村・区)		
⑤ 2 1 0 - 0 0 0 4			神奈川県川崎市川崎区		
('町・字名)及び('番地)			('マンション・アパート名)、「室番号」、「方書」等)		
宮本町1-2-3			砂子平沼ビル401号室		
現住所 受験票・合格通知等送付先と異なる場合のみ記入してください。					
-					
電話番号(自宅)		(携 帯)		連絡先名	
⑥ 044-200-XXXX		090-1234-XXXX		父 090-5678-XXXX	
最終学歴(学校名)		(区分)	※(学校コード)	(学 部)	
⑦ ○○大学		2		法学部	
平成 2 8 年 0 4 月 入学		平成 0 2 年 0 3 月	卒業・卒業見込		
その前の学歴(学校名)		(学 部)		(学科・専攻)	
△△高等学校				普通科	
平成 2 5 年 0 4 月 入学		平成 2 8 年 0 3 月		卒 業	
アンケート1		アンケート2		点字受験	
⑧ 0 1 0 4		0 1 1 0		(点字希望者のみ○を記入)	
⑨ 障害者手帳等	(交付機関名)		(交付番号)	(交付年月日)	
	川崎 都道府県(市)第○○××号		昭和・平成(令和)	0 1 年 0 5 月 0 1 日	
⑩	(障害名)		(障害の等級)	(再交付年月日)	
	○○による左下肢機能障害		5 級	昭和・平成(令和) 年 月 日	
				0 4	
私は、令和元年度障害者を対象とした川崎市職員採用選考案内の記載事項を了承の上、同選考を受験したいので申し込みます。なお、私は、選考案内に掲げられている受験資格を全て満たしており、地方公務員法第16条にも該当しておりません。また、この申込書の記載事項は全て事実と相違ありません。					
⑪ 令和 元 年 7 月 1 7 日 氏名 川崎 次郎 (必ず自署してください。)					

裏面も必ず記入してください。

令和元年度 障害者を対象とした川崎市職員採用選考 申込書

\* ※の項目は記入しないでください。  
\* この申込書は折り曲げないで封筒に入れてください。

※ ナンバリング
----------

種 別	(コード)	試験区分	(コード)	※ 受験番号	この欄に必ずカラー写真を貼ってください。 ・縦4cm×横3cm ・上半身、正面向き、脱帽 ・3箇月以内撮影 ・写真裏面に氏名を記入すること
障害者	0 5	行政事務	0 1		
性 別 (該当に○)	生年月日 (1桁の場合は頭に「0」をつけてください。)			年 齢 (令和2年4月1日時点)	
男・女	元号	年	月	日	満 歳
	昭和・平成	( )			
氏名(カナ) 左詰で記入し、姓と名の間は1文字分あけてください					
氏名(漢字) 左詰で記入し、姓と名の間は1文字分あけてください					
受験票・合格通知等送付先 (郵便番号)			〔都道府県〕及び〔郡・市町村・区〕		
-					
〔町・字名〕及び〔番地〕			〔マンション・アパート名〕、〔室番号〕、〔方書〕等		
現住所 受験票・合格通知等送付先と異なる場合のみ記入してください。					
電話番号 (自宅)		(携 帯)		緊急連絡先	
-		-		連絡先名	
-		-		-	
最終学歴 (学校名)		(区分)	※(学校コード)	(学 部)	(学科・専攻)
平成 令和	年	月	入学	平成 令和	年
その前の学歴 (学校名)		(学 部)		(学科・専攻)	
平成	年	月	入学	平成	年
アンケート1		アンケート2		点字受験 (点字希望者のみ○を記入)	
障害者 手帳等	(交付機関名)		(交付番号)	(交付年月日)	
	都道府県(市)		第 号	昭和・平成 令和	年 月 日
	(障 害 名)		(障害の等級)	(再交付年月日)	
		級	昭和・平成 令和	年 月 日	

私は、令和元年度障害者を対象とした川崎市職員採用選考案内の記載事項を了承の上、同選考を受験したいので申し込みます。なお、私は、選考案内に掲げられている受験資格を全て満たしており、地方公務員法第16条にも該当しておりません。また、この申込書の記載事項は全て事実と相違ありません。

令和 年 月 日 氏名 (必ず自署してください。)

裏面も必ず記入してください。

該当する項目を○で囲み、必要に応じて具体的に記入してください。  
選考準備のため、希望する配慮内容を記入又は該当する箇所を○で囲んでください。  
点字による受験を希望する人は、表面の点字受験欄に○を記入してください。

1 選考当日、補装具等の使用について

- (1) 使用しない (2) 使用する

※ 上記(2)の人で使用する補装具等について

(ア) ルーペ

(イ) 補聴器(メーカー名: 機種: リモコン使用: 有・無)

※選考中は、補聴器の無線通信機能は使用できませんのでご注意ください。

(ウ) ワークプロ又はノートパソコン(上肢機能等の障害により筆記が困難な人に限ります。)

(エ) 音声パソコン(希望する人は申込前に必ず川崎市人事委員会事務局任用課まで御連絡ください。)

(オ) 点字器

(カ) 電動タイプライター(カナタイプライターは使用できません。)

(キ) 点字タイプライター

(ク) その他 ( )

(上記以外の補装具等の使用を希望する人は具体的に記入してください。)

2 会場での車椅子使用について

- (1) 使用しない (2) 使用する(手動・電動)

※ 上記(2)の人で机の調整について(教養・作文試験時)

(ア) 不要 (イ) 必要

3 手話通訳者について

- (1) 必要ない(口話・筆話) (2) 必要とする

4 駐車場の利用について

- (1) 利用しない (2) 利用する

(車種 )

(ナンバー )

※ 駐車場の台数に限りがありますので、自動車でなければ選考会場に來られない人だけ利用するようにしてください。

5 付添いの人について

- (1) 來ない (2) 來る

6 その他、特記事項があれば記入してください。

※通常の机、椅子等の使用による受験に支障のある人は、あらかじめ人事委員会事務局任用課まで申出てください。



川崎市人事委員会公告第4号

令和元年度川崎市職員（技能・業務）採用選考の  
実施について

令和元年度川崎市職員（技能・業務）採用選考を次の  
とおり行います。

令和元年7月31日

川崎市人事委員会  
委員長 魚津利興



KAWASAKI CITY

### 令和元年度

## 川崎市職員(技能・業務)採用選考案内

川崎市人事委員会

#### 《主な日程》

申込受付期間	7月31日(水)～8月20日(火)(消印有効)
申込方法	郵送のみ
受験票発行	9月12日(木)(予定)
第1次選考日	9月29日(日)【教養試験・作文試験】
第1次合格発表日	10月8日(火)(予定)
第2次選考日	10月23日(水)【体力検査・面接試験】(予定)
最終合格発表日	11月21日(木) 午前10時頃(予定)

#### 《問い合わせ先》 川崎市人事委員会事務局任用課

〒210-0006 川崎市川崎区砂子1-7-4 砂子平沼ビル4階

電話:044-200-3343 FAX:044-222-6449

「川崎市職員採用案内」ホームページアドレス

<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/61-1-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

川崎市人事委員会 Twitter

<@kawasaki\_saiyou>[https://twitter.com/kawasaki\\_saiyou](https://twitter.com/kawasaki_saiyou)

※災害等により選考日程を変更する場合は、川崎市人事委員会 Twitter でお知らせします。

※川崎市職員採用選考は、皆さまの申込によって選考の準備が進められ、経費は、市民の方に納めていただいた税金が使われます。貴重な税金を有効に活用するためにも、選考の申込をした人は、必ず受験するようお願いいたします。

### 1 選考区分・職務概要・採用予定人員

選考区分	主な職務概要	採用予定人員
技能・業務	(例)・生活環境事業所における廃棄物収集車の運転及び廃棄物の収集等 ・道路公園センターにおける道路維持作業車の運転及び道路補修作業等 ・事業所等における自動車(市営バスは除く)の運転 ・配水工事事務所における配管作業及び作業車の運転等	10名程度

(注) 交替制勤務を要する職場に配属されることもあります。

## 2 受験資格

選考区分	年齢	免許
技能・業務	昭和55年4月2日以降に生まれた人	申込時に大型自動車免許及び大型特殊自動車免許(限定免許を除く)をいずれも取得済み又は取得見込みであること ※申し込み時に取得見込みの人は、令和2年3月31日までに大型自動車免許及び大型特殊自動車免許を取得できない場合は採用されません。また、取得の証明ができない場合は採用されません。

※学歴は問いません。

※受験資格にかかわらず、地方公務員法第16条により、次に該当する人は受験できません。

- 1 成年被後見人、被保佐人(※)
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- 3 川崎市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- 4 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる者を含む。

## 3 選考日程・科目・内容・会場・合格発表

(指定された試験日時・会場等の変更は受け付けることができませんので、あらかじめ御了承ください。)

第1次選考【教養試験・作文試験】				
選考日程	選考科目	選考内容	会場	合格発表日
9月29日(日) 集合時刻 午前9時45分 解散時刻 午後2時15分頃	教養試験	○公務員として必要な一般教養に関する択一式筆記試験です。  社会(法律、政治、経済、社会) 人文(世界史、日本史、地理、国語) 自然(数学、物理、化学、生物、地学) 文章理解(現代文、英文) 判断推理、数的推理、資料解釈 【択一式 50問 120分】	次の会場のうちいずれかを受験票で指定します。  川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町3-3) 市立川崎高等学校 (川崎市川崎区中島3-3-1) 市立幸高等学校※上履き持参 (川崎市幸区戸手本町1-150) 法政大学第二中・高等学校 (川崎市中原区木月大町6-1) 中原区役所 (川崎市中原区小杉町3-245)	【第1次選考合格】 10月8日(火) 午前10時頃(予定)
	作文試験	○与えられた課題について、理解力、論理性、表現力などを評価します。 ※作文試験は、教養試験の結果により採点されない場合があります。 【800字以上、1,000字以内 60分】		
第2次選考【体力検査・面接試験】(集合時間等の詳細は、第1次選考合格者に文書で通知します。)				
10月23日(水)	体力検査	技能・業務職員としての職務遂行に必要な体力についての検査(握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、腕立て伏せ)を行います。	川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町3-3)	【最終合格】 11月21日(木) 午前10時頃(予定)
	個別面接	個別面接(3対1)を行い、人間的な側面、仕事に対する意欲・適性、コミュニケーション能力などを評価します。 【30分程度】		

(注)

- 1 受験に際しては、受験票、HBの鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム、昼食を持参してください。
- 2 選考会場の案内図は、ホームページ「川崎市職員採用案内」に掲載しますので御確認ください。
- 3 選考会場への問い合わせ、自動車、バイク、自転車等での来場は禁止します。
- 4 合格発表は、ホームページ「川崎市職員採用案内」に合格者の受験番号を掲載します。
- 5 第1次選考合格者及び最終合格者には、合格等発表日に文書で通知を発送します。なお、郵便事情などにより延着、不着となる場合もありますので、合否はホームページで必ず確認してください。
- 6 第1次選考の合格者は、各選考科目の結果を総合して決定します。また、最終合格者は、第1次選考及び第2次選考の結果を総合して決定します。第1次選考、第2次選考ともに、いずれかの選考科目において一定の基準に達しない場合は、他の選考科目の成績にかかわらず不合格となります。
- 7 第1次選考合格者には、「面接カード」3部(うち、2部は原本をコピーしたもの)及び運転免許証のコピーを、10月15日(火)(消印有効)までに提出していただきます。「面接カード」の様式は、第1次選考合格通知に同封いたしますので、第1次選考合格者で、10月10日(木)までに第1次選考合格通知が届かない場合は川崎市人事委員会事務局(044-200-3343)まで御連絡ください。  
また、「面接カード」に貼付するカラー写真(縦4cm×横3cm)3枚が必要となります。

#### 4 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、川崎市人事委員会が作成する選考合格者名簿に登載され、川崎市の各任命権者(市長等)からの請求に応じて提示されます。なお、名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。
- (2) 名簿に登載された方は、本人の意思による辞退や採用するにふさわしくない非違行為等があった場合等を除き、原則として令和2年4月1日に採用されます。
- (3) 受験資格がないことや、「申込内容」、「面接カード」等の提出書類の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、選考合格者名簿から削除します。
- (4) 申し込み時に取得見込みの人は、令和2年3月31日までに大型自動車免許及び大型特殊自動車免許を取得できない場合は採用されません。また、取得の証明ができない場合は採用されません。
- (5) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は採用されません。

#### 5 給与等(平成31年4月1日現在)

##### (1) 給与(初任給)

技能職員として採用された場合の給与月額例は次のとおりです。ただし、条例等の改正により、変更されることがあります。なお、年齢の基準日は、平成31年4月1日です。

年齢	初任給 ※地域手当を含む	その他の手当など
25歳	190,356円	① この他に、期末・勤働手当(4.45月分)が支給されます。また、支給要件に該当する方には、通勤手当(1箇月あたり最高55,000円)、扶養手当、住居手当(1箇月あたり最高23,900円)等の諸手当が支給されます。 ② 業務職員として採用された場合、初任給は左記の金額と若干異なります。
30歳	213,092円	
35歳	233,624円	

##### (2)勤務時間及び休暇等

###### ①勤務時間

原則として、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで(休憩時間1時間含む)

※配属先によって異なる場合があります。

###### ②休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)

※配属先によって異なる場合があります。

###### ③休暇等

年次有給休暇(年間20日間)のほか、夏季(5日間)・結婚・出産・忌引・子の看護・男性職員の育児参加・短期介護などの特別休暇があります。また育児休業制度、育児短時間勤務制度、介護休暇などもあります。

※上記の内容は、平成31年4月1日現在のものであり、変更される場合があります。

#### 6 個人別成績情報の提供

この選考で不合格となった方に対し、本人から申出があった場合に限り、成績情報を提供します。ただし、申出は次の手順に限り(電話等は不可)。

対象者 (本人に限る)	提供内容	手順
第1次選考 不合格者	第1次選考の総合順位及び総合得点 <参考>第1次選考配点 300点	提供希望者は、最終合格発表日から1箇月以内(消印有効)に、下記①～③を次の住所に郵送してください。 ①個人別成績に関する情報提供申出書 ※ホームページからダウンロード(最終合格発表日から1箇月間掲載) ②受験票 ③返信用封筒(82円切手を貼り、宛先を明記した定型封筒) ※消費税増税に伴い、郵便料金が上がる可能性があります。 事前に郵便料金を御確認の上、郵送してください。 《申出書郵送先》 〒210-0006 川崎市川崎区砂子1-7-4 砂子平沼ビル4階 川崎市人事委員会事務局任用課 ※個人別成績情報は、令和元年12月下旬以降に発送します。
第2次選考 不合格者	第2次選考の総合順位及び総合得点 (第1次及び第2次選考の合算) <参考>第2次選考配点 700点	

#### 7 申込方法等

申込受付期間	令和元年7月31日(水)～8月20日(火)(消印有効) ※ 申込受付期間後の申込は受理いたしませんので、御注意ください。
申込方法	封筒の表に「技能・業務選考申込」と朱書して、必ず簡易書留で郵送してください。 ※ 封筒は、申込書を折らずに入れることのできる角形2号を使用してください。 ※ 簡易書留以外の郵便事故については、一切責任を負いません。

申込書郵送先	〒210-0006 川崎市川崎区砂子 1-7-4 砂子平沼ビル 4 階 川崎市人事委員会事務局任用課
提出書類	カラー写真(縦4cm×横3cm)を貼った申込書1通 (1) 申込書に必要な事項を記入し、署名欄は必ず自署してください。 (2) 62 円切手は、受験票送付用です。申込書の右上にクリップで留めてください。 (3) 写真は、裏面に氏名を記入し、申込書に貼ってください。 ※ ホームページ「川崎市職員採用案内」から申込書を印刷する際は、必ず両面印刷してください。
受験票の交付	9月12日(木)(予定)に「受験票」を、本人宛てに郵送しますので、選考当日必ず持参してください。 なお9月17日(火)までに受験票が到着しない場合には、川崎市人事委員会事務局任用課まで電話で御連絡ください。

### 《申込書記入方法》

申込書は、この採用選考案内の記載事項を了承の上、記入例をよく見てボールペンで間違いのないようにはっきりと記入してください。

- ① 性別: 該当する性別を○で囲んでください。
- ② 生年月日: 1桁の数字の場合は10の位に0を記入し、( )内には西暦を記入してください。
- ③ 年齢: 令和2年4月1日時点の年齢を記入してください。
- ④ 氏名: カタカナは、濁点「<sup>˙</sup>」、半濁点「<sup>ˆ</sup>」も同一マス内に記入してください。
- ⑤ 受験票・合格通知等送付先: 受験票及び通知等の発送時に利用しますので、正確に記入してください。現住所と異なる場合は、現住所も記入してください。
- ⑥ 電話番号: 電話番号を必ず記入してください。緊急連絡先は、申込内容に関する確認のため連絡することがありますので、平日の昼間に確実に連絡の取れるところ(伝言を頼めるところを含む。)を記入してください。なお、連絡が取れない場合は、受験できないことがあります。
- ⑦ 学歴: 最終のものから順に記入してください。区分はコード表を見て記入してください。  
※1 卒業見込は、令和2年3月までに卒業を予定している場合に限りませぬ。  
※2 中途退学の場合は学歴に含めませぬ。  
※3 専修学校、各種学校等の場合については、2年以上のものを記入してください。  
(記入例) ○○高校に平成25年4月に入学し、平成28年3月に卒業  
△△中学校に平成22年4月に入学し、平成25年3月に卒業した場合
- ⑧ 署名欄: 記載内容を確認の上、必ず自署してください。

#### (コード表)

最終学歴		区 分
大 学 院		1
大 学		2
短 大		3
高 専		4
専 修 学 校 等		5
高 校		6
中 学 校		7

※ 申込書裏面も必ず記入してください。裏面の記入がない場合は、申込を受け付けませぬ。

記入例 (表面)

右上に受験票送付用の62円切手をクリップで留めてください。



令和元年度 川崎市職員(技能・業務)採用選考申込書

\* ※の項目は記入しないでください。  
\* この申込書は折り曲げないで封筒に入れてください。

※ ナンバリング

① ② ③

種別	(コード)	試験区分	(コード)	※	受験番号
選考	0 3	技能・業務	7 0		

この欄に必ずカラー写真を貼ってください。

・縦4cm×横3cm

・上半身、正面向き、脱帽

・3箇月以内撮影

・写真裏面に氏名を記入すること

性別 (該当に○)	元号	生年月日 (1桁の場合は頭に「0」をつけてください。)				年齢 (令和2年4月1日時点)	
男・女	昭和(平成)	0 9	(	1997	)	1 0	1 4
						満	2 2
						歳	

氏名(カナ) 左詰で記入し、姓と名の間は1文字分あけてください

④

カ ワ サ キ ジ ロ ウ

氏名(漢字) 左詰で記入し、姓と名の間は1文字分あけてください

川 崎 次 郎

⑤

2 1 0 - 0 0 0 4 神奈川県川崎市川崎区

(「町・字名」及び「番地」) (「マンション・アパート名」、「室番号」、「方書」等)

宮本町1-2-3 砂子平沼ビル401号

現住所 受験票・合格通知等送付先と異なる場合のみ記入してください。

-

⑥

044-200-XXXX 090-1234-XXXX 父 090-5678-XXXX

⑦

〇〇高等学校 6 普通科

昭和(平成) 2 5 年 0 4 月 入学 昭和(平成) 2 8 年 0 3 月 卒業・卒業見込

△△中学校

昭和(平成) 2 2 年 0 4 月 入学 昭和(平成) 2 5 年 0 3 月 卒業

私は、令和元年度川崎市職員(技能・業務)採用選考案内の記載事項を了承の上、同選考を受験したいので申し込みます。なお、私は、選考案内に掲げられている受験資格を全て満たしており、地方公務員法第16条にも該当していません。また、この申込書の記載事項は全て事実と相違ありません。

⑧

令和 元 年 7 月 31 日 氏名 川崎次郎 (必ず自署してください。)

裏面も必ず記入してください。

令和元年度 川崎市職員(技能・業務)採用選考申込書

\* ※の項目は記入しないでください。  
\* この申込書は折り曲げないで封筒に入れてください。

※ ナンバリング
----------

種 別	(コード)	試験区分	(コード)	※ 受験番号	この欄に必ずカラー写真を貼ってください。 ・縦4cm×横3cm ・上半身、正面向き、脱帽 ・3箇月以内撮影 ・写真裏面に氏名を記入すること
選考	0 3	技能・業務	7 0		
性 別 (該当に○)	生年月日 (1桁の場合は頭に「0」をつけてください。)			年 齢 (令和2年4月1日時点)	
男・女	元号	年	月	日	満 歳
男・女	昭和・平成	( )			
氏名(カナ) 左詰で記入し、姓と名の間は1文字分あけてください					
氏名(漢字) 左詰で記入し、姓と名の間は1文字分あけてください					
受験票・合格通知等送付先 (郵便番号)			(「都道府県」及び「郡・市町村・区」)		
(「町・字名」及び「番地」)			(「マンション・アパート名」、「室番号」、「方書」等)		
現住所 受験票・合格通知等送付先と異なる場合のみ記入してください。					
電話番号 (自宅)		(携 帯)		緊急連絡先	
— —		— —		連絡先名 — —	
最終学歴 (学校名)		(区分)	※(学校コード)	(学 部)	(学科・専攻)
昭和・平成 令和	年	月	入学	昭和・平成 令和	年 月 卒業・卒業見込
その前の学歴 (学校名)			(学 部)	(学科・専攻)	
昭和・平成 令和	年	月	入学	昭和・平成 令和	年 月 卒業
私は、令和元年度川崎市職員(技能・業務)採用選考案内の記載事項を了承の上、同選考を受験したいので申し込みます。なお、私は、選考案内に掲げられている受験資格を全て満たしており、地方公務員法第16条にも該当しておりません。また、この申込書の記載事項は全て事実と相違ありません。					
令和 年 月 日 氏名 _____ (必ず自署してください。)					

裏面も必ず記入してください。

氏名

〔免許取得状況記入欄〕

※ 大型自動車免許及び大型特殊自動車免許は受験資格です。取得年月日を必ず記入してください。

免許区分	取得(見込)年月日	どちらかに○
大型自動車免許	平成・令和 年 月 日	取得済み 取得見込み
大型特殊自動車免許(限定免許除く)	平成・令和 年 月 日	取得済み 取得見込み

職歴欄(自家営業・アルバイト・無職期間も含めて直近のものから記入してください。)		
勤務先名称	職務内容	職務経験期間
(直近の職歴)		昭・平・令 年 月 昭・平・令 年 月
(その前の職歴)		昭・平・令 年 月 昭・平・令 年 月
(その前の職歴)		昭・平・令 年 月 昭・平・令 年 月
(その前の職歴)		昭・平・令 年 月 昭・平・令 年 月
(その前の職歴)		昭・平・令 年 月 昭・平・令 年 月
(その前の職歴)		昭・平・令 年 月 昭・平・令 年 月
(その前の職歴)		昭・平・令 年 月 昭・平・令 年 月

川崎市技能・業務職員を志望した理由(必ず記入してください。)



**川 崎 区 公 告**

**川崎市川崎区公告第24号**

督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年7月19日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	介護保険料	第2期	令和元年7月30日(第2期分)	計4件
平成31年度	介護保険料	第3期	令和元年7月30日(第3期分)	計33件

(別紙省略)

**川崎市川崎区公告第25号**

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年7月19日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	国民健康保険料	第10期	令和元年7月30日	計2件
平成31年度	国民健康保険料	過随4月	令和元年7月30日	計2件
平成31年度	国民健康保険料	過随5月	令和元年7月30日	計5件
平成31年度	国民健康保険料	過随6月	令和元年7月30日	計1件
平成31年度	国民健康保険料	第1期	令和元年7月30日	計5件

(別紙省略)

**川崎市川崎区公告第26号**

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年7月19日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年度	科目	期別	この公示により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	国民健康保険料	5期	令和元年7月30日(第5期)	計1件
平成30年度	国民健康保険料	6期	令和元年7月30日(第6期)	計1件
平成30年度	国民健康保険料	過随5月	令和元年7月2日(第過随5月)	計2件

(別紙省略)

**幸 区 公 告**

**川崎市幸区公告第11号**

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年7月19日

川崎市幸区長 関俊秀

年度	科目	期別	この公示により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	国民健康保険料	第9期	令和元年7月30日(第9期)	計3件
平成30年度	国民健康保険料	第10期	令和元年7月30日(第10期)	計6件
平成30年度	国民健康保険料	過随4月期	令和元年7月30日(過随4月期分)	計1件

(別紙省略)

高 津 区 公 告

川崎市高津区公告第13号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年7月19日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

年 度	科 目	期 別	滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	介護保険料	第2期分	令和元年7月30日 (第2期分)	計12件
平成31年度	介護保険料	第3期分	令和元年7月30日 (第3期分)	計28件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第14号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年7月19日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	国民健康保険料	第1期分	令和元年7月30日 (第1期分)	計30件

(別紙省略)

多 摩 区 公 告

川崎市多摩区公告第18号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年7月19日

川崎市多摩区長 荻 原 圭 一

年 度	科 目	期 別	滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	介護保険料	第2期	令和元年7月30日	8件

(別紙省略)

麻 生 区 公 告

川崎市麻生区公告第19号

次の督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年7月19日

川崎市麻生区長 多 田 貴 栄

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	国民健康保険料	第1期	令和元年7月30日 (第1期分)	計24件
平成31年度	国民健康保険料	過随4月	令和元年7月30日 (過随4月)	計1件

(別紙省略)

**川崎市麻生区公告第20号**

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年7月19日

川崎市麻生区長 多田 貴栄

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	介護保険料	第2期	令和元年7月30日(第2期分)	計2件

(別紙省略)

**川崎市麻生区公告第21号**

次の差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年7月29日

川崎市麻生区長 多田 貴栄

(別紙省略)

**宮前区選挙管理委員会告示**

**川崎市宮前区選挙管理委員会告示第17号**

令和元年7月21日執行の参議院神奈川県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における本区役所期日前投票所の投票管理者 鮫島 勝美 を解任し、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び第4項の規定により、新たに次のとおり選任しました。

令和元年7月12日

川崎市宮前区選挙管理委員会

委員長 滝澤 庄一

川崎市宮前区役所 期日前投票所

職務を行う日	投票管理者	
	住所	氏名
7月13日	川崎市宮前区神木本町4丁目11番4号	増田 稔

**多摩区選挙管理委員会告示**

**川崎市多摩区選挙管理委員会告示第17号**

令和元年7月21日執行の参議院神奈川県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における本区役所11階期日前投票所の投票管理者 野口 収 を解任し、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び第4項の規定により、新たに次のとおり選任しました。

令和元年7月19日

川崎市多摩区選挙管理委員会

委員長 本間 悦雄

川崎市多摩区役所11階 期日前投票所

職務を行う日	投票管理者	
	住所	氏名
7月20日	川崎市多摩区東生田3丁目3番15号	松岡 孝夫

**正 誤**

川崎市公報第1,775号（令和元年7月25日発行）2359ページ川崎市告示第115号中

「

31	上作延第213号線	高津区下作延5丁目1596番5先 ----- 高津区下作延5丁目1536番3先	6.00 ～ 6.77	146.91	
32	蟹ヶ谷第80号線	高津区上作延245番8先 ----- 高津区上作延240番4先	6.00 ～ 6.02	105.59	
33	中野島第217号線	高津区子母口770番2先 ----- 高津区子母口770番8先	4.50	34.97	
34	菅稲田堤第99号線	高津区蟹ヶ谷17番132先 ----- 高津区蟹ヶ谷17番138先	5.00	28.00	
35	東百合丘第161号線	宮前区野川本町3丁目434番28先 ----- 宮前区野川本町3丁目434番26先	4.50	34.05	
36	下麻生第173号線	多摩区中野島3丁目701番4先 ----- 多摩区中野島3丁目763番7先	5.00	90.18	

は  
「

31	下作延 第245号線	高津区下作延5丁目1596番5先	6.00	146.91	
		高津区下作延5丁目1536番3先	6.77		
32	上作延 第213号線	高津区上作延245番8先	6.00	105.59	
		高津区上作延240番4先	6.02		
33	子母口 第107号線	高津区子母口770番2先	4.50	34.97	
		高津区子母口770番8先			
34	蟹ヶ谷 第80号線	高津区蟹ヶ谷17番132先	5.00	28.00	
		高津区蟹ヶ谷17番138先			
35	野川本町 第1号線	宮前区野川本町3丁目434番28先	4.50	34.05	
		宮前区野川本町3丁目434番26先			
36	中野島 第217号線	多摩区中野島3丁目701番4先	5.00	90.18	
		多摩区中野島3丁目763番7先			

の誤り。

川崎市公報第1,775号(令和元年7月25日発行) 2360  
ページ川崎市告示第116号中

「

31	上作延 第213号線	高津区下作延5丁目1596番5先		
		高津区下作延5丁目1536番3先		
32	蟹ヶ谷 第80号線	高津区上作延245番8先		
		高津区上作延240番4先		
33	中野島 第217号線	高津区子母口770番2先		
		高津区子母口770番8先		
34	菅稲田堤 第99号線	高津区蟹ヶ谷17番132先		
		高津区蟹ヶ谷17番138先		
35	東百合丘 第161号線	宮前区野川本町3丁目434番28先		
		宮前区野川本町3丁目434番26先		
36	下麻生 第173号線	多摩区中野島3丁目701番4先		
		多摩区中野島3丁目763番7先		

は  
「

31	下作延 第245号線	高津区下作延5丁目1596番5先		
		高津区下作延5丁目1536番3先		
32	上作延 第213号線	高津区上作延245番8先		
		高津区上作延240番4先		
33	子母口 第107号線	高津区子母口770番2先		
		高津区子母口770番8先		
34	蟹ヶ谷 第80号線	高津区蟹ヶ谷17番132先		
		高津区蟹ヶ谷17番138先		
35	野川本町 第1号線	宮前区野川本町3丁目434番28先		
		宮前区野川本町3丁目434番26先		
36	中野島 第217号線	多摩区中野島3丁目701番4先		
		多摩区中野島3丁目763番7先		

の誤り。